

官報 号外

平成十六年六月八日

○第一百五十九回 衆議院會議錄 第三十九号

平成十六年六月八日(火曜日)

議事日程 第二十九号

平成十六年六月八日

午後一時開議

第一 児童手当法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第二 社会保障に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律案(内閣提出)

出)

第三 社会保障に関する日本国と大韓民国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律案(内閣提出)

○本日の会議に付した案件

証券取引等監視委員会委員長及び同委員任命につき同意を求めるの件

預金保険機理事長及び同理事任命につき同意を求めるの件

日本放送協会経営委員会委員任命につき同意を求めるの件

宇宙開発委員会委員任命につき同意を求めるの件

件

午後二時二分開議

○議長(河野洋平君) これより会議を開きます。

証券取引等監視委員会委員長に高橋武生君を、

同委員に水城武彦君及び野田晃子君を、

預金保険機理事に長島裕君を、

日本放送協会経営委員会委員に小丸成洋君、小柴正則君、小林緑君、佐々木涼子君及び武田國男君を、

社会保険審査会委員に大槻玄太郎君を、

航空・鉄道事故調査委員会委員に佐藤泰生君、宇田開発委員会委員につき同意を求めるの件

を求めるの件

社会保険審査会委員任命につき同意を求めるの件

ます、

証券取引等監視委員会委員長に高橋武生君を、

同委員に水城武彦君及び野田晃子君を、

預金保険機理事に長島裕君を、

日本放送協会経営委員会委員に小丸成洋君、小柴正則君、小林緑君、佐々木涼子君及び武田國男君を、

社会保険審査会委員に大槻玄太郎君を、

航空・鉄道事故調査委員会委員に佐藤泰生君、宇田開発委員会委員につき同意を求めるの件

を求めるの件

社会保険審査会委員任命につき同意を求めるの件

を求めるの件

平成十六年六月八日 衆議院会議録第三十九号

証券取引等監視委員会委員長及び同委員任命につき同意を求めるの件等七件

○議長(河野洋平君) 起立総員。よつて、いずれも同意を与えることに決まりました。

〔衛藤晟一君登壇〕
〔本号末尾に掲載〕

日程第一 児童手当法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第二 社会保障に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律案(内閣提出)

日程第三 社会保障に関する日本国と大韓民国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律案(内閣提出)

○議長(河野洋平君) 日程第一、児童手当法の一部を改正する法律案(内閣提出) 日程第二、社会保障に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律案(内閣提出) 日程第三、社会保障に関する日本国と大韓民国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律案(内閣提出) 日程第一、児童手当法の一部を改正する法律案(内閣提出) 日程第二、社会保障に関する日本国と大韓民国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律案(内閣提出) 日程第三、社会保障に関する日本国と大韓民国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律案(内閣提出) 等に關する法律案、右三案を一括して議題といたします。

委員長の報告を求めます。厚生労働委員長衛藤晟一君。

児童手当法の一部を改正する法律案及び同報告書

社会保障に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律案及び同報告書

定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律案及び同報告書について、韓国との間では公的年金及び公的医療保険各法について、それぞれ被保険者の資格に関する特例等を設けようとするものであります。

○衛藤晟一君登壇) 本号は、これにて散会いたします。

両案は、四月五日本委員会に付託され、六月四日坂口厚生労働大臣から提案理由の説明を聴取り、質疑を行った後、採決の結果、両案はいずれも全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

出席国務大臣

総務大臣 麻生太郎君
財務大臣 谷垣禎一君
文部科学大臣 河村建夫君
厚生労働大臣 坂口力君
国土交通大臣 石原伸晃君
国務大臣 竹中平蔵君

○議長(河野洋平君) これより採決に入ります。

まず、日程第一につき採決いたします。

本案の委員長の報告は修正であります。本案を

まで延長するものであります。

本案は、三月三十一日本委員会に付託され、六月四日坂口厚生労働大臣から提案理由の説明を聴取し、自由民主党及び公明党より施行期日についての修正案が提出され、質疑を行い、採決の結果、修正案及び修正部分を除く原案はいずれも全会一致をもって可決され、本案は修正議決すべきものと議決した次第であります。

○議長(河野洋平君) 起立多数。よつて、本案は

委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を

求めます。

(賛成者起立)

○議長(河野洋平君) 起立多数。よつて、本案は

委員長報告のとおり修正議決いたしました。

次に、日程第二及び第三の両案を一括して採決いたします。

両案の委員長の報告はいずれも可決であります。

○議長(河野洋平君) 御異議なしと認めます。両案は委員長報告のとおり可決いたしました。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

次に、社会保障に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律案及び社会保障に関する日本国と大韓民国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律案及び同報告書

両案は、在外邦人及び在日外国人の年金制度等の二重加入の防止等を図るため、アメリカ及び韓

○議長(河野洋平君) 本日は、これにて散会いたします。

午後三時十分散会

○議長の報告

(通知書受領)

一、去る五日、参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。
国民年金法等の一部を改正する法律
年金積立金管理運用独立行政法人法
高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部を改正する法律

(報告書受領)

一、去る四日、内閣から次の報告書を受領した。
障害者基本法第十二条の規定による平成十五年度障害者のために講じた施策の概況に関する年次報告

国際労働機関憲章第十九条の規定による二千三年の国際労働機関第九十一回総会において採択された条約に関する報告書
科学技術基本法第八条の規定に基づく平成十五年度科学技術の振興に関する年次報告

官 報 (号 外)

平成十六年六月八日 衆議院会議録第三十九号

議長の報告

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|--------|-----|--------|-----|--------|--------|-----|-----|--------|-----|-----|-----|-----|--------|-----|--------|-----|--------|--------|-----|------|-----|--------|--------|--------|-----|
| 一、去る四日、内閣を経由して日本銀行總裁福井俊彦君から、次の報告書を受領した。 日本銀行法第五十四条第一項の規定に基づく通貨及び金融の調節に関する報告書 (議席変更) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 一、昨七日、衆議院規則第十四条ただし書きにより、議長において議席を次のことおり変更した。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 三〇 | 二九 | 二八 | 二七 | 二五 | 二四 | 二三 | 二二 | 二〇 | 一九 | 一八 | 一七 | 一六 | 一五 | 一四 | 一三 | 一二 | 一〇 | 九 | 八 | 七 | 六 | 五 | 四 | 三八 | 三七 | |
| 福島 | 佐々木憲昭君 | 豊君 | 石井 | 照屋 | 赤羽 | 上田 | 石田 | 吉井 | 東門美津子君 | 佐藤 | 池坊 | 白保 | 山名 | 山口 | 大口 | 赤嶺 | 丸谷 | 高木 | 山本喜代宏君 | 江田 | 丸谷 | 高木 | 高木美智代君 | 寺田 | 穀田 | |
| 細野 | 津川 | 篠原 | 稲見 | 吉田 | 藤田 | 松崎 | 石井 | 仲野 | 馬淵 | 田嶋 | 神風 | 長島 | 田島 | 古本伸一郎君 | 近藤 | 小宮山泰子君 | 岸本 | 橋本 | 岡本 | 村越 | 泉 | 泉 | 四九 | 四八 | 四七 | |
| 豪志君 | 祥吾君 | 孝君 | 哲男君 | 泉君 | 一枝君 | 哲久君 | 啓一君 | 博子君 | 澄夫君 | 要君 | 英男君 | 昭久君 | 一成君 | 田島一成君 | 洋介君 | 青木 | 中野 | 高山 | 橋本清仁君 | 大蔵君 | 寺田学君 | 大蔵君 | 和夫君 | 志位 | 志位 | |
| 一三 | 一二 | 一一 | 一〇五 | 一〇四 | 一〇三 | 一〇二 | 一〇一 | 一〇〇 | 九九 | 九八 | 九六 | 九五 | 九四 | 九三 | 九二 | 九一 | 九〇 | 八八 | 八六 | 八五 | 八四 | 八三 | 八二 | 七八 | 七七 | |
| 高井 | 村井 | 城井 | 増子 | 生方 | 小宮山洋子君 | 五十嵐文彦君 | 正春君 | 都築 | 石田 | 古川 | 大石 | 三井 | 櫛崎 | 首藤 | 奥村 | 今野 | 須藤 | 佐藤 | 前田 | 長妻 | 山花 | 水島 | 永田 | 中村 | 中村 | |
| 美穂君 | 宗明君 | 崇君 | 正光君 | 輝彦君 | 幸夫君 | 五十嵐文彦君 | 正春君 | 讓君 | 勝之君 | 元久君 | 尚子君 | 辨雄君 | 欣弥君 | 信彦君 | 展三君 | 東君 | 浩君 | 公治君 | 郁吉君 | 昭君 | 郁夫君 | 宇佐美 | 登君 | 寿康君 | 哲治君 | |
| 一五三 | 一五一 | 一五一 | 一五〇 | 一四九 | 一四八 | 一四七 | 一四六 | 一四五 | 一四四 | 一四三 | 一四二 | 一四一 | 一四〇 | 一三九 | 一三八 | 一三七 | 一三六 | 一三五 | 一三四 | 一三三 | 一三一 | 一三〇 | 一二九 | 一二七 | 一二八 | 一二四 |
| 大谷 | 加藤 | 小林 | 鎌田さゆり君 | 中塚 | 樋高 | 手塚 | 鈴木 | 計屋 | 若泉 | 若井 | 室井 | 辻 | 内山 | 下条 | 岡島 | 松木 | 和田 | 本多 | 笠 | 園田 | 椿井 | 長安 | 豊君 | 菊田まきこ君 | 小林千代美君 | |
| 信盛君 | 公一君 | 憲司君 | 剛君 | 一宏君 | 仁雄君 | 克昌君 | 圭宏君 | 征三君 | 康彦君 | 邦彦君 | 惠君 | 晃君 | みづ君 | 一正君 | 隆志君 | 謙公君 | 州司君 | 市村浩一郎君 | 浩史君 | 良和君 | 良和君 | 房穂君 | 房穂君 | 房穂君 | 啓介君 | |

平成十六年六月八日 衆議院会議録第三十九号

議長の報告

| | | | |
|-----|--------|------------|----|
| 三七五 | 倉田 雅年君 | 外務委員 辞任 | 補欠 |
| 三七六 | 岩崎 忠夫君 | | |
| 三七七 | 森岡 正宏君 | | |
| 三七八 | 増原 義剛君 | | |
| 三七九 | 西川 京子君 | | |
| 三八〇 | 今井 宏君 | | |
| 三八一 | 北村 誠吾君 | | |
| 三八二 | 江崎 鐵磨君 | | |
| 三八三 | 三原 寛君 | | |
| 三八四 | 今津 朝彦君 | | |
| 三八五 | 三原 立君 | | |
| 三八六 | 塩谷 滉君 | | |
| 三八七 | 河本 三郎君 | | |
| 三八八 | 河本 実君 | | |
| 三八九 | 三原 朝彦君 | | |
| 三九〇 | 三原 寛君 | | |
| 三九一 | 三原 朝彦君 | | |
| 三九二 | 三原 立君 | | |
| 三九三 | 三原 朝彦君 | | |
| 三九四 | 三原 朝彦君 | | |
| 三九五 | 三原 朝彦君 | | |
| 三九六 | 三原 朝彦君 | | |
| 三九七 | 三原 朝彦君 | | |
| 三九八 | 三原 朝彦君 | | |
| 三九九 | 三原 朝彦君 | | |
| 四〇〇 | 三原 朝彦君 | | |
| 四〇一 | 三原 朝彦君 | | |
| 四〇二 | 三原 朝彦君 | | |
| 四〇三 | 三原 朝彦君 | | |
| 四〇四 | 三原 朝彦君 | | |
| 四〇五 | 三原 朝彦君 | | |
| 四〇六 | 三原 朝彦君 | | |
| 四〇七 | 三原 朝彦君 | | |
| 四〇八 | 三原 朝彦君 | | |
| 四〇九 | 三原 朝彦君 | | |
| 四一〇 | 三原 朝彦君 | | |
| 四一一 | 三原 朝彦君 | | |
| 四一二 | 三原 朝彦君 | | |
| 四一三 | 三原 朝彦君 | | |
| 四一四 | 三原 朝彦君 | | |
| 四一五 | 三原 朝彦君 | | |
| 四一六 | 三原 朝彦君 | | |
| 四一七 | 三原 朝彦君 | | |
| 四一八 | 三原 朝彦君 | | |
| 四一九 | 三原 朝彦君 | | |
| 四二〇 | 三原 朝彦君 | | |
| 四二一 | 三原 朝彦君 | | |
| 四二二 | 三原 朝彦君 | | |
| 四二三 | 三原 朝彦君 | | |
| 四二四 | 三原 朝彦君 | | |
| 四二五 | 三原 朝彦君 | | |
| 四二六 | 三原 朝彦君 | | |
| 四二七 | 三原 朝彦君 | | |
| 四二八 | 三原 朝彦君 | | |
| 四二九 | 三原 朝彦君 | | |
| 四三〇 | 三原 朝彦君 | | |
| 四三一 | 三原 朝彦君 | | |
| 四三二 | 三原 朝彦君 | | |
| 四三三 | 三原 朝彦君 | | |
| 四三四 | 三原 朝彦君 | | |
| 四三五 | 三原 朝彦君 | | |
| 四三六 | 三原 朝彦君 | | |

(常任委員辞任及び補欠選任)
一、去る四日、議長において、次とおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

| | | | |
|--------|---|--------|---|
| （議案提出） | 一、去る四日、議員から提出した議案は次のとおりである。 厚生労働委員長衛藤晟一君解任決議案（城島正光君外三名提出） | （議案付託） | 一、去る四日、委員会に付託された議案は次のとおりである。 独立行政法人福祉医療機構法の一部を改正する法律案（小坂憲次君外四名提出、衆法第四五号） |
| （議案受領） | 一、昨七日、議員から提出した議案は次のとおりである。 国民年金法の一部を改正する法律案（長勢甚遠君外三名提出） | （議案送付） | 一、去る四日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。 |
| （議案受領） | 一、昨七日、予備審査のため参議院から送付された次の議案を受領した。 地域金融の円滑化に関する法律案 | （議案提出） | 一、去る四日、予備審査のため参議院から送付した次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。 国民年金法等の一部を改正する法律案 |
| （議案受領） | 長時間にわたる時間外労働等から労働者を保護するための労働基準法及び労働時間の短縮の促進に関する臨時措置法の一部を改正する法律案 | | 解雇等の規制に関する法律案 |

| | | | |
|-----------|--|-----------|---------------|
| （議案通知書受領） | 一、去る五日、参議院から、本院の送付した次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。 国民年金法等の一部を改正する法律案 | （議案通知書受領） | 解雇等の規制に関する法律案 |
| （議案通知書受領） | 一、去る五日、参議院から、本院の送付した次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。 国民年金法等の一部を改正する法律案 | （議案通知書受領） | 解雇等の規制に関する法律案 |
| （議案通知書受領） | 一、去る五日、参議院から、本院の送付した次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。 国民年金法等の一部を改正する法律案 | （議案通知書受領） | 解雇等の規制に関する法律案 |
| （議案通知書受領） | 一、去る五日、参議院から、本院の送付した次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。 国民年金法等の一部を改正する法律案 | （議案通知書受領） | 解雇等の規制に関する法律案 |
| （議案通知書受領） | 一、去る五日、参議院から、本院の送付した次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。 国民年金法等の一部を改正する法律案 | （議案通知書受領） | 解雇等の規制に関する法律案 |

高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部を改正する法律案

(質問書提出)

一、去る四日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

世界自然遺産屋久島の自然環境保護に関する質問主意書(計屋圭宏君提出)

イラクにおける陸上自衛隊第一次支援群の人道復興支援活動の内容及びその実績に関する質問主意書(井上和雄君提出)

フィリピンのミンダナオ石炭火力発電事業と『環境社会配慮確認のための国際協力銀行ガイドライン』の適用に関する質問主意書(前田雄吉君提出)

歯科医師の診療報酬に関する質問主意書(長妻昭君提出)

欠陥自動車等に関する質問主意書(長妻昭君提出)

国が契約後に追加料金を支払った案件に関する質問主意書(長妻昭君提出)

分割発注等に関する質問主意書(長妻昭君提出)

回転扉等による事故に関する質問主意書(長妻昭君提出)

年金等に関する再質問主意書(長妻昭君提出)

一、昨七日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

航空業務に関する日本国とウズベキスタン共和国との間の協定の運用に関する質問主意書(小林憲司君提出)

(答弁書受領)

一、去る四日、内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員稻見哲男君提出青森県六ヶ所再処理工場の劣化ウラン試験運転に関する質問に対する答弁書

衆議院議員平岡秀夫君提出いわゆる「選挙当選請負人」と公職選挙法との関係に関する質問に対する答弁書

衆議院議員岩國哲人君提出国民年金に関する質問に対する答弁書

衆議院議員前田雄吉君提出日朝首脳会談における二十五万トンの食糧支援に関する質問に対する答弁書

衆議院議員長妻昭君提出銀行の繰り延べ税金資産の自己資本算入に関する質問に対する答弁書

衆議院議員長妻昭君提出ペーパー車検に関する質問に対する答弁書

日本国内では日本核燃料サイクル開発機構(NC)人形峠環境技術センター(旧動燃人形峠事業所)のウラン濃縮パイロットプラント及び工学プラントと日本原燃ウラン濃縮工場(以下、「六ヶ所濃縮工場」という。)等において、二〇〇一年二月までに一万トン余りの劣化ウランが発生し、貯蔵されている。

これらの状況を踏まえ、次の各項目について政府の所見等を明らかにされたい。

まず、日本国内に貯蔵されている劣化ウランについて質問する。

一 人形峠環境技術センターと六ヶ所濃縮工場及び他の施設について、現在の貯蔵量を施設ごとに明らかにされたい。

以下、米国製劣化ウランについて質問する。

二 劣化ウランの国内貯蔵分は優に五十七トンを上回る。とくに日本原燃の六ヶ所濃縮工場には大量の劣化ウランが六フツ化ウランの形で貯蔵されており、他の例に照らし合わせるとその所有権は同社に移譲されているものと思われる。

試験用劣化ウランのもつとも合理的な調達先は

同社の濃縮工場と考えられるが、米国から輸入した理由について明らかにされたい。

三 六フツ化ウランより粉末ウラン(U3O8)のほうが安定した形態なので、輸送上、取り扱いが容易なのではないだろうか。また三菱原子燃料は再転換能力に限りがあると聞いている。米

国で粉末に加工したものではなく六フツ化ウランの形で輸入し三菱原子燃料で再転換及び加工することにした理由は何か。三菱原子燃料では米国製劣化ウランをどのような化学形態に加工するのか。

四 劣化ウランは濃縮工程で発生し、その所有権はウラン濃縮を委託した者にある。米国から輸入された劣化ウランの本来の所有者は特定できないと聞いているが、それに間違いないか。三菱原子燃料が調達した劣化ウランは、本来の所有者が米国濃縮ウラン会社にその所有権を無償で移譲したものか。

五 米国濃縮ウラン会社はその前身である米国エネルギー省から劣化ウランを譲り受けたと聞いている。米国エネルギー省は軍事用濃縮もおこなっていた。日本政府は三菱原子燃料が調達した劣化ウランが軍事目的の濃縮工程で発生したものではないとの確証を得ているのか。また軍事目的の濃縮工程で発生した劣化ウランの場合でも、日本政府は輸入を許可するのか。

六 米国NRCの資料によると、日本国内に劣化ウランの在庫があるにもかかわらず米国から輸入するのは「事業者が必要とする純度の劣化ウランが既に米国にあり供給可能であるため」と

平成十六年五月七日提出
質問 第九〇号

青森県六ヶ所再処理工場の劣化ウラン試験運転に関する質問主意書

提出者 稲見 哲男

青森県六ヶ所再処理工場の劣化ウラン試験運転に関する質問主意書

日本原燃株式会社(以下、日本原燃は、同社が青森県六ヶ所村に建設した六ヶ所再処理工場において、劣化ウラン約五十七トン・ウラン(模擬燃料集合体約二十七トン・ウラン、ウラン粉末約二十六トン・ウラン等)を用いた試験運転を計画し

外 報 号

ある。「事業者が必要とする純度」とは、具体的には何を意味するのか。

七 三義原子燃料は米国濃縮ウラン会社から劣化ウランを購入したのか。価格はいくらか。

八 米国から専用積載で運搬されてきた劣化ウランの輸送にかかる全費用(船舶代を含む)は三菱原子燃料が支払ったのか、あるいは日本原燃が支払ったのか。その費用額はいくらか。

九 輸送費を含む劣化ウランの調達費用は、最終的に六ヶ所再処理工場建設費に含まれるのか。そうでない場合、どのように会計処理されるのか。

十 米国製劣化ウランの輸入、海上輸送、及び国内陸上輸送に必要な手続きのそれぞれについて、申請日と許可日を明らかにされたい。

十一 米国製劣化ウランは現在、どこにどのようない形で保管されているのか。二〇〇四年四月三十日現在で、再転換され粉末に加工された量はどうのくらいか。未加工分はどうのくらいか。全量分の加工終了予定はいつか。

十二 米国製劣化ウランはウラン試験のどの部分に使用されるのか。模擬燃料集合体に加工されることはないのか。

以下、人形岐環境技術センターに貯蔵されている劣化ウランについて質問する。

十三 三義原子燃料は日本原燃から委託され、同センターに貯蔵されていた劣化ウランを六ヶ所再処理工場の試験用に調達したと聞いている。これにともない同センターの事業変更が必要か。その場合、補正を含む変更申請はいつ出さ

れ、いつ許可が交付されたのか。必要がない場合、なぜ不要なのか。

十四 なぜ同センターの貯蔵分で六ヶ所再処理工場の試験用劣化ウラン全量を供給することができなかつたのか。

十五 この劣化ウランの本来の所有者を特定されたい。この劣化ウランが日本の電力会社等から同センターへ所有権が移譲されたものである場合、有償か、無償か。三菱原子燃料は同センターから同劣化ウランを購入したのか。その価格はいくらか。

十六 同センターにおける劣化ウランの詰め替え作業はいつから開始され、いつ終了したのか。詰め替え費用はどこが支払うのか。

十七 同センターが六ヶ所再処理工場に供給するウラン試験用劣化ウランはどこで再転換されるのか。再転換先への輸送に必要な諸手続き(設計承認、容器承認、車両運搬確認)の申請と許可はいつ出されているか。

十八 再転換先から燃料成型加工先への輸送に必要な諸手続き(設計承認、容器承認、車両運搬確認)の申請と許可はいつ出されているか。

十九 これら輸送にかかる費用は、それぞれ(人形岐環境技術センターから再転換工場、再転換工場から燃料成型加工工場)どこが支払い、どのように会計処理されるのか。

二十 同センターから供給された劣化ウランは、現在、どこにどういう形で保管されているのか。

二十一 燃料加工三社(三義原子燃料、グローバル・ニュークリア・フュエル・ジャパン、原子燃料工業)と成型加工契約を結んだのは日本原燃でまちがいないか。各社の模擬燃料集合体成型加工の内訳(どのタイプの燃料を、何体か)を明らかにされたい。

二十二 各社の成型加工はどの段階まで進んでいた。この模擬燃料集合体が既に成型加工済みの同セントラルへ所有権が移譲されたものである場合、どこに保管されているのか。

二十三 前記三社から六ヶ所再処理工場へ模擬燃料集合体を輸送するにあたって必要な諸手続き(設計承認、容器承認、車両運搬確認)の申請及び許可は出されているのか。出されている場合、いつか。

二十四 前記三社から六ヶ所再処理工場への模擬燃料集合体の輸送費用は、どこが支払い、どのように会計処理されるのか。

二十五 輸送費を含む国内製劣化ウランの調達費用は六ヶ所再処理工場建設費に含まれるのか。そうでない場合、どのように会計処理されるのか。

二十六 アクティビ試験に使用される使用済み燃料について、その仕様(どの原子炉で使用された燃料か、集合体数、燃焼度、冷却年数)を、試験の段階に沿つて明らかにされたい。それは現在、どこで冷却されているのか。

以下、アクティビ試験について質問する。

二十七 六ヶ所再処理工場は、既にIAEAの保障措置下にあるのか。同機関と施設付属書に関する合意が成立しているのか。合意されている場合、いつ合意されたのか。その合意内容を明らかにされたい。

二十八 六ヶ所再処理工場におけるウラン試験とアクティビ試験については、日本が二国間原子力協定を結んでいる米国、フランス、英國、オーストラリア、カナダの同意は必要ないのか。必要な場合、いつ同意がなされたのか。

二十九 日米原子力協定では、六ヶ所再処理工場は付属書四に属する。付属書四に属する施設で、米国から供給された核物質を使用し再処理(ウランおよびアクティビ)試験をおこなうことは可能か。協定では米国が供給した核物質が付属書四に属する施設に置かれる、あるいは同施設で使用されるにあつては、両国政府間での協議と取極めが必要としている。既に協議と取極めがなされている場合、協議内容、日本政府が満足のいく保障措置を実施することの確証、およびその確証に対する米国政府の承認、最終的な取極めと両国政府の合意のそれぞれについて、根拠となる文書の日付、概要等を明らかにされたい。

右質問する。

内閣衆質一五九第九〇号
平成十六年六月四日
内閣総理大臣 小泉純一郎
衆議院議長 河野 洋平殿
衆議院議員稻見哲男君提出青森県六ヶ所再処理工場から燃料成型加工工場へ模擬燃料集合体を輸送するにあたって必要な諸手続き(設計承認、容器承認、車両運搬確認)の申請及び許可は出されているのか。出されている場合、いつか。

工場の劣化ウラン試験運転に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

[別紙]

衆議院議員稻見哲男君提出青森県六ヶ所再処理工場の劣化ウラン試験運転に関する質問に対する答弁書

一について

核燃料サイクル開発機構（以下「サイクル機構」という。）人形崎環境技術センター（以下「センター」という。）及び日本原燃株式会社（以下「日本原燃」という。）六ヶ所ウラン濃縮工場（以下「原燃濃縮工場」という。）の劣化ウラン（ウラン二三五のウラン二三八に対する比率が天然ウランに係る当該比率の平均値に達しないウラン及びその化合物をいう。以下同じ。）の貯蔵量は、平成十五年十二月三十一日現在、それぞれ二千五百九十六トン・ウラン及び七千百七十三トン・ウランである。また、その他の施設に貯蔵された劣化ウランについては、その適正な管理に支障が生ずるおそれがあるため個別の施設ごとに貯蔵量をお示しすることは差し控えたいが、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第二百六十六号。以下「原子炉等規制法」という。）上の事業の区分に従つて分類した施設の種別に、同日現在の劣化ウランの貯蔵量をお示しすれば、加工施設におけるものが九十五トン・ウラン、原子炉施設におけるものが二千十三トン・ウラン、再処理施設におけるものが二百五トン・ウラン、使用施設におけるものが二百二十三トン・ウランである。

二及び十四について

日本原燃から聴取したところ、使用済燃料の代わりに放射能の低い劣化ウランを通流させて日本原燃の六ヶ所再処理工場（以下「原燃再処理工場」という。）の機能及び性能を確認する試験運転（以下「本件ウラン試験」という。）に使用する劣化ウランの調達に係る事実経過は次のとおりであるとのことである。

日本原燃としては、本件ウラン試験に使用する劣化ウランの調達計画を平成十三年度に策定した際、原燃濃縮工場及びセンターに貯蔵されている劣化ウランの使用の可能性をまず検討した。しかしながら、原燃濃縮工場に貯蔵されている劣化ウランについては、これを工場から搬出するためには当該比率の平均値に達しないウランを八酸化三ウランに再転換することとしていた。しかし、原燃濃縮工場に貯蔵されている劣化ウランについては、これを工場から搬出するためには当該比率の平均値に達しないウランを八酸化三ウランに再転換することとした。

日本原燃から聴取したところ、本件ウラン試験で使用するウラン粉末については当該粉末に含まれるフッ素を一定量以下に抑える必要があり、海外を含めた調査の結果、そのような条件を満たすウラン粉末を製造できる設備を有する会社が三菱原燃のみであったため、三菱原燃の再転換設備を用いて米国から輸入した六フッ化ウランを八酸化三ウランに再転換することとした。

日本原燃から聴取したところ、お尋ねの「本件ウラン試験に必要な原子炉等規制法の規定に基づく許可の取得が本件ウラン試験を予定どおり実施するために必要な時期までに間に合わない見込みである」と考え、その使用を断念した。また、センターに貯蔵されている劣化ウランについては、劣化ウランを貯蔵用のシリンダから輸送用のシリンダに移し替える作業に要する時間を踏まえて考えると、本件ウラン試験に必要な約五十三トン・ウランの劣化ウランすべてをセンターから調達することは困難であることが判明したため、期限までに納入可能な約二十七トン・ウランの劣化ウランのみをセンターから調達することとした。その後、約二トン・ウランの劣化ウランを三菱マテリアル株式会社から調達することとした。

日本原燃から聴取したところ、お尋ねの「本件ウラン試験に必要な原子炉等規制法の規定に基づく許可の取得が本件ウラン試験を予定どおり実施するために必要な時期までに間に合わない見込みである」と考え、その使用を断念した。また、センターに貯蔵されている劣化ウランについては、劣化ウランを貯蔵用のシリンダから輸送用のシリンダに移し替える作業に要する時間

を踏まえて考えると、本件ウラン試験に必要な約五十三トン・ウランの劣化ウランすべてをセンターから調達することは困難であることが判明したため、期限までに納入可能な約二十七トン・ウランの劣化ウランのみをセンターから調達することとした。その後、約二トン・ウランの劣化ウランを三菱マテリアル株式会社から調達することとした。

三について

日本原燃から聴取したところ、お尋ねの「本件ウラン試験に必要な原子炉等規制法の規定に基づく許可の取得が本件ウラン試験を予定どおり実施するために必要な時期までに間に合わない見込みである」と考え、その使用を断念した。また、センターに貯蔵されている劣化ウランについては、劣化ウランを貯蔵用のシリンダから輸送用のシリンダに移し替える作業に要する時間

を踏まえて考えると、本件ウラン試験に必要な約五十三トン・ウランの劣化ウランすべてをセンターから調達することは困難であることが判明したため、期限までに納入可能な約二十七トン・ウランの劣化ウランのみをセンターから調達することとした。その後、約二トン・ウランの劣化ウランを三菱マテリアル株式会社から調達することとした。

四について

日本原燃から聴取したところ、お尋ねの「本件ウラン試験に必要な原子炉等規制法の規定に基づく許可の取得が本件ウラン試験を予定どおり実施するために必要な時期までに間に合わない見込みである」と考え、その使用を断念した。また、センターに貯蔵されている劣化ウランについては、劣化ウランを貯蔵用のシリンダから輸送用のシリンダに移し替える作業に要する時間

を踏まえて考えると、本件ウラン試験に必要な約五十三トン・ウランの劣化ウランすべてをセンターから調達することは困難であることが判明したため、期限までに納入可能な約二十七トン・ウランの劣化ウランのみをセンターから調達することとした。

五について

日本原燃から聴取したところ、お尋ねの「本件ウラン試験に必要な原子炉等規制法の規定に基づく許可の取得が本件ウラン試験を予定どおり実施するために必要な時期までに間に合わない見込みである」と考え、その使用を断念した。また、センターに貯蔵されている劣化ウランについては、劣化ウランを貯蔵用のシリンダから輸送用のシリンダに移し替える作業に要する時間

を踏まえて考えると、本件ウラン試験に必要な約五十三トン・ウランの劣化ウランすべてをセンターから調達することは困難であることが判明したため、期限までに納入可能な約二十七トン・ウランの劣化ウランのみをセンターから調達することとした。

六について

御指摘の米国原子力規制委員会（NRC）の資料を特定することができないことなどから、お尋ねの「事業者が必要とする純度」について正確にお答えすることは困難であるが、三菱原燃から聴取したところ、「米国濃縮ウラン会社」から劣化ウランを調達する際、使用済燃料の再処理によって回収されるウランには核分裂生成物などの不純物が含まれているため、そのようなウランではなく天然ウランを濃縮することに伴つて発生した劣化ウランを納入することを契約上の条件にしたとのことである。

三菱原燃から聴取したところ、お尋ねの「本来の所有者」については、三菱原燃が劣化ウランを調達した「米国濃縮ウラン会社」から特定できないとの説明を受けており、また、三菱原燃が「米国濃縮ウラン会社」から調達した劣化ウランについて、「本来の所有者」が「米国濃縮ウラン会社」にその所有権を無償で譲渡したものか否かは承知していないことである。

七について

三菱原燃は、米国商社を通じて「米国濃縮ウラン会社」から御指摘の劣化ウランを調達しているが、有償であるか無償であるかを含め、その価格については、三菱原燃等の正当な利益を害するおそれがあるため、答弁を差し控えたい。

八、九、十九、二十四及び二十五について

日本原燃から聴取したところ、お尋ねの輸送に係る費用については、劣化ウランの調達費用の一部として、日本原燃が、ウラン粉末及び模擬燃料集合体を日本原燃に納入する三菱原燃並びに模擬燃料集合体を日本原燃に納入する株式会社グローバル・ニュークリア・フェル・

ジャパン(以下「G N F J」という。)及び原子燃料工業株式会社(以下「原燃工」という。)に支払うこととなつており、また、当該調達費用は、会計上、再処理施設建設工事費として処理されることがあることである。

また、三菱原燃から聽取したところ、お尋ねの「輸送にかかる全費用」の額については、商業上の秘密であるため、回答は差し控えたいとのことであり、政府としてもその額は承知していない。

十一について

お尋ねの米国製劣化ウランの輸入、海上輸送及び国内陸上輸送について、関係する法令の規定に基づき必要とされる手続並びに当該手続に係る申請等がされた日及び許可等をした日は別表第一のとおりである。

十二について

日本原燃から聽取したところ、お尋ねの米国製劣化ウランについては、酸化ウラン粉末の形態で原燃再処理工場に搬入した後、硝酸により溶解し、ウラン溶液として使用することとなるとのことである。

また、「日本原燃株式会社再処理施設の試験運転に係る対応について」(平成十四年八月三十日付け通達平成十四・八・〇九原院第一号)に基づき、本年三月十七日に日本原燃から経済産業省原子力安全・保安院に提出された「再処理施設ウラン試験計画書」によれば、当該ウラン溶液は、再処理施設の分離施設、精製施設及び脱硝施設における機能及び性能の確認のために使用するとのことである。

十三について

サイクル機構は、センターに保管されている劣化ウランを搬出するため必要な行為に係る原子炉等規制法の規定に基づく許可を既に受けたため、今般、お尋ねの劣化ウランを搬出するに当たり、改めて、原子炉等規制法の規定に基づく許可を受ける必要はなかつたところである。

十四について

日本原燃から聽取したところ、お尋ねの「同センターが六ヶ所再処理工場に供給するウラン試験用劣化ウラン」は、茨城県那珂郡東海村に所在する三菱原燃の再転換施設において再転換されたとのことである。

お尋ねのセンターから当該加工施設への輸送について、関係する法令の規定に基づき必要とされる手続並びに当該手続に係る申請等がされた日及び許可等をした日は別表第二のとおりである。

十五について

サイクル機構から聽取したところ、センターに貯蔵されていた劣化ウランの所有者はサイクル機構であったが、その一部は、サイクル機構と電力会社との間のウラン濃縮に係る契約に基づき、電力会社から無償で譲渡されたものであり、残りは、サイクル機構の研究活動の過程において生じたものであるとのことである。

二十六について

「日本原燃株式会社再処理施設の試験運転に係る対応について」に基づき、本年三月十七日に日本原燃から経済産業省原子力安全・保安院に日本原燃から提出された「再処理施設試験運転全体計画書」によれば、使用済燃料を用いて

十二について

日本原燃から聽取したところ、お尋ねの米国製劣化ウランについては、酸化ウラン粉末の形態で原燃再処理工場に搬入した後、硝酸により溶解し、ウラン溶液として使用することとなるとのことである。

また、三菱原燃がサイクル機構から調達した劣化ウランの価格については、有償であるか無償であるかを含め、三菱原燃の正当な利益を害するおそれなどがあるため、答弁を差し控えたい。

二十一及び二十二について

日本原燃から聽取したところ、お尋ねの「同センターから供給された劣化ウラン」については、模擬燃料集合体への成型加工をすべて終了し、現在は、茨城県那珂郡東海村に所在する三菱原燃の貯蔵施設、神奈川県横須賀市に所在しており、三菱原燃がサイクル機構に対してその費用を支払つたとのことである。

また、日本原燃から聽取したところ、当該費用については、劣化ウランの調達費用の一部として、今後日本原燃が三菱原燃に支払うことになつているとのことである。

日本原燃から聽取したところ、日本原燃は、貯蔵施設において保管されているとのことである。

二十二及び二十三について

日本原燃から聽取したところ、「再転換先から燃料成形加工先」及び燃料加工「三社から六ヶ所再処理工場」へ輸送する核燃料物質は、劣化ウランに係る二酸化ウランであるとのことである。

河郡東海村に所在する三菱原燃の貯蔵施設に保管しており、残りの約四トン・ウランの劣化ウランについては、茨城県那珂郡東海村に所在する三菱原燃の再転換施設を進めているところであるとのことである。

原燃再処理工場の生産性能及び安全性能が設計どおりであることを確認する試験運転(以下「本件アクティブ試験」という。)で使用する使用済燃料の集合体の数は、沸騰水型原子力発電所で使用された使用済燃料が約千二百五十体、加圧水型原子力発電所で使用された使用済燃料が約四百六十体であるとのことである。

また、日本原燃から聴取したところ、どの原子炉で使用された燃料を用いるかなど集合体の数以外のお尋ねの事項については、現在検討中であるとのことである。

二十七について

お尋ねの「IAEAの保障措置下にあるのか」という点については、特定の施設がいかなる条件を満たせば国際原子力機関(以下「IAEA」という。)の保障措置下にあることになるのかにつき我が国政府とIAEAとの間で合意された明確な定義があるわけではないが、原燃再処理工場に係る施設附属書については、平成十六年一月十九日付けで合意済みであり、原燃再処理工場に対する検査等の具体的な保障措置活動は既に実施されている。

施設附属書には施設の設計情報、適用される保障措置の態様等が詳細に記述されており、公にすることにより、日本原燃の正当な利益を害し、また、IAEAによる保障措置の円滑な実施を妨げるおそれがあることなどから、その内容について答弁することは差し控えたい。

二十八について

お尋ねの原子力の平和的利用に関する協力のための日本国政府とアメリカ合衆国政府との間

の協定(昭和六十三年条約第五号。以下「日米協定」という。)、原子力の平和的利用における協力のための日本国政府とグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国政府との間の協定(平成十年条約第十三号。以下「日英協定」という。)、原子力の平和的利用における協力のための日本国政府とオーストラリア政府との間の協定(昭和五十七年条約第十三号。以下「日豪協定」という。)並びに原子力の平和的利用における協力のための日本国政府とカナダ政府との間の協定(昭和三十五年条約第八号。以下「日加協定」という。)のうち、日仏協定及び日英協定には、再処理の実施に係る規定は存在しないが、日米協定、日豪協定及び日加協定には、再処理の実施に係る規定が存在するため、これらが規定と本件ウラン試験との関係について検討する必要がある。しかしながら、本件ウラン試験は使用済燃料ではなく劣化ウランから成る模擬燃料を用いて行われる試験であつて、一般に、使用済燃料を用いてブルトニウム等を使用の目的で抽出することと認識されている再処理には該当しないと解され、また、日米協定、日仏協定、日英協定、日豪協定及び日加協定(以下「日米協定等」という。)の再処理に係る規定以外の規定であつてこの試験を規律するものも見当たらないことから、日米協定等上、本件ウラン試験を行うに当たって、日米協定等の相手国との同意を得る必要はないと考えている。

日豪協定においては、本件アクティブ試験を行ふためには、原燃再処理工場が日豪協定の附属書Bに基づく実施取極(以下「日豪取極」という。)に添付されている「日本国の核燃料サイクル計画」六(a)に掲げられていることが必要であるが、現在、原燃再処理工場は「日本国の核燃料サイクル計画」六(a)には掲げられていない。

二十八についてで述べたとおり、原燃再処理工場については、日米取極の附属書四から削除され、同附属書一に追加されているところである。

なお、日米協定には、「米国が供給した核物質が付属書四に属する施設に置かれる、あるいは同施設で使用されるにあたつては、両国政府間での協議と取極めが必要」である旨を定めた規定は存在しない。

また、使用済燃料を用いて行われる本件アクティブ試験に係るお尋ねの事項については、次のことおりである。

日米協定第五条1においては、日米協定に基づいて移転された核物質等は両当事国政府が合意する場合には再処理することができる旨が規定されており、かかる規定を踏まえ、「原子力の平和的利用に関する協力のための日本国とアメリカ合衆国政府との間の協定第十一條に基づく両国政府の間の実施取極」(以下「日米取極」という。)第一條1(a)及び同条1(a)(i)においては、両当事国政府が日米取極の附属書一に掲げる協定において日米協定に基づいて移転された核物質等の再処理を行うことにつき合意する旨が規定されている。原燃再処理工場は、これまで日米取極の附属書四に掲げられてきたが、日米取極第二条2の規定に従つて、平成十六年三月十七日付けで我が国政府から文書による通告を行い、同日付けで米国政府から文書による受領通知を受領したことにより、原燃再処理工場は附属書四から削除され、同附属書一に追加されている。これにより、本件アクティブ試験を行うことが日米協定上可能になつたものと考えている。

日加協定においては、本件アクティブ試験を行ふためには、原燃再処理工場が日加協定の附属書四から削除され、同附属書一に追加されているところである。

なお、日米協定には、「米国が供給した核物質が付属書四に属する施設に置かれる、あるいは同施設で使用されるにあたつては、両国政府間での協議と取極めが必要」である旨を定めた規定は存在しない。

(外) 報 告

別表第一

| 法令の規定に基づき必要とされる手続 | 申請等がされた日 | 許可等をした日 |
|--|-------------|-------------|
| 外為法第52条並びに輸入貿易管理令(昭和24年政令第414号)第4条第1項及び第9条第1項の規定に基づく輸入割当て及び輸入の承認 | 平成14年11月7日 | 平成14年12月5日 |
| 船舶安全法(昭和8年法律第11号)第28条第1項並びに危険物船舶運送及び貯蔵規則(昭和32年運輸省令第30号)第91条の15第1項(現在の第99条第1項)の規定に基づく運送計画書の提出及び当該計画書の確認 | 平成15年1月24日 | 平成15年2月25日 |
| 海上輸送 | | |
| 港則法(昭和23年法律第174号)第23条第1項の規定に基づく危険物の荷卸に係る許可 | 平成15年3月5日 | 平成15年3月6日 |
| 原子炉等規制法第59条の2第2項の規定に基づくその他の事項に関する確認 | | |
| 2回目の輸送 | | |
| 原子炉等規制法第59条の2第2項の規定に基づくその他の事項に関する確認 | 平成14年10月30日 | 平成14年11月20日 |
| 原子炉等規制法第59条の2第2項の規定に基づく運搬する物に関する確認 | 平成15年2月27日 | 平成15年3月25日 |
| 3回目の輸送 | | |
| 原子炉等規制法第59条の2第2項の規定に基づくその他の事項に関する確認 | 平成15年3月7日 | 平成15年3月26日 |
| 陸上輸送 | | |
| 原子炉等規制法第59条の2第2項の規定に基づく運搬する物に関する確認 | 平成15年2月26日 | 平成15年3月9日 |

別表第二

| 法令の規定に基づき必要とされる手續 | 申請等がされた日 | 許可等をした日 |
|---|-------------|-------------|
| 原子炉等規制法第59条の2第2項の規定に基づくその他の事項に関する確認 | 平成14年8月13日 | 平成14年9月11日 |
| 1回目の輸送 | | |
| 原子炉等規制法第59条の2第2項の規定に基づくその他の事項に関する確認 | 平成14年8月23日 | 平成14年9月6日 |
| 2回目の輸送 | | |
| 原子炉等規制法第59条の2第2項の規定に基づくその他の事項に関する確認 | 平成14年10月25日 | 平成14年11月19日 |
| 3回目の輸送 | | |
| 原子炉等規制法第59条の2第2項の規定に基づく運搬する物に関する確認 | 平成14年10月30日 | 平成14年11月20日 |
| (注) 本表に掲げた輸送について、個々の輸送ごとに原子炉等規制法第59条の2第2項の規定に基づく運搬に関する確認を受けていることから、原子炉等規制法第59条の2第3項の規定に基づく容器の承認並びに核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則(昭和53年経理府令第57号)第17条の2第2項及び核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示(平成2年科学技術庁告示第5号)第35条の規定に基づく核燃料輸送物の設計の承認は不要であったところである。 | | |

平成十六年五月二十一日提出
質問第一〇六号

いわゆる「選挙当選請負人」と公職選挙法との
関係に関する質問主意書

提出者 平岡 秀夫

いわゆる「選挙当選請負人」と公職選挙法との
関係に関する質問主意書

我が國の公職選挙法では、第二二二条において多数人
買収及び利害誘導罪、第二二二二条において多数人
買収及び利害誘導罪などが規定されている。

選挙違反は民主主義の根幹に係る問題であり、その中でも悪質なものは、罰則を付すことによつて、その摘発をし、あるいはその発生を防止することとしていると解する。従つて、どのような行為が公職選挙法で禁じられる行為であるのか

を明確にすることは、候補者、有権者等にとっても重要なことであると考える。その観点から、以下質問する。

一 いわゆる「選挙当選請負人」に対し、候補者等

が、次のような条件で、選挙の当選を目指した

運動を依頼することは、公職選挙法違反(買収罪、利害誘導罪など)になると考へるが、政府としては、どのような理由でどのように判断するのか、その見解を問う。

① 選挙の当選を目指した運動及びその運動を企画・立案する活動に要した費用について

は、実費を支払う。

② 選挙に当選した時は、その成功報酬として数百万元を支払う。

二 右記一の条件で依頼を受けた「選挙当選請負人」が、その依頼を受けた候補者の当選を目指し、選挙期間中、当該「選挙当選請負人」の經營する会社が雇用する社員又は時給による報酬の支払いを約して雇つたアルバイトに、当該候補者への投票を依頼する電話をかけさせること

は、公職選挙法違反(買収罪、利害誘導罪など)になると考へるが、政府としては、どのように理由でどのように判断するのか、その見解を問う。

右質問する。

内閣衆質一五九第一〇六号
平成十六年六月四日

内閣總理大臣 小泉純一郎

衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員平岡秀夫君提出いわゆる「選挙当選請負人」と公職選挙法との関係に関する質問に対する答弁書

[別紙]

衆議院議員平岡秀夫君提出いわゆる「選挙当選請負人」と公職選挙法との関係に関する質問に対する答弁書

等が当該「選挙の当選を目指した運動」を御指摘の条件で依頼することは、同条第一項第一号又は第三項に規定する買収罪に該当するものと考へる。なお、当該「選挙の当選を目指した運動」が選挙運動に該当するかどうかは、具体的な事実に即して判断されるべきものである。

二について
御指摘の「選挙当選請負人」が、その經營する会社が雇用する社員又はアルバイト(以下「社員等」という。)に候補者への投票を依頼する電話をかけさせることについては、当該「選挙当選請負人」が、社員等に対して当該投票を依頼する電話をかけることに対する報酬として財産上の利益を供与し又はその供与を申し込み若しくは約束したと認められる場合には公職選挙法第二百二十二条第一項第一号に規定する買収罪に該当し、また、社員等に対する特殊の直接利害関係を利用して社員等に当該投票を依頼する電話をかけることを誘導したと認められる場合には同項第一号に規定する利害誘導罪に該当するものと考へる。なお、当該「選挙当選請負人」が、当該投票を依頼することに対する報酬として財産上の利益を供与し若しくはその供与を申し込み若しくは約束したと認められるかどうか又は社員等に対する特殊の直接利害関係を利用して当該投票を依頼する電話をかけることを誘導したと認められるかどうかは、具体的な事実に即して判断されるべきものである。

三 県別、年金の払込額と受給額の過去三十年間の推移を具体的に明らかにされたい。
二 男女別、県別の受給者数と県人口に対する比率を具体的に明らかにされたい。
一 各県の男女別六十五歳と零歳時点での平均余命を具体的に明らかにされたい。

四 国民年金の男性加入者が一割減り、女性加入者が一割増加したと仮定すると、財政措置が現行通りとした場合に年金給付額はどのように変化するか。

五 世界先進国(米、英、独、仏、スウェーデン、イタリア、オランダ、中国、韓国)における出生率と男女別人口、年金加入者の男女別構成、及び六十五歳時点での男女別平均余命を明らかにされたい。また、前記先進国の中で、年金の払込みと給付に男女差を設けている国があ

平成十六年五月二十一日提出
質問第一〇七号

国民年金に関する質問主意書

提出者 岩國 哲人

るか。あるとすればその理由を把握しているか。

六 以上の事実関係等を踏まえ、政府としては、国民年金の空洞化、及び平均余命の男女格差の拡大に対する、どのような対策を講じようと考えているか。

右質問する。

内閣衆質一五九第一〇七号

平成十六年六月四日

内閣総理大臣 小泉純一郎

衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員岩國哲人君提出国民年金に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員岩國哲人君提出国民年金に関する質問に対する答弁書

一について

昭和四十八年度から平成十四年度までの期間における都道府県別の、国民年金法(昭和三十四年法律第百四十一号。以下「法」という。)第七条第一項第一号に規定する第一号被保険者(以下「第一号被保険者」という。)及び法附則第五条等の規定に基づき社会保険庁長官等に申し出た国民年金の被保険者となつた任意加入被保険者並びに国民年金法等の一部を改正する法律(昭和六十一年法律第三十四号)による改正前の法の被保険者に係る保険料収入額並びに国民年金の受給者に係る年金総額は、別表第一のとおりである。

二について

平成十四年度における都道府県別及び男女別

の国民年金の受給者数及び各都道府県人口に対する国民年金受給者数の比率は、別表第二のとおりである。

三について

厚生労働省が取りまとめた「平成十二年都道府県別生命表」によれば、都道府県別及び男女別の六十五歳時点及び零歳時点での平均余命は、別表第三のとおりである。

四について

お尋ねのような仮定を置いた場合の年金給付費法第十五条第一号から第三号までに規定する給付に要する費用をいう。以下同じ。)については、男女の被保険者の構成の変化を踏まえた将来の人口動態に関する前提、男性及び女性被保険者の年齢構成の前提等が明らかでないの

で、お答えすることは困難である。

なお、男性である第一号被保険者のうちその総数の一割に相当する国民年金保険料納付者が法第七条第一項第二号に規定する第二号被保険者(以下「第二号被保険者」という。)又は同項第三号に規定する第三号被保険者(以下「第三号被保険者」という。)となり、女性である第二号被保険者又は第三号被保険者のうち女性である第一号被保険者の総数の一割に相当する国民年金保険料納付者が第一号被保険者となると仮定した場合は、被保険者全体として男女の構成比に変化はなく、男女の平均余命の違いにより年金給付費の額が変化することはない。

五について

米国、英國、ドイツ、フランス、スウェーデン、イタリア、オランダ、中国及び韓国における合計特殊出生率、男女別人口、年金加入者の

男女別構成及び六十五歳時点での男女別の平均余命は、現在把握しているところでは、別表第四のとおりである。

これらの国の中では、年金の給付と負担の仕組みに男女で違いを設けている国は、現在把握しているところでは英國のみである。英國では、支給開始年齢については、男子は六十五歳、女子は六十歳(二千二十年までに女子の支給開始年齢は六十五歳まで引き上げられる予定)とし

ているが、その理由については把握していない。この理由については把握していないが、その理由については把握していない。年齢は六十五歳まで引き上げられる予定)としているが、その理由については把握していない。年齢は六十五歳まで引き上げられる予定)としているが、その理由については把握していない。

なお、このような違いについては平均余命の長い女性に有利な仕組みとなつており、男女の平均余命の差から設けられているものではないと考えられる。

六について

国民年金保険料の収納対策については、平成十五年度に、厚生労働省に厚生労働大臣を本部長とする国民年金特別対策本部を設置し、各地方社会保険事務局に地方社会保険事務局長を本部長とする地方社会保険事務局国民年金特別対策本部を設置するなど収納対策の強化に向けた体制の整備に取り組むとともに、年金制度の理解を促し、自主的な納付に結び付けるための教育及び広報、口座振替の利用の奨励等を引き続き着実に実施しているほか、納付しやすい環境を整備する観点からコンビニエンスストアでの保険料収納等を開始し、また、度重なる納付督促によつても理解が得られない未納者のうち、十分な所得又は資産を有し、他の被保険者の納付意欲に悪影響を与えるかねない者に対しては、法第九十六条第一項及び第四項の規定に基づく

督促及び滞納処分を実施することとするなど、その強化に努めできているところである。

また、第百五十九回国会に提出した国民年金法等の一部を改正する法律案(以下「改正法案」という。)においては、国民年金制度に対する国民の理解の増進等のために保険料納付の実績等の情報を見直すために保険者に通知すると、各被保険者の所得に応じたより適切な保険料負担を実現するために多段階免除制度を導入すること、同条第一項及び第四項の規定に基づく督促及び滞納処分等の保険料収納事務を効果的に行うために被保険者の資産及び收入に関する調査に係る規定を整備することなど、収納対策を制度面からも強化するための規定を盛り込んでいる。

さらに、本年五月六日には、自由民主党、民主党政見合意による年金制度改革に関する三党合意において、「国民年金の未加入者及び未納者に対する通知、督促を適正に行うための措置を講じさせること等について合意されている」と承知しており、今後とも、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況の改善に向け積極的に取り組んでまいりたい。

なお、平均余命の男女格差の拡大を踏まえ、給付と負担の仕組みに男女に違いを設けること

は考えていないが、国立社会保障・人口問題研究所が取りまとめた「日本の将来人口推計(平成十四年一月推計)」において男女それぞれの将来の平均余命が推計されており、この人口推計に基づき給付と負担の見通しを推計し、これを踏まえた改正法案を提出している。

別表第二

平成十六年六月八日 衆議院会議録第三十九号 議長の報告

| 都道府県 | 県人口(①) (千人) | 受給者数 | | | | | |
|------|----------------|----------|--------|-----------|--------|------------|------------|
| | | 男子(②)(人) | ②/①(%) | 女子(③)(人) | ③/①(%) | 合計(②+③)(人) | (②+③)/①(%) |
| 北海道 | 5,670 | 402,774 | 7.1 | 564,378 | 10.0 | 967,152 | 17.1 |
| 青森県 | 1,469 | 121,865 | 8.3 | 180,340 | 12.3 | 302,205 | 20.6 |
| 岩手県 | 1,407 | 124,794 | 8.9 | 184,309 | 13.1 | 309,103 | 22.0 |
| 宮城県 | 2,371 | 165,353 | 7.0 | 242,429 | 10.2 | 407,782 | 17.2 |
| 秋田県 | 1,176 | 112,140 | 9.5 | 170,040 | 14.5 | 282,180 | 24.0 |
| 山形県 | 1,235 | 117,662 | 9.5 | 172,784 | 14.0 | 290,446 | 23.5 |
| 福島県 | 2,120 | 172,802 | 8.2 | 254,246 | 12.0 | 427,048 | 20.1 |
| 茨城県 | 2,990 | 211,612 | 7.1 | 286,749 | 9.6 | 498,361 | 16.7 |
| 栃木県 | 2,010 | 146,015 | 7.3 | 206,376 | 10.3 | 352,391 | 17.5 |
| 群馬県 | 2,032 | 155,272 | 7.6 | 216,211 | 10.6 | 371,483 | 18.3 |
| 埼玉県 | 7,001 | 398,018 | 5.7 | 506,769 | 7.2 | 904,787 | 12.9 |
| 千葉県 | 5,994 | 365,203 | 6.1 | 471,996 | 7.9 | 837,199 | 14.0 |
| 東京都 | 12,219 | 711,269 | 5.8 | 1,041,976 | 8.5 | 1,753,245 | 14.3 |
| 神奈川県 | 8,625 | 473,617 | 5.5 | 633,659 | 7.3 | 1,107,276 | 12.8 |
| 新潟県 | 2,465 | 208,643 | 8.5 | 306,714 | 12.4 | 515,357 | 20.9 |
| 富山县 | 1,119 | 88,618 | 7.9 | 134,088 | 12.0 | 222,706 | 19.9 |
| 石川県 | 1,180 | 83,419 | 7.1 | 123,706 | 10.5 | 207,125 | 17.6 |
| 福井県 | 828 | 66,328 | 8.0 | 95,057 | 11.5 | 161,385 | 19.5 |
| 山梨県 | 889 | 72,944 | 8.2 | 103,491 | 11.6 | 176,435 | 19.8 |
| 長野県 | 2,217 | 187,705 | 8.5 | 274,704 | 12.4 | 462,409 | 20.9 |
| 岐阜県 | 2,111 | 160,814 | 7.6 | 221,641 | 10.5 | 382,455 | 18.1 |
| 静岡県 | 3,786 | 275,690 | 7.3 | 385,411 | 10.2 | 661,101 | 17.5 |
| 愛知県 | 7,123 | 431,985 | 6.1 | 567,093 | 8.0 | 999,078 | 14.0 |
| 三重県 | 1,861 | 142,747 | 7.7 | 199,440 | 10.7 | 342,187 | 18.4 |
| 滋賀県 | 1,359 | 88,569 | 6.5 | 127,237 | 9.4 | 215,806 | 15.9 |
| 京都府 | 2,642 | 173,348 | 6.6 | 252,006 | 9.5 | 425,354 | 16.1 |
| 大阪府 | 8,815 | 519,248 | 5.9 | 706,445 | 8.0 | 1,225,693 | 13.9 |
| 兵庫県 | 5,578 | 360,236 | 6.5 | 520,899 | 9.3 | 881,135 | 15.8 |
| 奈良県 | 1,438 | 97,756 | 6.8 | 136,241 | 9.5 | 233,997 | 16.3 |
| 和歌山县 | 1,061 | 90,221 | 8.5 | 129,401 | 12.2 | 219,622 | 20.7 |
| 鳥取県 | 612 | 49,151 | 8.0 | 77,709 | 12.7 | 126,860 | 20.7 |
| 島根県 | 757 | 71,093 | 9.4 | 109,213 | 14.4 | 180,306 | 23.8 |
| 岡山県 | 1,953 | 150,791 | 7.7 | 221,686 | 11.4 | 372,477 | 19.1 |
| 広島県 | 2,878 | 194,349 | 6.8 | 294,041 | 10.2 | 488,390 | 17.0 |
| 山口県 | 1,518 | 118,638 | 7.8 | 188,453 | 12.4 | 307,091 | 20.2 |
| 徳島県 | 820 | 70,160 | 8.6 | 101,365 | 12.4 | 171,525 | 20.9 |
| 香川県 | 1,021 | 81,864 | 8.0 | 121,029 | 11.9 | 202,893 | 19.9 |
| 愛媛県 | 1,486 | 123,864 | 8.3 | 184,580 | 12.4 | 308,444 | 20.8 |
| 高知県 | 810 | 70,495 | 8.7 | 106,787 | 13.2 | 177,282 | 21.9 |
| 福岡県 | 5,043 | 302,796 | 6.0 | 474,850 | 9.4 | 777,646 | 15.4 |
| 佐賀県 | 874 | 67,763 | 7.8 | 106,704 | 12.2 | 174,467 | 20.0 |
| 長崎県 | 1,507 | 116,296 | 7.7 | 182,799 | 12.1 | 299,095 | 19.8 |
| 熊本県 | 1,858 | 154,265 | 8.3 | 236,698 | 12.7 | 390,963 | 21.0 |
| 大分県 | 1,219 | 100,873 | 8.3 | 152,212 | 12.5 | 253,085 | 20.8 |
| 宮崎県 | 1,167 | 95,641 | 8.2 | 143,284 | 12.3 | 238,925 | 20.5 |
| 鹿児島県 | 1,779 | 152,691 | 8.6 | 247,934 | 13.9 | 400,625 | 22.5 |
| 沖縄県 | 1,339 | 84,048 | 6.3 | 119,173 | 8.9 | 203,221 | 15.2 |

(注) 1. 各都道府県別の県人口は、「平成14年10月1日現在推計人口」(総務省)による。

2. 受給者数は平成14年度末現在の人数であり、老齢福祉年金の受給者は除いている。

別表第三

(単位:年)

| 都道府県 | 男 | | 女 | |
|------|-------|-------|-------|-------|
| | 0歳 | 65歳 | 0歳 | 65歳 |
| 北海道 | 77.55 | 17.79 | 84.84 | 22.87 |
| | 75.67 | 16.52 | 83.69 | 21.87 |
| | 77.09 | 17.33 | 84.60 | 22.51 |
| | 77.71 | 17.53 | 84.74 | 22.48 |
| | 76.81 | 17.05 | 84.32 | 22.12 |
| 山形県 | 77.69 | 17.57 | 84.57 | 22.18 |
| | 77.18 | 17.19 | 84.21 | 22.19 |
| | 77.20 | 17.29 | 84.21 | 22.12 |
| | 77.14 | 17.26 | 84.04 | 22.06 |
| | 77.86 | 17.63 | 84.47 | 22.28 |
| 福島県 | 78.05 | 17.55 | 84.34 | 22.14 |
| | 78.05 | 17.67 | 84.51 | 22.25 |
| | 77.98 | 17.79 | 84.38 | 22.26 |
| | 78.24 | 17.78 | 84.74 | 22.50 |
| | 77.66 | 17.60 | 85.19 | 22.85 |
| 富山県 | 78.03 | 17.79 | 85.24 | 22.99 |
| | 77.96 | 17.55 | 85.18 | 22.90 |
| | 78.55 | 17.93 | 85.39 | 23.05 |
| | 77.90 | 17.85 | 85.21 | 23.01 |
| | 78.90 | 18.38 | 85.31 | 22.91 |
| 岐阜県 | 78.10 | 17.67 | 84.33 | 22.22 |
| | 78.15 | 17.67 | 84.95 | 22.60 |
| | 78.01 | 17.48 | 84.22 | 22.02 |
| | 77.90 | 17.51 | 84.49 | 22.39 |
| | 78.19 | 17.41 | 84.92 | 22.48 |
| 京都府 | 78.15 | 17.74 | 84.81 | 22.63 |
| | 76.97 | 16.98 | 84.01 | 21.93 |
| | 77.57 | 17.42 | 84.34 | 22.19 |
| | 78.36 | 17.70 | 84.80 | 22.34 |
| | 77.01 | 17.23 | 84.23 | 22.17 |
| 鳥取県 | 77.39 | 17.46 | 84.91 | 22.75 |
| | 77.54 | 17.77 | 85.30 | 23.27 |
| | 77.80 | 17.73 | 85.25 | 22.97 |
| | 77.76 | 17.66 | 85.09 | 22.82 |
| | 77.03 | 17.21 | 84.61 | 22.49 |
| 徳島県 | 77.19 | 17.37 | 84.49 | 22.38 |
| | 77.99 | 17.82 | 84.85 | 22.70 |
| | 77.30 | 17.73 | 84.57 | 22.53 |
| | 76.85 | 17.62 | 84.76 | 22.84 |
| | 77.21 | 17.31 | 84.62 | 22.60 |
| 佐賀県 | 76.95 | 17.34 | 85.07 | 22.82 |
| | 77.21 | 17.36 | 84.81 | 22.69 |
| | 78.29 | 18.15 | 85.30 | 23.08 |
| | 77.91 | 17.70 | 84.69 | 22.41 |
| | 77.42 | 17.72 | 85.09 | 23.05 |
| 鹿児島県 | 76.98 | 17.38 | 84.68 | 22.56 |
| | 77.64 | 18.45 | 86.01 | 24.10 |
| 全国 | 77.71 | 17.56 | 84.62 | 22.46 |

別表第四

| 国 名 | 出生率 | 男女別人口 (万人) | 年金加入者 (千人) | 65歳時点での 平均余命 (年) |
|--------|-----------------|-----------------------------------|-----------------------------------|-------------------------------|
| 米国 | 2.01 (2002年) | 男性 13,792 女性 14,351 (2000年) | 男性 79,879 女性 71,521 (1999年) | 男性 16.3 女性 19.2 (2000年) |
| 英国 | 1.64 (2002年) | 男性 2,858 女性 3,021 (2001年) | — | 男性 15.7 女性 18.9 (2000年) |
| ドイツ | 1.40 (2002年) | 男性 4,034 女性 4,219 (2002年) | — | 男性 15.7 女性 19.4 (2000年) |
| フランス | 1.88 (2002年) | 男性 2,998 女性 3,171 (2004年) | — | 男性 16.5 女性 20.9 (1999年) |
| スウェーデン | 1.65 (2002年) | 男性 445 女性 453 (2003年) | — | 男性 16.9 女性 20.1 (2001年) |
| イタリア | 1.26 (2002年) | 男性 2,759 女性 2,941 (2002年) | — | 男性 16.2 女性 20.2 (1999年) |
| オランダ | 1.73 (2002年) | 男性 802 女性 818 (2003年) | — | 男性 15.5 女性 19.3 (2001年) |
| 中国 | — | 男性 65,355 女性 61,228 (2000年) | — | — |
| 韓国 | 1.17 (2002年) | 男性 2,307 女性 2,292 (2000年) | — | 男性 14.6 女性 18.4 (2001年) |

(注) 1. 表中「-」とした項目については、把握していない。

2. 各項目の出典は、それぞれ次のとおり。

○出生率：「2004人口統計資料集」（国立社会保障・人口問題研究所）

なお、韓国については、同国政府の資料による。

○男女別人口：各國政府の資料による。

○年金加入者数：「Social Security Bulletin, Annual Statistical Supplement 2002」(SSA)

○65歳時点での平均余命：「Recent demographic developments in Europe 2002」(Council of Europe)

なお、米国、イタリア及び韓国については、当該国政府の資料による。

官 報 (号外)

平成十六年五月二十八日提出
質問第一一三号

年金等に関する質問主意書

提出者 長妻 昭

| | |
|---|---|
| 1 年金等に関する質問主意書 | 6 選考基準は。 |
| 2 年金積立金の運用についてお尋ねする。 | 7 採用は公募かコネか。コネの場合は、紹介ルートは。 |
| 3 平成十四年度末時点で、厚生年金・国民年金の積立金の市場運用分(財投除外)のうち、約三十八パーセントが株式で運用され、国家公務員共済の積立金では、同基準で、約十三パーセントが株式で運用されている。 | 8 年収や退職金は厚生年金の掛け金からの支出か否か。 |
| 4 これは事実か。 | 9 天下りをなぜ採用したのか。 |
| 5 それぞれの市場運用資金全体(財投除外)の金額と株式運用された金額をお示し願いたい。 | 10 運用成績がどんなに悪化しても解雇されることはかないのか否か。 |
| 6 これは事実か。 | 11 仮に厚生年金・国民年金の積立金の株式運用部分を株式市場から、すべて引き上げた場合、株価にどのような影響が出るか。 |
| 7 ① 株式運用比率が三倍の開きがある理由を詳細に説明頂きたい。 | 12 ① 厚生年金・国民年金の積立金を株式運用することで、結果的に、株価全体の安定につながっているといえるか。 |
| 8 ② 厚生年金・国民年金の運用は、リスクが国家公務員共済の運用よりも高い理由は何か。 | 13 ② 株価買い支え(いわゆるPKO=プラス・キーピング・オペレーション)をしているのか。 |
| 9 ③ それぞれの運用の理念は何か。 | 14 ③ それぞれの株式運用分の時価評価の損益は。 |
| 10 ④ その理念のどのよくな違いが三倍の開きとなつたのか。 | 15 ④ 運用資金を分母にした、それぞれの株式運用時価評価の損益率は。 |
| 11 ⑤ 三倍開いている現状をどう考えるか。 | 16 ⑤ なぜ、両者に、そのような差が生じるのか。 |
| 12 ⑥ 是正する予定はあるか。 | 17 ⑥ その他、両者に、そのような差が生じるのは何か。 |
| 13 ① 氏名。 | 18 ⑦ ① これは事実か。 |
| 14 ② 経歴。 | 19 ② いくらからいくらに向上的見込みとなつてているか。 |
| 15 ③ 役割。 | 20 ③ その根拠はどのようなものか説明願いたい。 |
| 16 ④ 年収。 | 21 ④ 出生率が現在よりも向上する現実的見込み確率は、五十パーセント以上あるといえるか。 |
| 17 ⑤ 推定退職金。 | 22 ⑤ 本来、二百六十五年の年金福祉施設の売り上 |
| 23 二 今回の政府提出の年金法案における出生率は、現在よりも向上する見込みとなつていています。 | 5 向上しない場合、いつの時点で、保険料率、給付水準をどのように、何パーセントに見直すか。 |
| 24 1 これは事実か。 | 6 見込みが誤った場合、その責任は誰にあるのか。 |
| 25 2 いくらからいくらに向上的見込みとなつていています。 | 7 二百六十五ある年金福祉施設及び国家公務員共済の福祉施設等についてお尋ねする。 |
| 26 3 その根拠はどのようなものか説明願いたい。 | 8 1 年金福祉施設(厚生年金・国民年金)の建設費の合計と原資別(厚生年金・国民年金)金額は。 |
| 27 4 その根拠は現在よりも向上する現実的見込み確率は、五十パーセント以上あるといえるか。 | 9 2 国家公務員共済の福祉施設(百十三ヶ所)は、積立金からの借り入れで建設され、金利も含めてきちんと返済されていると聞いています。 |
| 28 5 これは、事実か。これまで、返済がどこでおつたことはあるのか。 | 10 これは、事実か。これまで、返済がどこでおつたことはあるのか。 |
| 29 6 ① 先進国では、仮に年金で福祉施設やリゾート施設を保有するとしても、年金積立金の運用の一環としての投資と位置づけており、直接、年金掛け金を、建設費に投入する日本のような方式は、ないと聞くが事実か。 | 11 6 国家公務員共済の福祉施設は、平成六年度末の百八十ヶ所から、平成十五年度末の百十五ヶ所と四割もリストラ閉鎖されている。一方、年金の福祉施設は、平成六年度二百七十二ヶ所だったものが、平成十五年度に二百六十ヶ所と七ヶ所しか、リストラ閉鎖されていない。これは事実か。また、この違いはなぜか。閉鎖に対する理念政策がどのように異なるのか。 |
| 30 7 ② 国家公務員共済の福祉施設建設は、積立金による運用はこれまでプラスの成績であり、先進国の年金福祉施設の位置づけと同様となつていて。これは事実か。なぜ、厚生年金・国民年金による福祉施設の建設費等は、掛け金の直接投入方式となつたのか。 | 12 7 全国十三ヶ所のグリーンピアの建設工事をそれにおいて、総事業費が当初の見込みより一・五倍以上膨れ上がった事例(工事名、発注省庁部局、発注日、完成日、当初見込み金額、最終金額、最終金額は見込み金額の何倍か、受注業者、金額が膨れ上がった理由、発注者側・官庁の責任者名、金額が膨れ上がったことに対する責任を感じているか)を、金額が膨れ上がった倍率の高い順にお示し願いたい。 |

2 グリーンピア以外の建設工事において、総事業費が当初の見込みより一・五倍以上膨れ上がった事例（工事名、発注省庁部局、発注日、完成日、当初見込み金額、最終金額、最終金額は見込み金額の何倍か、受注業者、金額が膨れ上がった理由、発注者側・官庁の責任者名、金額が膨れ上がったことについてのようないを示す）。

3 観覧車の建設にも年金掛け金が使われた事例があると聞くが事実か。いくらでそれほどかかる。「福祉の増進」に当たらないと年金掛け

金は使用できないと考えるが、どうして観覧車が福祉の増進になるのか。観覧車は福祉施設と認識されているのか。

4 以下の施設がなぜ「福祉の増進」に当たるのか理由をお示し頂き、全国の設置場所と建設費と維持費のうち、年金掛け金分がいくらかをお示し願いたい。

① ゴーカートや簡易ローラーコースターをはじめとする遊具。

② 結婚式場。

③ 音楽ホール。

5 全国の厚生年金病院関係者の宿舎の場所、

1 社会保険大学校では、ゴルフ練習場（一般非公開）があり、ゴルフクラブ二十本、ゴルフボール六百個を年金掛け金等で購入したといわれている。これは事実か。

2 その費用は年金分でそれぞれいくらか。他にゴルフ練習場にかかった維持費のうち、年金負担分はいくらでどのようなものか。

3 誰がゴルフ練習場の設置を決定したか。それはなぜか。それは妥当とお考えか。

4 他に、社会保険大学校及びそれ以外の場所で、外部に開放されていない、年金掛け金を維持費あるいは建設費等に使用したスポーツ施設やリフレッシュ施設としてどのようなものがあるか。すべてお示し願いたい。また、それぞれ建設費や維持費にいくら年金の掛け金を支出しているか。利用者はどのような方なのか。その妥当性の見解もそれぞれお示し願いたい。

5 お尋ねする。

6 社会保険大学校では、員用宿舎のうち、年金掛け金用分はいくらか、他組織・団体の職員用宿舎のうち、年金掛け金で建設されるものがあれば、場所、建築年月と家賃と間取り、入居者職業、建設費、建設費のうち年金負担分はいくらか、どのような法的根拠で年金掛け金を使つたのか、をお示し願いたい。

7 平成十六年度、「福祉の増進」の条文で年金掛け金を使って、以下にいくら予算化されたか。その妥当性の見解も含めて、それぞれお示し願いたい。また、同様の考え方で、予算化を今後も続けるのか。

8 平成十六年度に、公債特例等法律によって、年金事務費に、年金掛け金が使われる予定となつていて。予算化されているが、使わないものがあるとすれば、内容と使わない金額をすべて明記されたい。また、使うものの内容と使う金額も明記されたい。

9 平成十六年度、一年間に限って、公債特例等法律によつて、年金事務費に、年金掛け金が使われる予定となつていて。平成十七年度も立法措置をして、年金事務費に、年金掛け金を使う予定か。また、平成十七年度は、その予定は、全くないと断言できるか。

岩沼に誘致」とある。その岩沼は、当該選挙区である。

1 一般的に大規模年金保養基地＝グリーンピアの決裁は年金局長が行うのか。

2 この岩沼グリーンピアに当該元年金局長はどういう関与をしたか。

3 決裁権者が、選挙区にグリーンピアを誘致して、選挙公報に実績として、掲示することに関して、どう考えるか。その是非は。

4 これまでグリーンピアを決裁した年金局長が、グリーンピア関連に天下った事例はあるか。あるとすればどのようなものか。その是非は。

5 先の1、2の場合、問題の全く無いケースと、問題が発生するケースと、論点を整理してご提示願いたい。

6 右質問する。

1 会社の勤務実態に関するお尋ねする。

1 会社の厚生年金に加入する時、その会社の仕事を月何日していれば良いのか。また、社長から、会社の仕事をしないで良いとの指示を受ければ、その会社の仕事をしなくても問題はない。

2 会社の健康保険に加入し、その健康保険を使うには、その会社の仕事を月何日していれば良いのか。また、社長から、会社の仕事をしないで良いとの指示を受ければ、その会社の仕事をしなくても、健康保険に加入をして問題はない。

3 先の1、2の場合、問題の全く無いケースと、問題が発生するケースと、論点を整理してご提示願いたい。

7 平成十六年六月四日

内閣衆質一五九第一一二三号

内閣總理大臣 小泉純一郎
衆議院議長 河野 洋平殿
衆議院議員長妻昭君提出年金等に関する質問に対する答弁書

〔別紙〕

衆議院議員長妻昭君提出年金等に関する質問に対する答弁書

一の1について

平成十四年度末における、年金資金運用基金が運用を行う厚生年金保険及び国民年金に係る積立金（以下「年金積立金」という）並びに年金福祉事業団の解散及び業務の承継等に関する法律（平成十二年法律第二十号）第五条に規定する資金確保業務及び基盤強化業務に係る資金（以

下「年金積立金等」という。)の市場運用部分に占める国内株式及び外国株式(以下「株式」という。)の割合は約三十八パーセントであり、国家公務員共済年金に係る積立金(以下「共済積立金」という。)の市場運用部分に占める株式の割合は約十三パーセントである。

一の2について

平成十四年度末における、年金積立金等の市場運用部分の資産は時価総額で約三十一・六兆円、株式の資産は時価総額で約十一・八兆円であり、共済積立金の市場運用部分の資産は時価総額で約四・四兆円、株式の資産は時価総額で約〇・六兆円である。

一の3について

年金積立金の運用と共済積立金の運用とを比較する場合、共に財政融資資金への預託金を含む積立金全体を前提に資産構成割合を決定していることから、積立金全体で比較することが適当であると考えており、積立金全体で見た場合、平成十四年度末における、年金積立金全体に占める株式の割合は約七・三パーセントであり、共済積立金全体に占める株式の割合は約六・五パーセントであることから、積立金全体に占める株式の割合に大きな差はないものと考えている。

なお、年金積立金の財政融資資金への預託状況については、平成十二年度以前は、資金運用部資金法等の一部を改正する法律(平成十二年法律第九十九号)第一条の規定による改正前の資金運用部資金法(昭和二十六年法律第百号)第二条第二項の規定に基づき、その全額を資金運用部(現在の財政融資資金)に預託する義務が課せられており、現在は、毎年度財政融資資金か

ら預託金が償還されているところであるが、平成十四年度末においても、年金積立金約百四十五・六兆円のうち約七十六パーセントに当たる約百十二・三兆円が財政融資資金に預託されているところである。

一方、共済積立金については、国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第百二十八号)第三十五条の二第二項の規定に基づき、その一部を

財政融資資金に預託する義務が課せられており、平成十四年度末においては、共済積立金約八・七兆円のうち約四十九パーセントに当たる約四・三兆円が財政融資資金に預託されているところである。

また、運用対象資産には、年金積立金

の運用対象資産は、国内債券、国内株式、外国債券、外国株式及び短期資産である一方、共済積立金の運用対象資産は、国内債券、国内株式、外国債券、外国株式、短期資産、不動産及び貸付金である。

このように、積立金に占める預託金の割合が異なること、運用対象資産が異なること等から、お尋ねのように年金積立金の市場運用部分と共済積立金の市場運用部分とを単純に比較し、年金積立金の運用が共済積立金の運用よりもリスクが高いと評価することは適当ではないと考えており、今後とも、安全かつ効率的な運用に努めてまいりたい。

なお、年金積立金の運用の理念については、厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百十五号)第七十九条の二及び国民年金法(昭和三十四年法律第百四十一号)第七十五条の規定により、専ら被保険者の利益のために、安全かつ効率的に行うこととされており、同様に共済積立金の

運用の理念についても、国家公務員共済組合法

第十九条の規定により、安全かつ効率的に行わなければならないこととされている。

一の4の①及び②について

現在の年金資金運用基金の投資専門委員の氏名及び経歴については、別表第一のとおりである。

一の4の③について

投資専門委員の役割は、年金資金運用基金法(平成十二年法律第十九号)第二十四条第一項に規定する年金資金の管理及び運用を行う業務

(以下「管理運用業務」という。)に関する専門の事項について調査し、及び管理運用業務の運営に関する重要な事項に参画することである。

一の4の④及び⑤について

年金資金運用基金の給与規程等に基づき、投

資専門委員の平成十六年度における年間給与及び任期が満了する時点における退職金を試算す

ると、別表第二のとおりである。

一の4の⑥、⑦及び⑨について

投資専門委員については、年金資金運用基金法第二十条第三項の規定により、経済又は金融に関する高い識見を有する者その他の学識経験を有する者のうちから理事長が適当と判断した者について、厚生労働大臣の認可を受けて任命することとなつていて。

国家公務員の退職者であることは、選任の要件としていない。

一の4の⑧について

投資専門委員の給与及び退職金については、

その全額について厚生年金保険料及び国民年金保険料(以下「年金保険料」という。)を充ててい

一の4の⑩について

年金資金運用基金の理事長は、年金資金運用基金法第十五条第二項の規定に基づき、投資専門委員について、職務上の義務違反があるときには、解任することができる。

具体的には、投資専門委員に課せられている、慎重かつ細心の注意を払い、全力を挙げて職務を遂行する義務や秘密保持義務に違反した場合には、理事長は、投資専門委員を解任することが可能であるが、職務上の義務に違反するか否かは単に運用結果のみにより判断されるものではない。

具体的には、投資専門委員に課せられていては、解任することができるとされている。

一の5及び6の①について

株価の形成要因としては様々な要素が考えられることが等から、年金積立金の株式運用分をすべて売却すること及び年金積立金を株式で運用することが株価にどのような影響を与えるかについてお答えすることは困難である。

一の6の②について

立金の運用は、専ら被保険者の利益のために、長期的な観点から、安全かつ効率的に行うこととされているところであり、お尋ねのような事実はない。

一の3についてでお答えしたとおり、年金積

立金の運用は、専ら被保険者の利益のために、長期的な観点から、安全かつ効率的に行うこととされているところであり、お尋ねのような事実はない。

一の7について

平成十四年度末における、年金積立金等の市

場運用部分における株式の評価損は約三・五兆円、年金積立金等の市場運用部分に占める当該

評価損の割合は約十一・一パーセントであり、共済積立金の市場運用部分における株式の評価

損は約〇・二兆円、共済積立金の市場運用部分に占める当該評価損の割合は約四・六パーセントであるが、一の3についてでお答えしたとお

り、積立金に占める預託金の割合が異なること等から、年金積立金の市場運用部分と共済積立金の市場運用部分とを単純に比較することは適当ではないと考えている。なお、積立金全体で比較した場合、年金積立金全体に占める評価損の割合は約二・四パーセント、共済積立金全体に占める評価損の割合は約二・三パーセントである。ほんと差はないものと考えている。

二の1から3までについて

第一百五十九回国会に提出した国民年金法等の一部を改正する法律案(以下「法案」という)に基づく試算では、将来推計人口の前提として国立社会保障・人口問題研究所が作成した「日本の将来推計人口(平成十四年一月推計)」(以下「将来推計人口」という)における中位推計を標準として用いている。この将来推計人口は、平成十二年に実施した国勢調査に基づく人口を基準として、人口学的・統計学的な手法により作成したものであるところ、その中位推計による合計特殊出生率は平成十二年の一・三六から平成十九年にいたる一・三一まで低下し、その後緩やかに上昇し、平成六十二年には一・三九となるものと見込まれている。

この合計特殊出生率は、ある時点における十五歳から四十九歳までの女性の年齢別の出生率を合計したものである。このため、平均的な出産年齢が上昇傾向にある時期においては、若いときに出産を終えたためにその時点では出産しない世代と将来に出産を先送りしている世代との出生率を単純に合計した数値となることから見かけ上の数値が低くなる。したがって、平均的な出産年齢の上昇傾向に歯止めがかかる時点以降は数値が上昇するものであり、このため、

平成六十二年には一・三九となるものと見込まれている。

二の4について

将来推計人口には、出生率の将来動向につき、全国の平均的な結婚行動及び出生行動の傾向に基づいて設定した中位推計のほかに、最も未婚率が高い東京都における傾向に基づいて設定した低位推計及び未婚率が低い水準にある十県における傾向の平均に基づいて設定した高位推計がある。

このように、将来推計人口においては、統計調査から得られた実績や過去からの変化の状況を基に、将来的出生率を仮定しているものであり、その実現可能性を確率で示すことはできない。

二の5について

合計特殊出生率が将来推計人口の中位推計における見通しとは異なった場合には、厚生年金保険法及び国民年金法の保険給付の給付水準に影響が生じ得る。

この点について法案附則第二条第一項は、当該給付等について、同項第一号に掲げる額と同

項目第二号に掲げる額とを合算して得た額の同項

第三号に掲げる額に対する比率が百分の五十を上回ることとなるような給付水準を将来にわたり確保するものと規定し、その上で、同条第二項において、少なくとも五年ごとに行う国民年金事業及び厚生年金保険事業の財政の現況及び見通しの作成に当たり、次の財政の現況及び見通しが作成されるまでの間に当該比率が百分の五十を下回ることが見込まれる場合に、同条第一項の規定の趣旨にのつとり、調整期間の終了について検討を行い、その終了等の

措置を講ずるものとすると規定しており、同条第二項に規定する措置により当該比率について百分の五十を上回る水準を維持しつつ、同条第三項の規定により給付及び費用負担の在り方に

ついて検討を行い、所要の措置を講ずることと定めた低位推計及び未婚率が低い水準にある十県における傾向の平均に基づいて設定した高位推計がある。

二の6について

当該所要の措置は、同条第一項の規定の趣旨を踏まえつつ、その時点における経済社会の動向を総合的に勘案した上で講ずるものであり、現時点での内容を特定しているものではなく、また、その内容については法改正を伴うものであることから、当該所要の措置の具体的な内容について、現時点で政府としてお答えすることは困難である。

二の7について

二の5について述べたとおり、合計特殊出生率が将来推計人口の中位推計における見通しとは異なり、その結果法案附則第二条第二項に規定する措置がとられることがなった場合には、同条第三項の規定により、政府は給付及び費用負担の在り方について検討を行い、所要の措置を講ずることとなつていている。

三の1について

国が設置した厚生年金保険及び国民年金の福祉施設(以下「年金の福祉施設」という)の平成十四年度までの建設費の合計額は一兆四千百二十三億円であり、財源別の内訳は、厚生年金保険料が一兆千七百四十九億円、国民年金保険料が二千三百七十四億円である。

三の2について

国家公務員共済組合及び国家公務員共済組合連合会は、福祉施設の整備に必要な資金を国家公務員共済年金の積立金等から借り入れること

ができることとされており、こうした仕組みで施設整備を行うこととして以来、借入金の元利払につき減免を受けたことはない。平成十年度に国家公務員共済組合連合会の宿泊経理において元本返済予定額の繰延べを行ったことがあるが、この繰延べ分は、その後各年の元本返済必要額に上乗せして分割返済している。金利については、これまで繰延べを行つたことはない。

三の3について

他国において、年金の保険料を福祉施設の建設費に直接投入しているか否かについては、把握していない。

三の4について

国家公務員共済の福祉施設の整備に必要な資金については、国家公務員共済年金の積立金等の運用の一環として、国家公務員共済組合法第十九条等の規定に基づき、有利子で貸し付けられており、運用成績は黒字となっている。

一方、年金の福祉施設の事業については、年金積立金の運用として実施してきたものではなく、厚生年金保険法第七十九条及び国民年金法第七十四条に規定する被保険者等の福祉を増進するための施設の事業として実施しており、その費用については、厚生保険特別会計法(昭和十九年法律第十号)第六条及び国民年金特別会計法(昭和三十六年法律第六十二号)第六条に基づき、年金保険料を充てている。

三の5について

国家公務員共済の福祉施設の整備に必要な資金については、国家公務員共済年金の積立金等の運用の一環として、国家公務員共済組合法第十九条等の規定に基づき、有利子で貸し付けられ

れており、福祉施設の事業収入を基に元利返済が行われている。

一方、年金の福祉施設の事業については、厚生年金保険法第七十九条等に規定する被保険者等の福祉を増進するための施設としての事業であり年金積立金の運用の一環として行う事業ではないことから、年金の福祉施設の利益を年金の特別会計に繰り入れることは行っていない。

なお、年金の福祉施設については、それぞれの年金の福祉施設の経営委託契約に基づき、その運営を委託された公益法人(以下「委託先法人」という。)が、年金の福祉施設の収入をもつてその支出に充てることとし、毎会計年度の決算上生じた利益について、委託先法人が年金の福祉施設の経営のために設置した会計に繰越し利益等として処理することとしており、平成十四年度の決算上生じた利益の金額は、別表第三のとおりである。

また、経営委託契約が解除されたときは、年金の福祉施設の経営委託契約に基づき、委託先法人は運営を委託された年金の福祉施設の経営のために設置した会計の剩余の資産を社会保険庁に引き渡すこととしている。

国家公務員共済の医療施設及び宿泊施設の総数は、平成六年度末には百八十九か所であつたが、その後、六十七か所を廃止し、平成十五年度末には百十三か所となつてある。年金の福祉施設の総数は、平成六年度末には二百三十九か所であつたが、その後、三十四か所を新設、八か所を廃止したことにより、平成十五年度末には二百六十五か所となつてある。

また、各施設の経営状況、被保険者等の二一

ズ等を踏まえ福祉施設の廃止を実施してきたものであるが、国家公務員共済の福祉施設については、国家公務員等の福祉の向上に寄与するこ

とを目的に運営し、その福祉施設の整備は国家公務員共済年金の積立金等の安全かつ効率的な運用の一環としての貸付金により実施してきたのに対し、年金の福祉施設については、積立金の運用ではなく厚生年金保険法第七十九条等に規定する被保険者等の福祉を増進するための施設の事業として実施してきたものである。基本的な考え方が異なっているものと考えている。

四の1について
お尋ねの建設工事のうち、総事業費が当初の見込みより一・五倍以上となつたものはない。

四の2について
お尋ねの事項については、調査に時間を要するため、与えられた期間内でお答えすることは困難である。

五の1について
社会保険庁社会保険大学校における研修は、長期間滞在して行うものがあり、これらの研修に参加する職員(以下「研修生」という。)の健康の維持及び管理並びに研修生同士の円滑なコミュニケーションに資する運動施設の一つとしてゴルフ練習場を設置しているところである。

当該ゴルフ練習場に係る用具の購入及び維持に要した費用は、別表第四のとおりである。

厚生年金病院について
厚生年金病院については、業務の性格上、二十四時間の対応が求められることから、病院の近隣において医師や看護師等が在住し、緊急呼出しに対応できる体制が必要であるため、医師等の職員用宿舎を設置し、病院と一体的に運営するものである。したがつて、当該宿舎について

ても、厚生年金保険法第七十九条に規定する被保険者等の福祉を増進するための施設として、厚生保険特別会計法第六条の規定に基づき支出したものである。

なお、宿舎の建設費等については、調査に時間を要するため、与えられた期間内でお答えすることは困難である。

五の2について
年金保険料を財源とし、建設費又は維持費を支出した、職員の健康の維持及び管理に資することを目的とした施設のお尋ねの事項については、社会保険業務センターにおける、当該施設の内容、その建設費、維持費及び利用対象者については、別表第五のとおりである。

また、これらの施設を設置している理由は、社会保険大学校においては、長期間滞在して行う研修があり、研修生の健康の維持及び管理並びに研修生同士の円滑なコミュニケーションを図ることであり、社会保険業務センターにおいては、職員の健康の維持及び管理を図ることで民間との比較については、その規模や性格等が多岐に及ぶことから困難である。

五の3について
指宿大規模年金保養基地(グリーンピア指宿)において、観覧車が設置されており、その建設に要した費用は二億七千四百万五千九百七十九円である。当該費用の全額については、年金福祉事業団(現在の年金資金運用基金)が資金運用部(現在の財政融資資金)から資金を借り入れ、その償還に要する費用を、厚生保険特別会計等が負担している。大規模年金保養基地(以下「保養基地」という。)の設置については、年金福祉事業団の解散及び業務の承継等に関する法律附則第三条の規定による廃止前の年金福祉事業団法(昭和三十六年法律第八十号)第十七条第一項の規定に基づき、厚生年金保険法第七十九条等に規定する被保険者等の福祉を増進するための施設として、厚生保険特別会計の施設のうち保養のための総合施設として実施

支出した、職員の健康の維持及び管理に資することを目的とした施設のお尋ねの事項については、社会保険業務センターにおける、当該施設の内容、その建設費、維持費及び利用対象者については、別表第五のとおりである。

なお、全国の設置場所等については、調査に時間を要するため、与えられた期間内でお答えすることは困難である。

五の4について
お尋ねの遊具、結婚式場及び音楽ホールについては、被保険者の幸福につながるものであることから、「福祉の増進」に資するものであると考えている。

なお、全国の設置場所等については、調査に時間を要するため、与えられた期間内でお答えすることは困難である。

五の5について
お尋ねの遊具、結婚式場及び音楽ホールについては、被保険者の幸福につながるものであることから、「福祉の増進」に資するものであると考えている。

なお、全国の設置場所等については、調査に時間を要するため、与えられた期間内でお答えすることは困難である。

五の6について
年金の福祉施設の職員用宿舎については、地域の住宅事情及び業務の必要性を踏まえ、年金の福祉施設と一体的に運営するものである。したがつて、当該宿舎についても、厚生年金保険法第七十九条等に規定する被保険者等の福祉を増進するための施設として、厚生保険特別会計

法第六条等の規定に基づき支出したものである。

年金資金運用基金の職員用宿舎については、同基金が厚生年金保険法等に基づく年金積立金の管理及び運用を業務として行う法人であることから、当該業務に要する費用として建設に要する費用の全額を厚生年金保険特別会計等が負担しているものである。

また、年金資金運用基金(旧年金福祉事業団を含む。)が実施する保養基地の運営を行なう団体の職員のうち保養基地において勤務する職員のための宿舎については、地域の住宅事情及び業務の必要性を踏まえ、保養基地の一部として、建設に要する費用の全額について、年金福祉事業団(現在の年金資金運用基金)が資金運用部(現在の財政融資資金)から資金を借り入れ、その償還に要する費用を厚生保険特別会計等が負担しているものである。

なお、宿舎の建設費等については、調査に時間をするため、与えられた期間内でお答えすることは困難である。

五の7について

公用車の使用に当たっては、使用する職員の年齢及び入省後との期間により制限を設けておらず、使用する職員の年齢及び入省後の期間により、その妥当性を判断するものではないと考えている。

なお、民間組織における事例については把握していない。

六の1について

保養基地の設置については、年金資金運用基金及び年金福祉事業団の解散及び業務の承継等に関する法律の施行に伴う関係政令の整備に

関する政令(平成十三年政令第二十一号)第一条の規定による廃止前の年金福祉事業団法施行令(昭和三十六年政令第四百四十四号)第一条の規定に基づき厚生大臣が指定することとされており、また、当該指定は、厚生大臣の決裁事項とされていたところである。

六の2について

保養基地の設置については、昭和四十七年十月の基地構想発表の後、全国より候補地としての申出があり、これらの中から、自然条件、環境条件、立地条件等保養基地として適正と判断されること、候補地の取得の可能性があること、その候補地が公有地であるか、又は公有地化できること、近隣地帯について乱開発等がなされていないこと及び地元の地方自治体の周辺設備等への協力が得られるなどを基準として、また、全国的な配置を考慮して特別の地域に偏らないようによることも加味して総合的に判断し、設置場所を決定することとされていた。御指摘の元年金局長についても、こうした基準に即して保養基地の設置に係る業務を遂行していると考えている。

なお、当該年金局長は、年金局長としての在任期間が昭和四十七年六月から昭和四十九年六月までであり、南東北大規模年金保険基地(岩沼地区)(グリーンピア岩沼)について当時の厚生大臣が指定した昭和五十一年三月時点では、既に年金局長の職を退任している。

六の3について

衆議院議員の候補者が選挙運動において行った主張については、政府としてお答えする立場にない。なお、保養基地の指定に係る決裁権者は厚生大臣である。

六の4について

国家公務員の退職後における再就職の状況は、公務を離れた個人に関する情報であり、一般に政府が把握すべき立場にないが、厚生労働省において、保養基地に関する業務を行う年金資金運用基金及び財團法人年金保険協会の協力を得て調査を行ったところ、厚生大臣が保養基地の指定に係る決裁を行った当時、年金局長の職にあつた者のうち、同基金(旧年金福祉事業団を含む。)及び同協会の役員に再就職した者は

いないとの報告を得ている。

七について

お尋ねの平成十六年度予算において、厚生年金保険法第七十九条等に規定する被保険者等の福祉を増進するための施設に要する費用として年金保険料を財源として予算措置されたものうち、厚生年金保険及び国民年金の年金相談等に使用されるコンピュータシステムの予算額は六百八十一億十九万六千円、庁舎維持及び建設の予算額は三十三億七千九百二十三万九千円、年金広報の予算額は二十五億九千四百万円である。これらの経費は、被保険者等のサービス向上に直接寄与するものであることがら、年金保険料を財源としており、妥当なものと考えている。今後とも、被保険者等のサービス向上に直接寄与する経費については、同様の考え方で予算措置することを予定しているが、平成十七年度以降の個別の経費の取扱いについて、現時点でお答えすることは困難である。

八について

お尋ねの平成十六年度予算において年金保険料を財源としている年金事業の事務の執行に要する費用のうち、職員宿舎の建替え及び公用車

の更新に係る経費は極力支出しないこととしているが、災害等の不測の事態が生じる可能性もあり、現時点において、支出しないもの及び支出するものに区分し、その内容及び金額をお答えすることは困難である。

九について

お尋ねの年金事業の事務の執行に要する費用に係る平成十七年度予算の取扱いについては、予算編成の過程において十分検討することとしている。

十について

厚生年金保険及び健康保険の被保険者となるか否かは、適用事業所と常用的の使用関係にある就労者かどうかを基準として判断している。この場合における常用的の使用関係は、就労者の労働日数、労働時間、就労形態、職務内容等を総合的に勘案し、個別具体的な事例に即して判断することとなるので、一箇月の勤務日数だけで被保険者となるか否かを判断することは困難である。

また、外見的には直接その会社の仕事を行っていると思われないような場合であっても、会社からの指揮又は命令を受け、労務の対償として報酬を受けている場合には、これらを総合的に勘案して厚生年金保険及び健康保険の被保険者となる場合もあり得る。

このように、厚生年金保険及び健康保険の被保険者となるか否かについては、就労者の労働日数、労働時間、就労形態、職務内容等を総合的に勘案し、個別具体的な事例に即して判断することとなるので、個別事例から離れて問題の全くないケースと問題が発生するケースを類型化してお示しすることは困難である。

別表第一

| 氏名 | 就任年月 | 経歴 |
|-------|---------|------------------------------------|
| 寺田 徳 | 平成13年4月 | 昭和35年4月 野村證券(株)入社 |
| | | 昭和45年4月 (株)野村総合研究所主任研究員 |
| | | 昭和60年6月 厚生年金基金連合会常勤顧問 |
| | | 平成4年4月 厚生年金基金連合会常務理事 |
| 西田 和生 | 平成13年4月 | 昭和45年4月 トヨタ自動車工業(株)入社 |
| | | 平成9年1月 TMMNA(北米のトヨタ製造会社7社の統括会社)財務役 |
| 伊東 俊一 | 平成16年2月 | 昭和42年4月 大蔵省入省 |
| | | 平成2年6月 九州財務局長 |
| | | 平成4年6月 國土庁長官官房審議官 |
| | | 平成12年8月 (財)こども未来財団常務理事 |

別表第二

| 氏名 | 任期 | 年間給与 | 退職金 |
|-------|----------------------|----------|----------|
| 寺田 徳 | 平成13年4月1日～平成17年3月31日 | 約1,554万円 | 約1,049万円 |
| 西田 和生 | 平成13年4月1日～平成17年3月31日 | 約1,554万円 | 約1,049万円 |
| 伊東 俊一 | 平成16年2月1日～平成17年3月31日 | 約1,554万円 | 約145万円 |

(注) 退職金については、平均的な業績を上げた場合を前提として試算した。

別表第三

(単位:千円)

| 委託先法人名 | 収入 | 支出 | 利益 |
|------------------|-------------|-------------|-----------|
| (財)厚生年金事業振興団 | 102,490,576 | 100,797,649 | 1,692,927 |
| (社)全国社会保険協会連合会 | 21,816,873 | 21,858,691 | △ 41,818 |
| (社)全国国民年金福祉協会連合会 | 3,799,797 | 3,761,292 | 38,505 |
| (財)社会保険健康事業財団 | 5,662,415 | 5,409,541 | 252,874 |
| (財)社会保険協会 | 147,804 | 146,939 | 865 |
| (財)北海道国民年金福祉協会 | 506,371 | 509,643 | △ 3,272 |
| (財)青森県国民年金福祉協会 | 107,556 | 137,976 | △ 30,420 |
| (財)岩手県国民年金福祉協会 | 394,998 | 391,781 | 3,217 |
| (財)宮城県国民年金福祉協会 | 248,640 | 243,570 | 5,070 |
| (財)秋田県国民年金福祉協会 | 135,231 | 135,834 | △ 603 |
| (財)山形県国民年金福祉協会 | 129,948 | 141,285 | △ 11,337 |
| (財)福島県国民年金福祉協会 | 488,555 | 470,648 | 17,907 |
| (財)茨城県国民年金福祉協会 | 368,198 | 380,070 | △ 11,872 |
| (財)栃木県国民年金福祉協会 | 150,977 | 151,880 | △ 903 |
| (財)群馬県国民年金福祉協会 | 162,792 | 177,992 | △ 15,200 |
| (財)埼玉県国民年金福祉協会 | 155,058 | 154,979 | 79 |
| (財)千葉県国民年金福祉協会 | 196,562 | 196,505 | 57 |
| (財)東京都国民年金福祉協会 | 224,811 | 216,376 | 8,435 |
| (財)神奈川県国民年金福祉協会 | 197,676 | 195,389 | 2,287 |
| (財)新潟県国民年金福祉協会 | 354,287 | 344,494 | 9,793 |
| (財)富山県国民年金福祉協会 | 359,976 | 333,999 | 25,977 |
| (財)石川県国民年金福祉協会 | 152,973 | 144,429 | 8,544 |
| (財)福井県国民年金福祉協会 | 211,711 | 205,376 | 6,335 |
| (財)山梨県国民年金福祉協会 | 224,367 | 228,881 | △ 4,514 |
| (財)長野県国民年金福祉協会 | 508,639 | 503,002 | 5,637 |
| (財)岐阜県国民年金福祉協会 | 243,219 | 232,232 | 10,987 |
| (財)愛知県国民年金福祉協会 | 177,372 | 173,461 | 3,911 |
| (財)三重県国民年金福祉協会 | 96,874 | 95,332 | 1,542 |
| (財)京都府国民年金福祉協会 | 232,046 | 231,574 | 472 |
| (財)大阪府国民年金福祉協会 | 673,441 | 649,389 | 24,052 |
| (財)兵庫県国民年金福祉協会 | 323,863 | 303,045 | 20,818 |
| (財)奈良県国民年金福祉協会 | 159,011 | 158,413 | 598 |
| (財)和歌山县国民年金福祉協会 | 184,315 | 183,744 | 571 |
| (財)鳥取県国民年金福祉協会 | 120,037 | 140,592 | △ 20,555 |
| (財)島根県国民年金福祉協会 | 149,702 | 148,769 | 933 |
| (財)岡山県国民年金福祉協会 | 328,826 | 332,756 | △ 3,930 |
| (財)広島県国民年金福祉協会 | 222,240 | 216,163 | 6,077 |
| (財)山口県国民年金福祉協会 | 94,627 | 96,775 | △ 2,148 |
| (財)徳島県国民年金福祉協会 | 138,374 | 138,026 | 348 |
| (財)香川県国民年金福祉協会 | 131,900 | 136,808 | △ 4,908 |
| (財)愛媛県国民年金福祉協会 | 201,917 | 201,033 | 884 |
| (財)高知県国民年金福祉協会 | 221,724 | 219,192 | 2,532 |
| (財)福岡県国民年金福祉協会 | 524,159 | 500,118 | 24,041 |
| (財)佐賀県国民年金福祉協会 | 160,274 | 159,933 | 341 |
| (財)長崎県国民年金福祉協会 | 175,289 | 171,863 | 3,426 |
| (財)熊本県国民年金福祉協会 | 137,199 | 135,657 | 1,542 |
| (財)大分県国民年金福祉協会 | 233,201 | 229,326 | 3,875 |
| (財)宮崎県国民年金福祉協会 | 190,408 | 188,711 | 1,697 |

平成十六年六月八日

衆議院会議録第三十九号

議長の報告

(単位:千円)

| 委託先法人名 | 収入 | 支出 | 利益 |
|-----------------|---------|---------|---------|
| (財)鹿児島県国民年金福祉協会 | 186,747 | 185,453 | 1,294 |
| (財)沖縄県国民年金福祉協会 | 192,134 | 180,150 | 11,984 |
| (財)北海道社会保険協会 | 310,249 | 309,039 | 1,210 |
| (財)青森県社会保険協会 | 117,310 | 117,310 | 0 |
| (財)岩手県社会保険協会 | 171,612 | 171,660 | △ 48 |
| (財)秋田県社会保険協会 | 171,216 | 171,254 | △ 38 |
| (財)山形県社会保険協会 | 194,518 | 188,167 | 6,351 |
| (財)福島県社会保険協会 | 184,809 | 181,610 | 3,199 |
| (財)茨城県社会保険協会 | 162,026 | 161,807 | 219 |
| (財)栃木県社会保険協会 | 145,148 | 145,451 | △ 303 |
| (財)群馬県社会保険協会 | 151,978 | 152,175 | △ 197 |
| (財)埼玉県社会保険協会 | 227,245 | 226,920 | 325 |
| (財)千葉県社会保険協会 | 157,752 | 157,552 | 200 |
| (財)東京社会保険協会 | 209,401 | 208,875 | 526 |
| (財)神奈川県社会保険協会 | 264,854 | 264,311 | 543 |
| (財)新潟県社会保険協会 | 166,942 | 166,968 | △ 26 |
| (財)富山県社会保険協会 | 157,688 | 157,772 | △ 84 |
| (財)石川県社会保険協会 | 190,625 | 186,927 | 3,698 |
| (財)福井県社会保険協会 | 135,205 | 136,936 | △ 1,731 |
| (財)長野県社会保険協会 | 170,699 | 170,683 | 16 |
| (財)岐阜県社会保険協会 | 160,724 | 160,455 | 269 |
| (財)静岡県社会保険協会 | 526,713 | 526,921 | △ 208 |
| (財)愛知県社会保険協会 | 171,299 | 171,273 | 26 |
| (財)三重県社会保険協会 | 145,484 | 142,933 | 2,551 |
| (財)滋賀県社会保険協会 | 170,689 | 163,284 | 7,405 |
| (財)大阪府社会保険協会 | 274,537 | 272,352 | 2,185 |
| (財)兵庫県社会保険協会 | 186,958 | 187,643 | △ 685 |
| (財)奈良県社会保険協会 | 280,716 | 280,657 | 59 |
| (財)和歌山県社会保険協会 | 171,713 | 171,628 | 85 |
| (財)鳥取県社会保険協会 | 165,406 | 153,941 | 11,465 |
| (財)島根県社会保険協会 | 145,686 | 145,646 | 40 |
| (財)岡山県社会保険協会 | 468,041 | 466,823 | 1,218 |
| (財)広島県社会保険協会 | 166,714 | 166,617 | 97 |
| (財)山口県社会保険協会 | 133,916 | 133,329 | 587 |
| (財)徳島県社会保険協会 | 209,392 | 209,427 | △ 35 |
| (財)香川県社会保険協会 | 176,234 | 175,157 | 1,077 |
| (財)愛媛社会保険協会 | 190,210 | 190,074 | 136 |
| (財)高知県社会保険協会 | 157,221 | 157,183 | 38 |
| (財)福岡県社会保険協会 | 177,663 | 177,658 | 5 |
| (財)佐賀県社会保険協会 | 319,591 | 318,351 | 1,240 |
| (財)長崎県社会保険協会 | 166,639 | 166,437 | 202 |
| (財)熊本県社会保険協会 | 188,151 | 188,049 | 102 |
| (財)大分県社会保険協会 | 188,005 | 188,048 | △ 43 |
| (財)宮崎県社会保険協会 | 186,133 | 185,022 | 1,111 |
| (財)鹿児島県社会保険協会 | 183,540 | 183,615 | △ 75 |
| (財)沖縄県社会保険協会 | 209,878 | 209,562 | 316 |

別表第四

| 購入用具等 | 購入費等 | うち年金保険料を財源とする購入費等 |
|----------------|----------|-------------------|
| ゴルフクラブ 20本 | 133,455円 | 66,728円 |
| ゴルフボール 700個 | 36,750円 | 18,375円 |
| ネット補修 | 70,854円 | 35,427円 |

(注) 1. 平成10年度から平成15年度までに購入及び維持に要したものについて計上している。

2. うち年金保険料を財源とする購入費等については、予算配分により算出している。

別表第五

| 施設名 | 年金保険料を財源とする建設費 | 年金保険料を財源とする維持費 | 利用対象者 |
|------------------|----------------|----------------|-------|
| 社会保険大学校 | | | |
| 体育館（トレーニング室を含む。） | 0円 | 1,471,837円 | 研修生 |
| グラウンド | 0円 | 1,839,600円 | " |
| テニスコート | 0円 | 793,275円 | " |
| 社会保険業務センター | | | |
| テニスコート | 4,222,575円 | 0円 | 職員 |
| バスケット（バレー）コート | 3,548,370円 | 0円 | " |
| 厚生室（トレーニング） | — | 0円 | " |
| 厚生室（卓球） | — | 0円 | " |

(注) 1. 社会保険大学校における職員の健康の維持及び管理のための施設の維持費は、平成10年度から平成15年度までのものである。

2. 社会保険業務センターにおける職員の健康の維持及び管理のための施設の建設費は、平成12年度のものである。

3. 社会保険業務センターの厚生室の建設費については、建物全体の建設費と一体となっていることから、厚生室の建設費のみを区分して計上することは困難である。

また、同センターにおいては、記載の施設の他に、職員が運動や休憩・休息の場として、中庭を利用している。

平成十六年五月二十八日提出
質問第一一五号

日朝首脳会談における、二十五万トンの食糧支援に関する質問主意書

提出者 前田 雄吉

日朝首脳会談における、二十五万トンの食糧支援に関する質問主意書

平成十六年五月二十八日提出
質問第一一九号

銀行の繰り延べ税金資産の自己資本算入に関する質問主意書

提出者 長妻 昭

銀行の繰り延べ税金資産の自己資本算入に関する質問主意書

一日朝首脳会談で小泉純一郎首相が表明した、北朝鮮に対する二十五万トンの食糧支援について、どのような入札方法をもつて行い、発注業者をいかのように考え、どのようなスケジュールで、いかなる機関に供与されるかを問う。

右質問する。

内閣衆質一五九第一一五号

平成十六年六月四日

内閣総理大臣 小泉純一郎

衆議院議長 河野 洋平殿
衆議院議員前田雄吉君提出銀行の繰り延べ税金資産の自己資本算入に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員前田雄吉君提出日朝首脳会談における質問に対する答弁書

内閣衆質一五九第一一五号
平成十六年六月四日

内閣総理大臣 小泉純一郎

衆議院議員前田雄吉君提出日朝首脳会談における二十五万トンの食糧支援に関する質問に対する答弁書

小泉内閣総理大臣は、本年五月二十二日に行つた日朝首脳会談において、国際機関を通じ二十五万トンの食糧支援等を行う旨を表明したが、入札方法、発注業者、スケジュール及び供与する機関

を含めたその具体的な詳細については、今後の関係国際機関との協議や調整も踏まえて決定すべき事項であり、現時点では決定していない。

内閣衆質一五九第一一九号
平成十六年六月四日

内閣総理大臣 小泉純一郎

衆議院議員長妻昭君提出銀行の繰り延べ税金資産の自己資本算入に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員長妻昭君提出銀行の繰り延べ税金資産の自己資本算入に関する質問に対する答弁書

内閣衆質一五九第一一九号
平成十六年六月四日

内閣総理大臣 小泉純一郎

衆議院議員長妻昭君提出銀行の繰り延べ税金資産の自己資本算入に関する質問に対する答弁書

内閣衆質一五九第一一九号
平成十六年六月四日

金者保護の観点から、繰延税金資産の算入制限を行なうべきではないかという意見などがある一方で、将来の課税所得についての監査法人の検証が厳格であることから特段の監督上の措置は必要ないのではないかという意見などが出されている。

二について

ワーキンググループにおいては、現在、報告書の取りまとめに向けた議論が行われているところであり、引き続き取りまとめに向けて御論いたいただきたいと考えている。報告書の取りまとめの時期については、ワーキンググループにおける今後の議論の状況にもよることから、現時点でお答えすることは困難である。

三について

株式会社ユーワーフジェイ銀行(以下「ユーワーフジェイ銀行」という。)は、平成十六年三月期の決算において、繰延税金資産として一兆三千五百七十一億円、繰延税金負債として千八百三十億円、繰延税金資産の純額として一兆千七百三十九億円の計上を行つてある。

株式会社りそな銀行は、平成十六年三月期の決算において、繰延税金資産として一千二百十四億円、繰延税金負債として千八百億円、繰延税金資産の純額として百三十四億円の計上を行つてある。

株式会社足利銀行は、公表している直近の決算において、繰延税金資産として一千二百十四億円、繰延税金負債として千八百億円、繰延税金資産の純額として百三十四億円の計上を行つてある。

平成十五年九月期の決算においては、繰延税金資産の純額として百三十四億円の計上を行つてある。

ワーキンググループにおいては、繰延税金資産は将来どの程度の課税所得を見込むことができるかという判断により計上額が大きく変動する可能性があることから、信用秩序の維持や預

認められる企業会計の基準等に基づき会計処理を行い、独立した監査法人の厳正な監査を経て計上されるものであると承知しているが、繰延税金資産の計上を含めた個別行の決算内容について政府が評価を述べることは、個別行の正当な利益を害するおそれがあることから、お尋ねの妥当性については答弁を差し控えたい。

四について

株式会社ユーニフュージェイホールディングス（以下「ユーニフュージェイホールディングス」という。）は、平成十六年三月期決算において、子会社を連結しない単体の決算について、繰延税金資産として三十五億円、繰延税金負債として二十二億円、繰延税金資産の純額として十三億円の計上を行っているが、将来の課税所得の見積期間については公表していない。

なお、ユーニフュージェイホールディングスの子銀行であるユーニフュージェイ銀行は、繰延税金資産の計上において将来の課税所得の見積期間を五年間としている。その上で、繰延税金資産として一千八百三十一億円、繰延税金資産の純額として一兆三千五百七十一億円、繰延税金資産として一千八百三十一億円、繰延税金資産の純額として一千八百三十九億円の計上を行っている。

また、同じくユーニフュージェイホールディングスの子銀行であるユーニフュージェイ信託銀行株式会社は、繰延税金資産の計上において将来の課税所得の見積期間を五年間としている。その上で、繰延税金資産として二千四十二億円、繰延

税金負債として八十五億円、繰延税金資産の純額として千九百五十六億円の計上を行っている。

認めたる企業会計の基準等に基づき会計処理を行い、独立した監査法人の厳正な監査を経て計上されるものであると承知しているが、繰延税金資産については、一般に公正妥当と

認められる企業会計の基準等に基づき会計処理を行い、独立した監査法人の厳正な監査を経て計上されるものであると承知しているが、繰延税金資産の計上を含めた個別行の決算内容について政府が評価を述べることは、個別行の正当な利益を害するおそれがあることから、お尋ねの妥当性については答弁を差し控えたい。

7 対象台数。
8 政府はいつそれを知つたか。
三 ベーカー車検を根絶する施策として何をお考へか。

右質問する。
内閣衆質一五九第一二二号
平成十六年六月四日

内閣總理大臣 小泉純一郎
内閣府議員長 河野 洋平殿
衆議院議員長妻昭君提出ベーカー車検に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕
衆議院議員長妻昭君提出ベーカー車検に関する質問に対する答弁書

一について
指定自動車整備事業者が自動車について道路運送車両法（昭和二十六年法律第二百八十五号）第九十四条の五第一項前段の点検及び整備を行はず、かつ、自動車検査員が同条第二項の検査を行わずに当該自動車の保安基準への適合性を証明することにより、当該指定自動車整備事業者が依頼者に保安基準適合証及び保安基準適合標章を交付する事案については、悪質な法令違反と考える。

二について
国土交通省においては、引き続き、指定自動車整備事業者の事業場に立ち入って行う監査等の強化を図るとともに、一について述べた事案の事実が認められた場合には、当該指定自動車整備事業者等に対し、道路運送車両法に基づき厳正な行政処分等を行っていくこととしている。

一についてで述べた事案であつて、平成十一年四月から平成十六年五月までの間に国土交通省が道路運送車両法に基づく行政処分を行つた

ものについて、各事案が発生した事業場名及び年月日、実行者、対象台数並びに国土交通省が当該事案を知つた時期は、別表のとおりである。平成十年度以前の事案については、同年度以前に行政処分を行つた事案に関する文書が、地方運輸局等文書管理規則（平成十三年国土交通省訓令第二十二号）別表の「第三類文書（五年）」及び内閣府本府文書管理規則（平成十三年内閣府訓令第二十二号）別表第十八の「第三最低五年保存文書」に該当し、既にその保存期間が経過していることから、現在は保存されておらず、お答えすることは困難である。また、各事案について、実行を命じた者、実行者及び実行を命じた者の動機、顧客から受け取った車検代金並びに当該事案が事故に結び付いたかどうかについては、把握していない。さらに、各事案の実行者に課された刑事罰については、個人のプライバシー又は事業者の正当な利益の保護の観点から、答弁を差し控えたいが、各事案に對して行われた行政処分については、同表に記載したとおりである。

二これまで政府が把握しているベーカー車検の事例に関してそれぞれ、以下お答え願いたい。

1 実行した事業所名と年月日。

2 実行者及びそれを命じた者。

3 動機。

4 課せられた罰則。

5 顧客からいくらの車検代金を取つたか。

6 事故に結びついたケースはあるか。

別表

| 事業が発生した事業場名 | 発生年月日 | 実行者及び当該者に対して行われた行政処分の内容 | 対象台数 | 国土交通省が当該事業を知った時期 |
|--------------------------|------------------------|---|------|------------------|
| 地崎商事株式会社 CAL PLAZA | 平成9年7月25日～平成10年4月16日 | 自動車検査員 小池 徹：解任命令 地崎商事株式会社：指定の取消 | 4台 | 平成10年8月12日 |
| 神奈川トヨタ自動車株式会社 東戸塚店 | 平成10年8月3日 | 神奈川トヨタ自動車株式会社：交付の停止命令25日 | 1台 | 平成11年6月4日 |
| 株式会社マツダアンフィニ 関東 多摩ニュータウン | 平成9年7月16日～平成11年4月28日 | 自動車検査員 大野 健一：解任命令 株式会社マツダアンフィニ関東：交付の停止命令150日 | 136台 | 平成11年7月30日 |
| 有限会社カワキタ自工 車検センター | 平成9年3月3日～平成10年10月28日 | 自動車検査員 川北 文三：解任命令 有限会社カワキタ自工：指定の取消 | 14台 | 平成11年7月2日 |
| 有限会社ブルック | 平成11年12月28日 | 有限会社ブルック：交付の停止命令75日 | 1台 | 平成12年2月15日 |
| 株式会社松阪マツダ | 平成10年9月11日～平成10年11月18日 | 自動車検査員 高波瀬 孝彦：解任命令 自動車検査員 千原 建二：解任命令 株式会社松阪マツダ：指定の取消 | 2台 | 平成12年6月8日 |
| 近畿日産ディーゼル株式会社 兵庫販売本社明石支社 | 平成11年10月9日～平成11年12月20日 | 自動車検査員 岡村 守明：解任命令 自動車検査員 池野 勝己：解任命令 近畿日産ディーゼル株式会社：指定の取消 | 5台 | 平成12年7月7日 |
| 株式会社モリワキオートサービス | 平成12年8月4日 | 自動車検査員 高岡 秀年：解任命令 株式会社モリワキオートサービス：交付の停止命令50日 | 1台 | 平成12年11月16日 |
| 有限会社佐久間自動車工業 | 平成13年1月15日～平成13年3月26日 | 自動車検査員 佐久間 晃一：解任命令 有限会社佐久間自動車工業：指定の取消 | 5台 | 平成13年4月23日 |
| 有限会社オーエム長野 | 平成12年4月22日～平成12年9月13日 | 自動車検査員 高坂 浩二：解任命令 有限会社オーエム長野：指定の取消 | 5台 | 平成12年12月12日 |
| 板柳自動車整備事業協同組合 | 平成13年1月9日～平成13年3月26日 | 自動車検査員 山田 勝見：解任命令 板柳自動車整備事業協同組合：指定の取消 | 87台 | 平成13年3月26日 |
| 有限会社日南自動車サービス | 平成13年2月7日 | 自動車検査員 田場 政彦：解任命令 有限会社日南自動車サービス：交付の停止命令18日 | 1台 | 平成13年4月18日 |
| 株式会社マツダアンフィニ 北海道 中央店 | 平成13年6月29日 | 自動車検査員 石川 賢一：解任命令 株式会社マツダアンフィニ北海道：交付の停止命令35日 | 1台 | 平成13年7月4日 |
| 高江洲 義明 タローモータース | 平成11年1月16日～平成12年12月6日 | 自動車検査員 高江洲 義明：解任命令 事業者 高江洲 義明：指定の取消 | 31台 | 平成13年4月11日 |
| 協和自動車整備協業組合 | 平成13年7月9日～平成13年10月19日 | 自動車検査員 渡部 文好：解任命令 協和自動車整備協業組合：交付の停止命令110日 | 3台 | 平成13年10月31日 |

| 事案が発生した事業場名 | 発生年月日 | 実行者及び当該者に対して行われた行政処分の内容 | 対象台数 | 国土交通省が当該事案を知った時期 |
|-------------------------------|------------------------|--|---------|------------------|
| みなと自動車株式会社 | 平成12年5月17日～平成13年8月10日 | 自動車検査員 荒川 昇：解任命令 みなと自動車株式会社：指定の取消 | 37台 | 平成13年8月8日 |
| 有限会社石井レンタカー 泉北自動車整備工場 | 平成12年6月28日～平成13年6月11日 | 自動車検査員 平岡 玄吾：解任命令 自動車検査員 新見 明：解任命令 有限会社石井レンタカー：指定の取消 | 16台 | 平成13年7月17日 |
| 西彼総合自動車整備協業組合 | 平成13年1月9日～平成13年9月29日 | 自動車検査員 野田 俊範：解任命令 自動車検査員 野口 健二：解任命令 西彼総合自動車整備協業組合：指定の取消 | 16台 | 平成14年2月15日 |
| 一江自動車整備株式会社 | 平成14年9月6日 | 自動車検査員 一江 兼広：解任命令 一江自動車整備株式会社：交付の停止命令50日 | 1台 | 平成14年10月17日 |
| 元三商事株式会社 | 平成14年2月4日 | 自動車検査員 吉川 潔：解任命令 元三商事株式会社：交付の停止命令35日 | 1台 | 平成14年9月30日 |
| トヨタピースタ東名古屋株式会社 東郷春木台店 | 平成14年8月11日～平成14年12月19日 | 自動車検査員 藤原 大地：解任命令 トヨタピースタ東名古屋株式会社：交付の停止命令110日 | 3台 | 平成15年1月8日 |
| トヨタピースタ東名古屋株式会社 高岡店 | 平成14年12月12日 | 自動車検査員 清水 和弥：解任命令 トヨタピースタ東名古屋株式会社：交付の停止命令50日 | 1台 | 平成14年12月27日 |
| 山本 勇 山本自工 | 平成13年1月9日～平成14年9月11日 | 自動車検査員 谷村 心一：解任命令 事業者 山本 勇：指定の取消 | 3, 406台 | 平成14年11月20日 |
| 日通商事株式会社 神戸支店神戸工場姫路サービスステーション | 平成13年6月9日～平成13年8月29日 | 自動車検査員 衣笠 悅夫：解任命令 自動車検査員 源川 正男：解任命令 日通商事株式会社：交付の停止命令110日 | 3台 | 平成14年12月9日 |
| 森車輛有限会社 | 平成14年9月11日～平成14年11月25日 | 自動車検査員 森 茂美：解任命令 森車輛有限会社：交付の停止命令65日 | 4台 | 平成14年12月6日 |
| 双葉自動車株式会社 松山車検整備センター | 平成14年5月9日～平成14年7月11日 | 自動車検査員 由良 廣満：解任命令 自動車検査員 金森 史芳：解任命令 双葉自動車株式会社：指定の取消 | 11台 | 平成14年11月26日 |
| 合資会社宮川自動車 機械工業所 | 平成14年3月19日～平成14年10月11日 | 自動車検査員 宮川 博：解任命令 合資会社宮川自動車：指定の取消 | 7台 | 平成14年10月22日 |
| 株式会社東商会 谷山支店 | 平成15年2月27日 | 自動車検査員 井迫 義幸：解任命令 株式会社東商会：交付の停止命令35日 | 1台 | 平成15年4月18日 |

官 報 (号 外)

平成十六年六月八日

衆議院会議録第三十九号

議長の報告

| 事案が発生した事業場名 | 発生年月日 | 実行者及び当該者に対して行われた行政処分の内容 | 対象台数 | 国土交通省が当該事案を知った時期 |
|--------------------------|------------------------|---|------|------------------|
| 有限会社更科自動車工業 | 平成13年7月31日 | 自動車検査員 市野 正喜:解任命令 有限会社更科自動車工業:指定の取消 | 1台 | 平成15年6月6日 |
| トヨタ東京カローラ株式会社 谷原店テクノショップ | 平成13年2月18日～平成14年9月7日 | 自動車検査員 依田 吟哉:解任命令 自動車検査員 瀬山 晃由:解任命令 自動車検査員 福島 正純:解任命令 自動車検査員 本間 国光:解任命令 自動車検査員 伊藤 伊:解任命令 トヨタ東京カローラ株式会社:指定の取消 | 21台 | 平成15年7月25日 |
| 北伸自動車工業株式会社 | 平成14年3月16日～平成15年7月4日 | 自動車検査員 舟山 喜一郎:解任命令 自動車検査員 伊藤 純治:解任命令 自動車検査員 木村 光男:解任命令 北伸自動車工業株式会社:指定の取消 | 15台 | 平成15年9月10日 |
| 株式会社百田自動車 | 平成15年11月20日 | 自動車検査員 岩城 武志:解任命令 株式会社百田自動車:交付の停止命令35日 | 1台 | 平成15年11月20日 |
| 松竹交通株式会社 整備工場 | 平成14年10月26日～平成15年11月8日 | 自動車検査員 久我 邦夫:解任命令 松竹交通株式会社:指定の取消 | 24台 | 平成15年11月12日 |
| 篠永 良一 篠永自動車整備工場 | 平成16年1月6日 | 自動車検査員 篠永 健一:解任命令 事業者 篠永 良一:交付の停止命令50日 | 1台 | 平成16年1月9日 |
| 株式会社寿自動車整備工場 | 平成16年1月20日～平成16年1月26日 | 自動車検査員 川崎 恒彦:解任命令 株式会社寿自動車整備工場:指定の取消 | 5台 | 平成16年1月27日 |

(注1) 「実行者及び当該者に対して行われた行政処分の内容」については、「自動車整備事業の監査方針について」(平成14年5月14日国土交通省自動車交通局長通達)に基づき公表されている者及び当該者に対して行われた行政処分の内容を記載した。

(注2) 「解任命令」とは、道路運送車両法第94条の4第4項に基づく当該自動車検査員に係る解任命令をいう。

(注3) 「指定の取消」とは、道路運送車両法第94条の8第1項に基づく当該事業場に係る指定自動車整備事業の指定の取消をいう。

(注4) 「交付の停止命令」とは、道路運送車両法第94条の8第1項に基づく当該事業場における保安基準適合証及び保安基準適合標章の交付の停止命令をいう。

(答弁通知書受領)

一、去る四日、内閣から、衆議院議員島聰君提出が保有する個人情報の管理体制に関する質問に対し、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、平成十六年七月七日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

二、去る四日、内閣から、衆議院議員島聰君提出が保有する個人情報の管理体制に関する質問に対し、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、平成十六年七月七日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

一、去る四日、内閣から、衆議院議員島聰君提出が保有する個人情報の管理体制に関する質問に対し、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、平成十六年七月七日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

一、去る四日、内閣から、衆議院議員島聰君提出が保有する個人情報の管理体制に関する質問に対し、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、平成十六年七月七日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

一、去る四日、内閣から、衆議院議員島聰君提出が保有する個人情報の管理体制に関する質問に対し、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、平成十六年七月七日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

一、去る四日、内閣から、衆議院議員島聰君提出が保有する個人情報の管理体制に関する質問に対し、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、平成十六年七月七日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

一、去る四日、内閣から、衆議院議員島聰君提出が保有する個人情報の管理体制に関する質問に対し、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、平成十六年七月七日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

一、去る四日、内閣から、衆議院議員島聰君提出が保有する個人情報の管理体制に関する質問に対し、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、平成十六年七月七日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

一、去る四日、内閣から、衆議院議員島聰君提出が保有する個人情報の管理体制に関する質問に対し、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、平成十六年七月七日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

一、去る四日、内閣から、衆議院議員島聰君提出が保有する個人情報の管理体制に関する質問に対し、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、平成十六年七月七日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

一、去る四日、内閣から、衆議院議員島聰君提出が保有する個人情報の管理体制に関する質問に対し、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、平成十六年七月七日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

児童手当法の一部を改正する法律案

一、去る四日、内閣から、衆議院議員島聰君提出が保有する個人情報の管理体制に関する質問に対し、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、平成十六年七月七日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

一、去る四日、内閣から、衆議院議員島聰君提出が保有する個人情報の管理体制に関する質問に対し、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、平成十六年七月七日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

内閣総理大臣 小泉純一郎

児童手当法の一部を改正する法律

児童手当法(昭和四十六年法律第七十三号)の一
部を次のように改正する。

附則第七条の前の見出し中「三歳以上義務教育就学前」を「三歳以上小学校第三学年修了前」に改め、同条第一項及び第四項並びに附則第八条第四項中「就学前特例給付支給要件児童」を「小学校第三学年修了前特例給付支給要件児童」に、「六歳」を「九歳」に、「三歳以上義務教育就学前」を「三歳以上小学校第三学年修了前」に改める。

二、平成十六年四月一日から同年九月三十日までの間に新法附則第七条第一項の給付の支給要件に該当するに至った者であつて、当該支給要件に該当するに至つた者において、その者が養育する三歳以上小学校第三学年修了前の児童のすべてが小学校就学後第三学年修了前の児童であるもの、その者が同項の給付の支給要件に該当するに至つた日の属する月の翌月

第一条 この法律は、平成十六年四月一日から施行する。 (支給及び額の改定に関する経過措置)

第二条 次の各号に掲げる者が、平成十六年九月三十日までの間に改正後の児童手当法(以下「新法」という。)附則第七条第四項において準用する新法第七条第一項(新法第十七条第一項において読み替えて適用する場合を含む。)の規定による認定の請求をしたときは、その者に対する新法附則第七条第一項の給付の額の改定は、同条第四項において準用する新法第九条第一項の規定による認定の請求をしたときは、その者に対する新法附則第七条第一項の給付の額の改定は、同条第四項において準用する新法第九条第一項の規定にかかるわらず、それぞれ当該各号に定める月から行う。

一、平成十六年四月一日において現に小学校就学後第三学年修了前の児童を養育していることにより新法附則第七条第一項の給付の額が増額することとなるに至つた者 同月

二、平成十六年四月一日から同年九月三十日までの間に小学校就学後第三学年修了前の児童を養育することとなつたことにより新法附則第七条第一項の給付の額が増額することとなるに至つた者 同月

第三学年修了前の児童(以下「三歳以上小学校修了前児童」といふ。)のすべてが小学校就学後第三学年修了前の児童であるもの、その者が同項の給付の支給要件に該当するに至つた者の児童手当の支給額は、当該児童が小学校就学後第三学年修了前の児童である月の翌月の支給額に該当するに至つた者の児童手当の支給額を加算して算出する。 附則

官 報 (号外)

るに至つた者 当該小学校就学後第三学年修了前の児童を養育することとなつた日の属する月の翌月

第三条 前条の規定は、新法附則第八条第一項の給付に係る支給及び額の改定について準用する。この場合において、前条第一項中「附則第七条第四項」とあるのは「附則第八条第四項」と、「附則第七条第一項」とあるのは「附則第八条第一項」と、「同項第一号イ」とあるのは「新法附則第七条第一項第一号イ」と、前条第二項中「附則第七条第四項」とあるのは「附則第八条第四項」と、「附則第七条第一項」とあるのは「附則第八条第一項」と読み替えるものとする。

理 由

我が国における急速な少子化の進行等を踏まえ、総合的な次世代育成支援対策を推進するため、子育てを行う家庭の経済的負担の軽減等を図る観点から、三歳以上義務教育就学前の児童で延長する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

児童手当法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、我が国における急速な少子化の進行等を踏まえ、総合的な次世代育成支援対策を推進するため、子育てを行う家庭の経済的負担の軽減等を図る観点から、三歳以上義務教育就学

了前の児童を養育することとなつた日の属する月の翌月

第三条 前条の規定は、新法附則第八条第一項の給付に係る支給及び額の改定について準用する。この場合において、前条第一項中「附則第七条第四項」とあるのは「附則第八条第四項」と、「附則第七条第一項」とあるのは「附則第八条第一項」と、「同項第一号イ」とあるのは「新法附則第七条第一項第一号イ」と、前条第二項中「附則第七条第四項」とあるのは「附則第八条第四項」と、「附則第七条第一項」とあるのは「附則第八条第一項」と、「同項第一号イ」とあるのは「新法附則第七条第一項第一号イ」と読み替えるものとする。

二 議案の修正議決理由

我が国における急速な少子化の進行等を踏まえ、総合的な次世代育成支援対策を推進するため、子育てを行う家庭の経済的負担の軽減等を図る観点から、三歳以上義務教育就学前の児童に係る特例給付の支給期間を、小学校第三学年修了前まで延長することは、時宜に適するものと認めるが、施行期日にについて修正を行うことの必要を認め、本案は別紙のとおり修正議決すべきものと議決した。

三 本案施行に要する経費

平成十六年度特別会計予算において、厚生保険特別会計児童手当勘定に一般会計より受入約九百九十三億円、同勘定の歳出として、被用者児童手当交付金約六百六十九億円、非被用者児童手当交付金約三百二十四億円がそれぞれ計上されている。右報告する。

平成十六年六月四日

厚生労働委員長 衛藤 咸一

衆議院議長 河野 洋平殿

(別紙)

(小字及び
—は修正)

附 則
(施行期日○等)
第一条 この法律は、平成十六年四月一日から施行する。

児童手当法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

社会保険に関する法律案及び同報告書

厚生年金保険法等の特例等に関する法律案及び同報告書

社会保険に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の実施に伴う

三九

前年の児童に係る特例給付の支給期間を、小学校第三学年修了前まで延長するものである。なお、この法律は、平成十六年四月一日から施行することとしている。

2 この法律による改正後の児童手当法(以下「新法」という)附則第七条第一項及び第八条第四項並びに第八条第四項の規定は、平成十六年四月一日から適用する。

(支給及び額の改定に関する経過措置)

二 議案の修正議決理由

我が国における急速な少子化の進行等を踏まえ、総合的な次世代育成支援対策を推進するため、子育てを行う家庭の経済的負担の軽減等を図る観点から、三歳以上義務教育就学前の児童に係る特例給付の支給期間を、小学校第三学年修了前まで延長することは、時宜に適するものと認めるが、施行期日にについて修正を行うことの必要を認め、本案は別紙のとおり修正議決すべきものと議決した。

三 本案施行に要する経費

平成十六年度特別会計予算において、厚生保険特別会計児童手当勘定に一般会計より受入約九百九十三億円、同勘定の歳出として、被用者児童手当交付金約六百六十九億円、非被用者児童手当交付金約三百二十四億円がそれぞれ計上されている。右報告する。

平成十六年六月四日

厚生労働委員長 衛藤 咸一

衆議院議長 河野 洋平殿

(別紙)

(小字及び
—は修正)

附 則
(施行期日○等)
第一条 この法律は、平成十六年四月一日から施行する。

児童手当法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

社会保険に関する法律案及び同報告書

厚生年金保険法等の特例等に関する法律案及び同報告書

社会保険に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の実施に伴う

の児童のすべてが小学校就学後第三学年修了前の児童であるもの その者が同項の給付の支給要件に該当するに至つた日の属する月の翌月

次の各号に掲げる者が、平成十六年九月三十日までの間に新法附則第七条第四項において準用する新法第九条第一項の規定による認定の請求をしたときは、その者に対する新法附則第七条第一項の給付の額の改定は、同条第四項において準用する新法第九条第一項の規定にかかるべきものと議決した。

二 本案施行に要する経費

平成十六年度特別会計予算において、厚生保険特別会計児童手当勘定に一般会計より受入約九百九十三億円、同勘定の歳出として、被用者児童手当交付金約六百六十九億円、非被用者児童手当交付金約三百二十四億円がそれぞれ計上されている。右報告する。

平成十六年六月四日

厚生労働委員長 衛藤 咸一

衆議院議長 河野 洋平殿

(別紙)

(小字及び
—は修正)

附 則
(施行期日○等)
第一条 この法律は、平成十六年四月一日から施行する。

児童手当法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

社会保険に関する法律案及び同報告書

厚生年金保険法等の特例等に関する法律案及び同報告書

社会保険に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の実施に伴う

の児童のすべてが小学校就学後第三学年修了前の児童であるもの その者が同項の給付の支給要件に該当するに至つた日の属する月の翌月

次の各号に掲げる者が、平成十六年九月三十日までの間に新法附則第七条第四項において準用する新法第九条第一項の規定による認定の請求をしたときは、その者に対する新法附則第七条第一項の給付の額の改定は、同条第四項において準用する新法第九条第一項の規定にかかるべきものと議決した。

二 本案施行に要する経費

平成十六年度特別会計予算において、厚生保険特別会計児童手当勘定に一般会計より受入約九百九十三億円、同勘定の歳出として、被用者児童手当交付金約六百六十九億円、非被用者児童手当交付金約三百二十四億円がそれぞれ計上されている。右報告する。

平成十六年六月四日

厚生労働委員長 衛藤 咸一

衆議院議長 河野 洋平殿

(別紙)

(小字及び
—は修正)

附 則
(施行期日○等)
第一条 この法律は、平成十六年四月一日から施行する。

児童手当法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

社会保険に関する法律案及び同報告書

厚生年金保険法等の特例等に関する法律案及び同報告書

社会保険に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の実施に伴う

社会保障に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律案及び同報

| | |
|---------------------------------------|--|
| 官 報 (号 外) | 目次 |
| | 社会保障に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律案及び同報 |
| | 第一款 長期給付等の支給要件等に関する法律案(趣旨) |
| | 第一条 この法律は、社会保障に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定(以下「協定」といふ)を実施するため、日本国及びアメリカ合衆国において就労する者等に関する医療保険制度及び年金制度について、健康保険法(大正十一年法律第七十号)、船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)、国民健康保険法(昭和三十一年法律第二百九十二号)、国民年金法(昭和三十三年法律第二百二十八号)、地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第二百五十二号)及び私立学校教職員共済法(昭和二十八年法律第二百四十五号)の特例その他必要な事項を定めるものとする。 |
| | 第二款 長期給付等の支給要件等に関する法律案(定義) |
| | 第一条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。 |
| | 一 被用者年金各法 次に掲げる法律をいう。 イ 厚生年金保険法(第九章を除く。) ロ 國家公務員共済組合法 ハ 地方公務員等共済組合法(第十一章を除く。) |
| | 二 共済年金各法 前号ロからニまでに掲げる法律をいう。 |
| | 三 合衆国年金等法令 協定第一条1(d)に規定するアメリカ合衆国の法令をいう。 |
| | 四 合衆国費用負担法令 協定第二条2(b)に掲げるアメリカ合衆国の法令をいう。 |
| 第一章 総則 | 五 日本国実施機関又は合衆国実施機関 それぞれ協定第一条1(f)に規定する日本国の実施機関又はアメリカ合衆国の実施機関をいう。 |
| 第二節 長期給付等の支給要件等に関する法律案 | 六 合衆国保険期間 協定第一条1(g)に規定するアメリカ合衆国の保険期間であつて、協定第六条2(a)の規定により日本国実施機関が保険期間を付与するものをいう。 |
| 第三節 不服申立てに関する特例等(第三十一条) | 第二章 健康保険法関係 |
| 第四節 地方公務員等共済組合法関係 | 第三款 健康保険の適用事業所に使用される者であつて次の各号のいずれかに掲げるものは、健康保険法第三条第一項の規定にかかわらず、健康保険の被保険者としない。 |
| 第五節 国民年金法関係 | 一 日本国の領域内において就労し、かつ、協定第四条の規定により合衆国費用負担法令の規定の適用を受ける者であつて政令で定めるもの(第三号に掲げる者を除く。) |
| 第六節 厚生年金保険法関係 | 二 アメリカ合衆国(日本国)の領域内において就労する者であつて、協定第四条の規定により合衆国費用負担法令の規定の適用を受けるもの(次号に掲げる者を除く。) |
| 第七節 國家公務員共済組合法関係 | 三 次条第一項の規定により船員保険の被保険者としないこととされた者、第二十九条の規定により国家公務員共済組合法の短期給付に関する規定を適用しないこととされた者、第四十一条の規定により地方公務員等共済組合法の短期給付に関する規定を適用しないこととされた者又は第五十四条第一項の規定により私立学校教職員共済法の短期給付に関する規定を適用しないこととされた者 |
| 第八節 國家公務員共済組合法の適用範囲に関する特例(第二十九条) | 四 健康保険の適用事業所に使用される日雇労働 |
| 第九節 不服申立てに関する特例(第二十八条) | |
| 第十節 被用者年金各法の規定による給付に係る調整(第六十六条—第六十九条) | |
| 第十一節 雜則(第七十条—第七十六条) | |
| 附則 | |
| 第二節 長期給付等に関する特例 | |

者(健康保険法第三条第八項に規定する日雇労働者をいう。)のうち、協定第四条の規定により合衆国費用負担法令の規定の適用を受ける者であつて政令で定めるものは、健康保険法第三条第二項の規定にかかわらず、同項に規定する日雇特例被保険者(第五条第一項第三号において「日雇特例被保険者」という。)としない。

3 第一項に規定する者の健康保険の被保険者の資格の取得及び喪失に關し必要な事項は、政令で定める。

第三章 船員保険法関係

第四条 船員法(昭和二十二年法律第百号)第一条に規定する船員として船舶所有者(船員保険法第十一条に規定する場合にあつては、同条の規定により船舶所有者とされる者)に使用される者であつて次の各号のいずれかに掲げるものは、船員保険法第十七条の規定にかかわらず、船員保険の被保険者としない。

一 アメリカ合衆国の船舶(合衆国費用負担法令によるアメリカ合衆国の船舶をいう。第十一条第一項第三号において同じ。)において就労し、かつ、協定第四条の規定により合衆国費用負担法令の規定の適用を受ける者であつて政令で定めるもの(第三号に掲げる者を除く。)

二 第二十九条の規定により国家公務員共済組合法の短期給付に関する規定を適用しないこととされた者は第四十一条の規定により地方公務員等共済組合法の短期給付に関する規定を適用しないこととされた者又は第五十四条第一項の規定により私立学校教職員共済法の短期給付に関する規定を適用しないこととされた者

2 第二十九条の規定により国家公務員共済組合法の短期給付に関する規定を適用しないこととされた者は第四十一条の規定により地方公務員等共済組合法の短期給付に関する規定を適用しないこととされた者又は第五十四条第一項の規定により私立学校教職員共済法の短期給付に関する規定を適用しないこととされた者

いこととされた者については、船員法第十章、

労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第五十号)及び雇用保険法(昭和四十九年法律第百六十号)の規定は、適用しない。

3 第一項に規定する者の船員保険の被保険者の資格の取得及び喪失に關し必要な事項は、政令で定める。

第四章 国民健康保険法関係

第五条 市町村又は特別区の区域内に住所を有する者であつて次の各号のいずれかに掲げるものは、国民健康保険法第五条又は第十九条第一項の規定にかかわらず、国民健康保険の被保険者としない。

一 日本国の領域内において就労し、かつ、協定第四条の規定により合衆国費用負担法令の規定の適用を受ける者であつて政令で定めるもの(第三号に掲げる者を除く。)

二 アメリカ合衆国の領域内において就労する者であつて、協定第四条の規定により合衆国費用負担法令の規定の適用を受けるもの(次号に掲げる者を除く。)

三 第三条第一項の規定により健康保険の被保険者としないこととされた者、同条第二項の規定により日雇特例被保険者としないこととされた者、前条第一項の規定により船員保険の被保険者としないこととされた者、第二十九条の規定により国家公務員共済組合法の短期給付に関する規定を適用しないこととされた者、第四十一条の規定により地方公務員等共済組合法の短期給付に関する規定を適用しないこととされた者、第五十四条第一項の規定により私立学校教職員共済法の長期給付に関する規定を適用しないこととされた者

4 第一号又は前号のいずれかに該当する者の配偶者(婚姻の届出をしていないが、事實上婚姻關係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)又は子であつて政令で定めるもの

の資格の取得及び喪失に關し必要な事項は、政令で定める。

2 前項に規定する者の国民年金の被保険者の資格の取得及び喪失に關し必要な事項は、政令で定める。

3 第一節 被保険者の資格に関する特例

(被保険者の資格の特例)

第五章 国民年金法関係

第六条 日本国内に住所を有する者であつて次の各号のいずれかに掲げるものは、国民年金法第七条第一項の規定にかかわらず、国民年金の被保険者としない。

一 日本国の領域内において就労する者であつて、協定第四条の規定により合衆国費用負担法令の規定の適用を受けるもの(第三号に掲げる者を除く。)

二 アメリカ合衆国の領域内において就労する者であつて、協定第四条の規定により合衆国費用負担法令の規定の適用を受けるもの(次号に掲げる者を除く。)

三 第三条第一項の規定により厚生年金保険の被保険者としないこととされた者、第二十九条の規定により国家公務員共済組合法の長期給付に関する規定を適用しないこととされた者、第五十四条第一項の規定により私立学校教職員共済法の長期給付に関する規定を適用しないこととされた者

4 第二節 給付等に関する特例

(国民年金の任意脱退に関する特例)

2 第二節 給付等の支給要件等に関する特例

(合衆国保険期間を有する者に係る老齢基礎年金等の支給要件等の特例)

第七条 合衆国保険期間であつて政令で定めるもの(国民年金の被保険者期間とみなす。)に規定の適用については、当該合衆国保険期間の支給要件等の特例

第一款 給付等の支給要件等に関する特例

(合衆国保険期間を有する者に係る老齢基礎年金又は遺族基礎年金の支給要件に関する規定であつて政令で定めるもの(以下この項において「支給要件規定」という。)に規定する老齢基礎年金又は遺族基礎年金の受給資格要件たる期間を満たさない者について、当該支給要件規定(その者が当該支給要件規定に規定する老齢基礎年金又は遺族基礎年金の受給資格要件たる期間を満たさないものに限る)を適用する場合においては、その者の合衆国保険期間であつて政令で定めるものを国民年金法附則第七条第一項に規定する合算対象期間その他の期間であつて政令で定めるものに算入する。

2 合衆国保険期間を有する老齢厚生年金又は共済年金各法による退職共済年金(第十二条第一項第一号において「退職共済年金」という。)の受給権者(国民年金法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第三十四号。以下「昭和六十年国

| | |
|---|--|
| <p>民年金等改正法」という。)附則第十四条第一項第一号に該当しない者に限る。)の配偶者について、次の各号に掲げる国民年金法による給付又は給付に加算する額に該当する部分(第十二条、第十三条及び第十七条において「老齢基礎年金の振替加算等」という。)に関し、それぞれ該各号の規定を適用する場合においては、同項第一号の規定にかかるわらず、同号中「(その額)とあるのは」(合衆国保険期間(社会保障に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律(平成十六年法律第二条第六号に掲げる合衆国保険期間をいう。)であつて政令で定めるものを厚生年金保険の被保険者期間に算入することにより昭和六十年国民年金等改正法附則第十二条第一項第四号に該当するに至るものに対する昭和六十年国民年金等改正法附則第六十一条第一項の規定(昭和六十年国民年金等改正法附則第十二条第一項に係る部分に限る。)の適用については、その者は、昭和六十年国民年金等改正法附則第十二条第一項第四号に該当するものとなす。</p> <p>4 六十五歳に達した日の属する月以後の合衆国保険期間を有する者(同日以後の国民年金の被保険者期間を有する者を除く。)について、昭和六十年国民年金等改正法附則第十八条第一項の規定を適用する場合においては、同項中「同日以後の国民年金の被保険者期間」とあるのは、「同日の属する月以後の合衆国保険期間(社会保障に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律(平成十六年法律第二条第六号に掲げる合衆国保険期間をいう。)とす</p> | <p>3 合衆国保険期間を有する者であつて、その者の合衆国保険期間であつて政令で定めるものを厚生年金保険の被保険者期間に算入することにより昭和六十年国民年金等改正法附則第十二条第一項第四号に該当するに至るものに対する昭和六十年国民年金等改正法附則第六十一条第一項の規定(昭和六十年国民年金等改正法附則第十二条第一項に係る部分に限る。)の適用については、その者は、昭和六十年国民年金等改正法附則第十二条第一項第四号に該当するものとなす。</p> <p>4 六十五歳に達した日の属する月以後の合衆国保険期間を有する者(同日以後の国民年金の被保険者期間を有する者を除く。)について、昭和六十年国民年金等改正法附則第十八条第一項の規定を適用する場合においては、同項中「同日以後の国民年金の被保険者期間」とあるのは、「同日の属する月以後の合衆国保険期間(社会保障に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律(平成十六年法律第二条第六号に掲げる合衆国保険期間をいう。)とす</p> |
| <p>2 合衆国保険期間及び保険料納付済期間又は保険料免除期間を有する者が、その者の死亡について国民年金法第三十七条ただし書に該当するときは、同条ただし書の規定の適用について国民年金法第三十七条ただし書に該当するものは、その者の合衆国保険期間であつて政令で定めるものを保険料納付済期間である国民年金の被保険者期間とみなす。</p> <p>(国民年金の被保険者でない間に死亡に係る遺族基礎年金の支給要件の特例)</p> <p>第一十二条 合衆国保険期間及び保険料納付済期間又は保険料免除期間を有する者が国民年金の被保険者でない間に死亡した場合(当該死亡した日が合衆国納付条件に該当する場合に限る。)は、国民年金法第三十七条の規定の適用については、同条第一号に該当するものとみなす。ただし、その者の死亡を支給事由とする年金たる給付であつて政令で定めるものの支給を受けることができる者があるときは、この限りでない。</p> | <p>(協定第六条3(a)に規定する条件(以下「合衆国納付条件」という。)に該当するものに限る。以下「特例初診日」という。)のある傷病による障害認定を有する者であつて、当該障害に係る障害認定の被保険者期間とみなす。ただし、その者が、当該傷病につき初めて医師又は歯科医師の診療を受けた日(以下「初診日」という。)から起算して一年六月を経過した日(その期間内にその傷病が治った日(その症状が固定し治療の効果が期待できない状態に至った日を含む。))があるとときは、その日とし、以下「障害認定日」という。)において保険料納付済期間(昭和六十年国民年金等改正法附則第八条第九項の規定により保険料納付済期間とみなすこととされたものを含む。次項、次条第一項、第十一條、第十四条第二項及び第十五条第二項において同じ。)又は国民年金法第五条第三項に規定する保険料免除期間(同法第九十条の三第一項の規定により納付することを要しないものとされた保険料に係るものと除外。以下「保険料免除期間」という。)を有しないときは、この限りでない。</p> <p>2 国民年金の被保険者でない間に特例初診日のある傷病による障害を有する者は、国民年金法第三十四条第四項又は第三十六条第二項ただし書の規定の適用については、当該特例初診日ににおいて同法第三十条第一項第一号に該当した者とみなす。ただし、その者が、当該障害を支給事由とする年金たる給付であつて政令で定めるものの受給権を有する場合については、この限りでない。</p> <p>2 国民年金の被保険者でない間に特例初診日のある傷病による障害を有する者は、国民年金法第三十四条第四項又は第三十六条第二項ただし書の規定の適用については、当該特例初診日ににおいて同法第三十条第一項第一号に該当した者とみなす。</p> <p>(国民年金の被保険者でない間に死亡に係る遺族基礎年金の支給要件の特例)</p> <p>第一十二条 合衆国保険期間及び保険料納付済期間又は保険料免除期間を有する者が国民年金の被保険者でない間に死亡した場合(当該死亡した日が合衆国納付条件に該当する場合に限る。)は、国民年金法第三十七条の規定の適用については、同条第一号に該当するものとみなす。ただし、その者の死亡を支給事由とする年金たる給付であつて政令で定めるものの支給を受けることができる者があるときは、この限りでない。</p> |

第一款 給付等の額の計算等に関する特例

(老齢基礎年金の振替加算等の額の計算の特例)

第十二条 次の各号に掲げる者に支給する老齢基礎年金の振替加算等の額は、昭和六十年国民年金等改正法附則第十四条第一項の規定にかかるわらず、それぞれ当該各号に定める額(その者があらかじめ改定された各号のうち二以上に該当するもの)とする。

一 老齢厚生年金又は退職共済年金(以下この条において「老齢厚生年金等」という。)の受給権者(第八条第二項の規定により昭和六十年国民年金等改正法附則第十四条第一項第一号に該当するに至った者に限る。次項第一号において同じ。)の配偶者 同条第一項の規定による老齢基礎年金の振替加算等の額に期間比率を乗じて得た額

二 前項第一号の期間比率 老齢厚生年金等の受給権者の当該老齢厚生年金等の額の計算の基礎となる被用年金各法の被保険者、組合員又は加入者(以下「被用年金被保険者等」という。)であつた期間の月数を、二百四十で除して得た率

三 前項第二号の期間比率 中高齢特例該当者の老齢厚生年金の額の計算の基礎となる厚生年金保険の被保険者期間であつて政令で定めるものの月数を、当該中高齢特例該当者に係る昭和六十年国民年金等改正法附則第十二条第一項第四号に規定する老齢厚生年金の受給権を有しているときは、一の老齢厚生年金等の受給権を有するものとしてそれぞれ計算した額のうち最も高いもの

四 第一項の規定の適用を受けようとする者(同項第二号に掲げる者を除く。)の配偶者の被用年金被保険者等であつた期間のうち、法律によつて組織された共済組合(第二十四条第六項及び第五十九条第六項において「共済組合」という。)の組合員又は私立学校教職員共済法の規定による私立学校教職員共済制度の加入者(以下「私学共済制度の加入者」という。)であつた期間については、当該共済組合又は日本私立学校振興・共済事業団(第二十四条第六項及び第七十一条第一項において「共済組合等」という。)の確認を受けたところによる。

(老齢基礎年金の振替加算等の支給停止等の特例)

三 この法律の規定により支給する障害厚生年金又は共済年金各法による障害共済年金の受給権者(昭和六十年国民年金等改正法附則第

十四条第一項第一号に該当する者に限る。次項第三号において「特例による障害給付の受給権者」という。)の配偶者 同条第一項の規定による老齢基礎年金の振替加算等の額に按

分率は、それぞれ次の各号に定める率とする。

一 前項第一号の期間比率 老齢厚生年金等の受給権者の当該老齢厚生年金等の額の計算の基礎となる被用年金各法の被保険者、組合員又は加入者(以下「被用年金被保険者等」という。)を支給すべき事由が生じた場合であつて、当該新老齢基礎年金の振替加算等の額が従前の老齢基礎年金の振替加算等の額より低いときは、当該新老齢基礎年金の振替加算等の額は、第一項の規定にかかるわらず、従前の老齢基礎年金の振替加算等の額に相当する。

二 前項第一号の期間比率 受給権者の当該老齢厚生年金等の額の計算の基礎となる被用年金各法の被保険者、組合員又は加入者(以下「被用年金被保険者等」という。)であつた期間の月数を、二百四十で除して得た率

三 第一項の規定による障害基礎年金の受給権者の保険料納付済期間であつて政令で定めるものとそとの者の保険料免除期間であつて政令で定めるものを合算したもの

(障害基礎年金の額の計算の特例)

ハ 当該特例による障害給付の受給権者の合衆国保険期間であつて政令で定めるもの

一 第一項の場合において、老齢基礎年金の振替加算等の受給権者に対する更に老齢基礎年金の振替加算等(以下この項において「新老齢基礎年金の振替加算等」という。)を支給すべき事由が生じた場合であつて、当該新老齢基礎年金の振替加算等の額が従前の老齢基礎年金の振替加算等の額より低いときは、当該新老齢基礎年金の振替加算等の額は、第一項の規定にかかるわらず、従前の老齢基礎年金の振替加算等の額に相当する。

二 昭和三十六年四月一日以後の期間(前号に掲げる期間並びに二十歳に達した日の属する月の前までの期間及び六十歳に達した日の属する月以後の期間その他政令で定める期間を除く。)

三 当該特例による障害基礎年金の受給権者の合衆国保険期間であつて政令で定めるもの

一 前二項の規定は、特例による障害基礎年金に国民年金法第三十三条の二第一項の規定により加算する額に相当する部分(以下この条において「障害基礎年金の加算」という。)の額について準用する。

四 第一項の規定による障害基礎年金の額は、その額が国民年金法第三十一条第二項の規定によりその受給権が消滅した障害基礎年金(障害基礎年金の加算を除く。以下この項において同じ。)の額より低いときは、第一項の規定にかかるわらず、従前の障害基礎年金の額に相当する額

とする。

5 第三項において準用する第一項の規定による障害基礎年金の加算の額は、その額が国民年金法第三十一条第二項の規定によりその受給権が消滅した障害基礎年金に係る障害基礎年金の加算の額より低いときは、第一項の規定にかかわらず、従前の障害基礎年金の加算の額に相当する額とする。

6 前項の場合において、国民年金法第三十三条の二第三項の規定により障害基礎年金の加算の額を改定するときは、前項中「加算の額より低いとき」とあるのは「加算の額を同法第三十三条の二第三項の規定の例により改定した額より低いとき」と「従前の障害基礎年金の加算の額」とあるのは「当該改定した額」とする。

(遺族基礎年金の額の計算の特例)

第十五条 第八条第一項、第九条第二項又は第十一条の規定により支給する遺族基礎年金(第八条第一項の規定により支給する老齢基礎年金の受給権者が死亡したことによりその者の遺族に支給する遺族基礎年金)といふ。の国民年金法第三十八条又は第三十九条の二第一項の規定による額は、これらの規定にかかわらず、これらの規定による額に按分率を乗じて得た額とする。

2 前項の按分率は、第一号に掲げる期間の月数を同号から第三号までに掲げる期間の月数を合算した月数で除して得た率とする。

一 特例による遺族基礎年金の支給事由となつた死亡に係る者の保険料納付済期間とその者の保険料免除期間とを合算したもの

施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律

(平成十年法律第七十七号)その他の政令で定める法律(以下「他の特例法」という。)の規定により支給する国民年金法による給付等(この法律の規定により支給する国民年金法による給付等と同一の支給事由に基づいて支給されるものに限る。)の額より低いときは、この法律の規定にかかわらず、他の特例法の規定(二以上の他の特例法の規定に該当するときは、それぞれ計算した額のうち最も高いもの)により支給する。

三 前項の規定は、特例による遺族基礎年金に国民年金法第三十九条第一項の規定により加算する額に相当する部分の額について準用する。

4 第一項の規定による遺族基礎年金(当該遺族基礎年金の支給事由となつた死亡に係る者の妻に支給されるものに限る。)の額は、当該妻が当該遺族基礎年金の支給を受けることができるこ

とにより、被用者年金各法による死亡を支給事由とする年金たる給付に加算する額であつて政令で定めるものに相当する部分(以下この項において「遺族厚生年金等の中高齢寡婦加算等」といふ。)の支給が停止されている場合において、当該遺族基礎年金の額が当該遺族厚生年金等の中高齢寡婦加算等の額より低いときは、第一項の規定による額は、これらの規定にかかわらず、これらの規定による額に按分率を乗じて得た額とする。

5 第二節 不服申立てに関する特例

第十七条 第十二条第四項の場合において、厚生年金保険の被保険者期間以外の被用者年金被保険者等であつた期間に係る同項の規定による確認の処分についての不服を、当該期間に基づく老齢基礎年金の振替加算等に関する処分の不服の理由とすることができない。

第六章 厚生年金保険法関係

第一節 被保険者の資格に関する特例

第十八条 厚生年金保険の適用事業所に使用される者であつて次の各号のいずれかに掲げるものは、厚生年金保険法第九条の規定にかかわらず、厚生年金保険の被保険者としてしない。

一 日本国の領域内において就労する者であつて、協定第四条の規定により合衆国費用負担法令の規定の適用を受けるもの(第三号及び第四号に掲げる者を除く。)

二 アメリカ合衆国の領域内において就労する者であつて、協定第四条の規定により合衆国費用負担法令の規定の適用を受けるもの(次

号及び第四号に掲げる者を除く。)

三 アメリカ合衆国の船舶において就労する者であつて、協定第四条の規定により合衆国費用負担法令の規定の適用を受けるもの

四 第二十九条の規定により国家公務員共済組合法の長期給付に関する規定を適用しないこととされた者、第四十一条の規定により地方公務員等共済組合法の長期給付に関する規定を適用しないこととされた者又は第五十四条の規定により私立学校教職員共済法の長期給付に関する規定を適用しないこととされた者、第四十一一条の規定により地方

第一項の規定により私立学校教職員共済法の長期給付に関する規定を適用しないこととされた者、第四十一一条の規定により地方

第一項に規定する者の厚生年金保険の被保険者の資格の取得及び喪失に關し必要な事項は、政令で定める。

二 前項に規定する者の厚生年金保険の被保険者の資格の取得及び喪失に關し必要な事項は、政令で定める。

三 第二節 保険給付等に関する特例

第一款 保険給付等の支給要件等に関する特例

(合衆国保険期間を有する者に係る老齢厚生年金等の支給要件等の特例)

第十九条 合衆国保険期間及び厚生年金保険の被保険者期間を有し、かつ、厚生年金保険法による保険給付又は同法による保険給付に加算する額に相当する部分(以下「厚生年金保険法による保険給付等」という。)のうち次に掲げるものの支給要件又は加算の要件に関する規定であつて政令で定めるもの(以下この条において「支給要件等に関する規定」という。)に規定する厚生年

金保険法による保険給付等の受給資格要件又は加算の資格要件たる期間を満たさない者について、当該支給要件等に関する規定に規定する厚生年金保険法による保険給付等の受給資格要件又は加算の資格要件たる期間を満たさない者について、当該支給要件等に関する規定に規定する厚生年

保険法による保険給付等の受給資格要件又は計算の資格要件たる期間を満たさないものに限り適用する場合においては、その者の合衆国保険期間であつて政令で定めるものを厚生年金保険の被保険者期間その他他の期間であつて政令で定めるものに算入する。

- 一 老齢厚生年金
- 二 遺族厚生年金
- 三 特例老齢年金
- 四 特例遺族年金

五 厚生年金保険法第四十四条第一項(同法及び他の法令において準用する場合を含む)の規定により老齢厚生年金に加算する加給年金額に相当する部分(以下「老齢厚生年金の加給」という)。

六 厚生年金保険法第六十二条第一項の規定により遺族厚生年金に加算する加給年金額に相当する部分(以下「遺族厚生年金の中高齢寡婦加算」という)。

七 昭和六十年国民年金等改正法附則第七十三条第一項の規定により遺族厚生年金に加算する額に相当する部分(以下「遺族厚生年金の経過的寡婦加算」という)。

(合衆国保険期間を有する者に係る障害厚生年金等の支給要件等の特例)

第二十条 合衆国保険期間を有する者が、その者の傷病による障害について厚生年金保険法第四十七条第一項ただし書(同法第四十七条の二第二項、第四十七条の三第二項、第五十二条第五項及び第五十四条第三項において準用する場合を含む。)に該当するときは、同法第四十七条第一項ただし書の規定の適用については、その者に該当するものとみなす。

(厚生年金保険の被保険者でない間に死亡に係る遺族厚生年金の支給要件の特例)

第二十一条 厚生年金保険の被保険者でない間に特例初診日のある傷病による障害に係る障害厚生年金の支給要件等の特例)

第二十二条 合衆国保険期間及び厚生年金保険の被保険者期間を有する者が、その者の死亡について厚生年金保険法第五十八条第一項ただし書に該当するときは、同項ただし書の規定の適用については、その者の合衆国保険期間であつて政令で定めるものを保険納付済期間である国民年金の被保険者期間とみなす。

(厚生年金保険の被保険者でない間に特例初診日のある傷病による障害に係る障害厚生年金の支給要件等の特例)

第二十三条 厚生年金保険の被保険者でない間に特例初診日がある傷病により当該特例外初診日から起算して五年を経過する日前に死亡した場合(その者が厚生年金保険法第五十八条第一項第一号に該当する場合及び前項本文に規定する場合を除く。)は、同条の規定の適用については、同条第一項第二号に該当するものとみなす。この場合においては、前項ただし書の規定を準用する。

第二款 保険給付等の額の計算等に関する特例

(老齢厚生年金の加給等の額の計算の特例)

第二十四条 第十九条の規定により支給する厚生年金保険法による保険給付等のうち次に掲げるものの額は、当該厚生年金保険法による保険給付等の額に関する規定であつて政令で定めるものにかかわらず、当該規定による厚生年金保険法による保険給付等の額に期間比率を乗じて得た額(同条に規定する加算の要件に関する規定

の合衆国保険期間であつて政令で定めるものを保険料納付済期間である国民年金の被保険者期間とみなす。ただし、その者が、当該障害に係る障害認定日において厚生年金保険の被保険者期間を有しないときは、この限りでない。

- 2 合衆国保険期間及び厚生年金保険の被保険者期間を有する者が、その者の死亡について厚生年金保険法第五十八条第一項ただし書に該当するときは、同項ただし書の規定の適用については、その者の合衆国保険期間であつて政令で定めるものを保険納付済期間である国民年金の被保険者期間とみなす。

(厚生年金保険の被保険者でない間に死亡に係る遺族厚生年金の支給要件の特例)

第二十五条 合衆国保険期間及び厚生年金保険の被保険者期間を有する者が、その者の死亡を支給事由とする年金たる給付であつて政令で定めるものの支給を受けることができる者があるときは、この限りでない。

- 2 合衆国保険期間及び厚生年金保険の被保険者期間を有する者が、厚生年金保険の被保険者ではない間に死亡した場合(当該死亡した日が合衆国納付条件に該当する場合に限る。)

二 遺族厚生年金の中高齢寡婦加算

三 遺族厚生年金の経過的寡婦加算

一 老齢厚生年金の加給

二 遺族厚生年金の中高齢寡婦加算

三 遺族厚生年金の経過的寡婦加算

一 老齢厚生年金の加給

であつて政令で定めるもののうち二以上に該当するときは、一の加算の要件に関する規定に該当するものとしてそれぞれ計算した額のうち最も高いものとする。

二 厚生年金保険法による保険給付等の受給権者又は当該厚生年金保険法による保険給付等の受給権者となつた死亡に係る者の厚生年金保険の被保険者期間であつて政令で定めるものの月数を、当該厚生年金保険法による保険給付等の受給権者又は加算の資格要件たる期間であつて政令で定めるものの月数で除して得た率とする。

三 第十九条の規定により支給する老齢厚生年金の加給の額については、当該老齢厚生年金の加給の受給権を有する者がその権利を取得した月以後における厚生年金保険の被保険者であつた期間は、その計算の基礎としない。

4 厚生年金保険の被保険者であつて、第十九条の規定により支給する老齢厚生年金の加給の受給権を有する者が、その厚生年金保険の被保険者の資格を喪失し、かつ、厚生年金保険の被保険者となることなくして、厚生年金保険の被保険者の資格を喪失した日から起算して一月を経過したときは、前項の規定にかかわらず、その厚生年金保険の被保険者の資格を喪失した月における厚生年金保険の被保険者であつた期間を当該老齢厚生年金の加給の額の計算の基礎とするものとし、その厚生年金保険の被保険者の資格を喪失した日から起算して一月を経過した

日の属する月から、当該老齢厚生年金の加給の額を改定する。

5 厚生年金保険法附則第十三条の四第三項の規定による老齢厚生年金の受給権を有し、かつ、同条第七項の規定により読み替えられた同法第四十四条第一項の規定及び第十九条の規定により支給する老齢厚生年金の加給の受給権を有する者が六十五歳に達したときは、第三項の規定にかかわらず、その者の六十五歳に達した日に属する月前における厚生年金保険の被保険者であつた期間を当該老齢厚生年金の加給の額の計算の基礎とするものとし、六十五歳に達した日の属する月の翌月から、当該老齢厚生年金の加給の額を改定する。

(障害厚生年金の額の計算の特例)

第二十四条 第二十一条第一項又は第二十一条第一項の規定により支給する障害厚生年金(以下この条及び次条において「特例による障害厚生年金」という。)の厚生年金保険法第五十条第一項又は第二項の規定による額は、これらの規定にかかわらず、これらのかかわらず、これらの規定による額に按分率を乗して得た額とする。ただし、第四項第一号に掲げる期間の月数が三百月以上である場合は、この限りでない。

2 特例による障害厚生年金の厚生年金保険法第五十条第三項の規定による額は、同項の規定にかかわらず、同項の規定による額に按分率を乗じて得た額とする。

3 特例による障害厚生年金に厚生年金保険法第五十条の二第一項の規定により加算する加給年金額に相当する部分は、「障害厚生年金の配偶者加給」という。この額は、同条第二

項の規定にかかわらず、同項の規定による額に按分率を乗じて得た額とする。

4 前三項の按分率は、第一号に掲げる期間の月数を同号から第三号までに掲げる期間の月数を合算した月数(第一項の場合にあつては、当該合算した月数が三百月を超えるときは、三百月で除して得た率とする。

一 特例による障害厚生年金の受給権者の被用者年金保険者等であった期間であつて政令で定めるものを合算したもの

二 昭和三十六年四月一日以後の期間(前号に掲げる期間並びに二十歳に達した日の属する月の前月までの期間及び六十歳に達した日の属する月以後の期間その他政令で定める期間を除く。)

三 当該特例による障害厚生年金の受給権者の合衆国保険期間であつて政令で定めるものの算定による障害厚生年金に係る障害厚生年金の配偶者加給の額は、その額が厚生年金保険法第四十八条第二項の規定によりその受給権が消滅した障害厚生年金に係る障害厚生年金の配偶者加給の額より低いときは、第三項の規定にかかるらず、従前の障害厚生年金に係る障害厚生年金の配偶者加給の額に相当する額とする。

6 第一項から第三項までの規定の適用を受けようとする者の被用者年金保険者等であつた期間のうち、共済組合の組合員又は私学共済制度の加入者であった期間については、当該共済組合等の確認を受けたところによる。

(遺族厚生年金の額の計算の特例)

第二十五条 第二十一条第二項又は第二十二条の規定により支給する遺族厚生年金(特例による障

害厚生年金の受給権者が死亡したことにより支給する遺族厚生年金を含む。以下この条において「特例による遺族厚生年金」という。)の厚生年金保険法第六十条の規定による額は、同条の規定にかかわらず、同条の規定による額に按分率を乗じて得た額とする。ただし、第三項第一号に掲げる期間の月数が三百月以上である場合に限る。

2 特例による遺族厚生年金に加算する遺族厚生年金の中高齢寡婦加算又は遺族厚生年金の経過的寡婦加算の額は、厚生年金保険法第六十二条第一項又は昭和六十一年国民年金等改正法附則第七十三条第一項の規定にかかわらず、これらの規定により加算する額に按分率を乗じて得た額とする。

3 前二項の按分率は、第一号に掲げる期間の月数を同号から第三号までに掲げる期間の月数を合算した月数(第一項の場合にあつては、当該合算した月数が三百月を超えるときは、三百月で除して得た率とする。

一 特例による遺族厚生年金の支給事由となつた死亡に係る者の被用者年金保険者等であつた期間であつて政令で定めるものを合算したもの

二 昭和三十六年四月一日から当該特例による遺族厚生年金の支給事由となつた死亡に係る者の死亡した日の翌日までの期間及び六十歳に達した日の属する月の前月まで

4 第十五条の規定は昭和六十一年国民年金等改正法附則第七十四条第一項の規定により特例による遺族厚生年金に加算する額について、第十五条第一項及び第二項の規定は昭和六十一年国民年金等改正法附則第七十四条第二項の規定により特例による遺族厚生年金に加算する額について、第十五条第一項の規定は、第一項又は第二項の場合について準用する。

(老齢厚生年金の加給等の支給停止の特例)

第二十六条 老齢厚生年金又は障害厚生年金の受給権者の配偶者がこの法律の規定により支給する老齢、退職又は障害を支給事由とする年金たる給付であつて政令で定めるものを受けたことができる場合における当該配偶者について加算する額に相当する部分の支給の停止に關し必要な事項は、政令で定める。

(他の特例法の規定の適用を受ける厚生年金保険法による保険給付等の額)

第二十七条 この法律の規定により支給する厚生年金保険法による保険給付等の額は、他の特例法の規定により支給する厚生年金保険法による保険給付等(この法律の規定により支給する厚生年金保険法による保険給付等と同一の支給事由に基づいて支給されるものに限る。)の額よりも低いときは、この法律の規定にかかわらず、他の特例法の規定(二以上の他の特例法の規定に該当するときは、それぞれ計算した額のうち最も高いもの)により支給する厚生年金保険法による保険給付等の額に相当する額とする。

5 第二十七条の規定により支給する厚生年金保険法による保険給付等の額は、他の特例法の規定により支給する厚生年金保険法による保険給付等(この法律の規定により支給する厚生年金保険法による保険給付等と同一の支給事由に基づいて支給されるものに限る。)の額よりも低いときは、この法律の規定にかかわらず、他の特例法の規定(二以上の他の特例法の規定に該当するときは、それぞれ計算した額のうち最も高いもの)により支給する厚生年金保険法による保険給付等の額に相当する額とする。

官報(号外)

第三節 不服申立てに関する特例

第二十八条 第三十四条第六項(第三十五条第五項において準用する場合を含む)、第四十六条第五項において準用する場合を含む)、第六十条第五項において準用する場合を含む)の規定による

合を含む)又は第五十九条第六項(第六十条第五項において準用する場合を含む)の規定による厚生年金保険の被保険者期間の確認に関する厚生年金保険の被保険者期間の確認に関する規定について不服がある者は、厚生年金保険法の定めるところにより、社会保険審査官に対し審査請求をし、その決定に不服がある者は、社会保険審査会に対して再審査請求をすることができる。

2 第二十四条第六項(第二十五条第五項において準用する場合を含む)の規定による確認の処分についての不服を、当該期間に基づく厚生年金保険法による保険給付等に関する処分の不服の理由とすることができる。

第七章 国家公務員共済組合法関係

第一節 国家公務員共済組合法の適用範囲に関する特例

第二十九条 国家公務員共済組合法(以下この章において「国共済法」という。)の規定は、国共済法第一条第一項第一号に規定する職員(国共済法第二十五条及び第二十六条第二項の規定により当該職員とみなされる者を含む)のうち、協定第四条の規定により合衆国費用負担法令の規定の適用を受ける者には、適用しない。

ただし、政令で定める者に対する国共済法の短期給付に関する規定の適用については、この限りでない。

りでない。

第二節 長期給付等に関する特例

第一款 長期給付等の支給要件等に関する特例

(合衆国保険期間を有する者に係る退職共済年金等の支給要件等の特例)

第三十条 合衆国保険期間及び国家公務員共済組合(国共済法第三条第一項に規定する国家公務員共済組合をいう。以下同じ。)の組合員期間(以下「国共済組合員期間」という。)を有し、かつ、国共済法による長期給付又は国共済法による長期給付に相当する部分(以下「国共済法による長期給付等」という。)のうち

次に掲げるものの支給要件又は加算の要件に関する規定であつて政令で定めるもの(以下この項において「支給要件等に関する規定」という。)に規定する国共済法による長期給付等の受給資格要件又は加算の資格要件である期間を満たさない者について、当該支給要件等に関する規定(その者が当該支給要件等に関する規定に規定する国共済法による長期給付等の受給資格要件又は加算の資格要件である期間を満たさないものに限る。)を適用する場合においては、その者の合衆国保険期間であつて政令で定めるものを国共済組合員期間その他の期間であつて政令で定めるものに算入する。

2 退職共済年金
二 遺族共済年金

三 国共済法第七十八条第一項の規定により退職共済年金に加算する加給年金額に相当する部分(以下「国共済法の退職共済年金の加給」という。)

2 国家公務員共済組合の組合員でない間に特例

(国共済法の退職共済年金の加給等の額の計算の特例)

四 国共済法第九十条の規定により遺族共済年金に加算する金額に相当する部分(以下「国共済法の遺族共済年金の中高齢寡婦加算」という。)

五 国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第百五号。以下「昭和六十年国共済改正法」という。)附則第二十八条第一項の規定により遺族共済年金に加算する金額に相当する部分(以下「国共済法の遺族共済年金の経過的寡婦加算」という。)

2 前項の規定により国共済法による退職共済年金の受給資格要件である期間を満たすこととなる者については、国共済法附則第十三条の十第一項の規定は、適用しない。

(国家公務員共済組合の組合員でない間に特例初診日のある傷病による障害に係る障害共済年金の支給要件等の特例)

第三十一条 国家公務員共済組合の組合員でない間に特例初診日のある傷病による障害を有する者であつて、当該障害に係る障害認定日において国共済組合員期間を有するものは、国共済法第八十二条第一項、第三項又は第五項の規定の適用については、当該特例初診日において国家公務員共済組合の組合員であつたものとみなす。

2 合衆国保険期間及び国共済組合員期間を有する者が、国家公務員共済組合の組合員でない間に特例初診日がある傷病により当該特例初診日から起算して五年を経過する日前に死亡した場合(その者が国共済法第八十二条第一項第一号に該当する場合及び前項本文に規定する場合を除く。)は、同条の規定の適用については、同条第一項第二号に該当するものとみなす。この場合においては、前項ただし書の規定を準用する。

(第二款 長期給付等の額の計算等に関する特例)

第三十二条 合衆国保険期間及び国共済組合員期間を有する者が、国家公務員共済組合の組合員でない間に死亡した場合(当該死亡した日が合衆国納付条件に該当する場合に限る。)は、国共済法第八十八条の規定の適用については、同条第一項第一号に該当するものとみなす。ただし

診日において国家公務員共済組合の組合員であつたものとみなす。

(国家公務員共済組合の組合員でない間の死亡に係る遺族共済年金の支給要件の特例)

第三十三条 第三十一条第一項の規定により支給する国共済法による長期給付等のうち次に掲げるものの額は、当該国共済法による長期給付等の額に関する規定であつて政令で定めるものにか

かわらず、当該規定による国共済法による長期給付等の額に期間比率を乗じて得た額とする。

一 国共済法の退職共済年金の加給

二 国共済法の遺族共済年金の中高齢寡婦加算

三 前項の期間比率は、同項各号に掲げる国共済法による長期給付等の受給権者又は当該国共済法による長期給付等の給付事由となつた死亡に係る者の国共済組合員期間であつて政令で定めた率とする。

3 第三十条第一項の規定により支給する国共済法の退職共済年金の額については、当該国共済法の退職共済年金の加給の受給権を有する者がその権利を取得した日の翌日の属する月以後における国共済組合員期間は、その算定の基礎としない。

4 国家公務員共済組合の組合員であつて、第三十条第一項の規定により支給する国共済法の退職共済年金の加給の受給権を有する者が退職（国共済法第二条第一項第四号に規定する退職）をいう）したとき（当該退職した日の翌日から起算して一月を経過するまでの間に再び国家公務員共済組合の組合員の資格を取得したときは除く）は、前項の規定にかかわらず、当該退職した日の翌日の属する月の前月までの国共済組合員期間を算定の基礎として、当該国共済法の退職共済年金の額を改定する。

5 国共済法附則第十二条の六の二第三項の規定による退職共済年金の受給権を有し、かつ、同

条第八項の規定により読み替えられた国共済法第七十八条第一項の規定及び第三十条第一項の規定により支給する国共済法の退職共済年金の加給の受給権を有する者が六十五歳に達したときは、第三項の規定にかかるが、第三項の規定にかかるが、その者の六十五歳に達した日の翌日の属する月の前月までの国共済組合員期間を算定の基礎として、当該国共済法の退職共済年金の加給の額を改定する。

（国共済法の障害共済年金の額の計算の特例）

3 第三十四条 第三十一条第一項の規定により支給する障害共済年金以下この条及び次条において特例による障害共済年金」という。）の国共済法第八十二条第一項（後段を除く。）の規定による金額は、同項第一号の規定による金額（第四項第一号に掲げる期間の月数が三百月未満であるときは、当該金額に按分率を乗じて得た金額）とする。

2 特例による障害共済年金の国共済法第八十二条第一項第一号に掲げる金額の同項後段の規定による金額は、同項後段の規定にかかるが、同項後段の規定による金額に按分率を乗じて得た金額とする。

3 特例による障害共済年金に国共済法第八十三条第一項の規定により加算する加給年金額に相当する部分（第五項において「国共済法の障害共済年金の配偶者加給」という。）の額は、同条第三項の規定にかかるが、同項の規定による金額に按分率を乗じて得た金額とする。

4 第一項から第三項までの規定の適用を受けようとする者の被用者年金被保険者等であつた期間のうち国共済組合員期間以外の期間については、社会保険庁長官（当該国共済組合員期間以外の期間が私学共済制度の加入者であつた期間であるときは、日本私立学校振興・共済事業団）の確認を受けたところによる。

（国共済法の障害共済年金の額の計算の特例）

3 第三十五条 第三十二条の規定により支給する遺族共済年金（特例による障害共済年金の受給権者が死亡したことにより支給する遺族共済年金）の額は、当該特例による障害共済年金の給付事由となつた死亡に係る者の死亡した日の翌日の属する月の前月までの期間（前号に掲げる期間並びに二十歳に達した日の属する月の前月までの期間及び六十歳に達した日の属する月以後の期間を除く。）で定めるものを合算した月数（第一項の場合は、当該月数を同号から第三号までに掲げる期間の月数を合算した月数（第一項の場合は、当該月数を同号から第三号までに掲げる期間の月数を合算した月数）に按分率を乗じて得た金額とする。

4

第十五条の規定は昭和六十年国共済改正法附則第二十九条第一項の規定により特例による遺族共済年金に加算する額について、第十五条第一項及び第二項の規定は昭和六十年国共済改正法附則第二十九条第二項の規定により特例による遺族共済年金に加算する額について準用する。

前条第六項の規定は、第一項又は第二項の場合について準用する。

(国共済法の退職共済年金の加給等の支給停止の特例)

第三十六条 国共済法による退職共済年金又は障害共済年金の受給権者の配偶者がこの法律の規定により支給する退職、老齢又は障害を給付事由とする年金である給付であつて政令で定めるものを受けられることができる場合における当該配偶者について加算する金額に相当する部分の支給の停止に関する事項は、政令で定める。

(他の特例法の規定の適用を受ける国共済法による長期給付等の額)

第三十七条 この法律の規定により支給する国共済法による長期給付等の額は、他の特例法の規定により支給する国共済法による長期給付等の額より低いときは、この法律の規定により支給する国共済法による長期給付等と同一の給付事由に基づいて支給されるものに限る。この額より低いときは、この法律の規定にかかるわらす、他の特例法の規定(一以上の他の特例法の規定に該当するときは、それぞれ計算した額のうち最も高いもの)により支給する国共済法による長期給付等の額に相当する額とする。

第三節 不服申立てに関する特例等

(国共済法の規定による審査請求の特例)

第三十八条 第十二条第四項、第二十四条第六項(第二十五条第五項において準用する場合を含む。)又は第五十九条第六項第六十条第五項において準用する場合を含む。の規定による国共済組合員期間の確認に関する処分について不服がある者は、国共済法の定めるところにより、

国家公務員共済組合審査会に対して審査請求をすることができる。

第三十四条第六項(第三十五条第五項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の場合において、国共済組合員期間以外の期間に係る第三十四条第六項の規定による確認の処分についての不服を、当該期間に基づく国共済法による長期給付等に関する処分についての不服の理由とすることができる。

(国共済法の規定による審査請求の手続の特例)

第三十九条 国共済法第百三十三条第一項の規定による審査請求は、同項の規定によるほか、合衆国年金等法令の規定により同種の請求を受理することとされている合衆国実施機関を経由してすることができる。

第二節 長期給付等に関する特例

第一款 長期給付等の支給要件等に関する特例

2 前項の場合における国共済法第百三十三条第一項の規定による審査請求の期間の計算について

は、その経由した合衆国実施機関に審査請求書を提出し、又は行政不服審査法(昭和三十七年法律第百六十号)第十五条第一項及び第二項に規定する事項を口頭で陳述した時に審査請求があつたものとみなす。

(財務大臣の権限)

第四十条 財務大臣は、協定及びこの法律の適正

な実施を確保するため必要があると認めるときは、国家公務員共済組合又は國家公務員共済組合連合会に対し、その業務に關し、監督上必要な命令をすることができる。

第八章 地方公務員等共済組合法関係
第一節 地方公務員等共済組合法の適用範囲に関する特例

第四十一条 地方公務員等共済組合法(以下この章において「地共済法」という。)の規定は、地共済法第二条第一項第一号に規定する職員(地共済法第百四十二条第一項及び第二項、第百四十四条の二、第百四十二条第一項並びに第百四十四条の三第一項の規定により当該職員とみなされる者を含む。)及び地共済法第百四十条第一項に規定する公庫等職員(同条第二項に規定する継続長期組合員の資格を有する者に限る。)のうちに、協定第四条の規定により合衆国費用負担法の規定の適用を受ける者には、適用しない。

ただし、政令で定める者に対する地共済法の短期給付に関する規定の適用については、この限りでない。

一 退職共済年金
二 遺族共済年金

三 地共済法第八十条第一項の規定により退職共済年金に加算する加給年金額に相当する部分(以下「地共済法の退職共済年金の加給」という。)

四 地共済法第九十九条の三の規定により遺族共済年金に加算する金額に相当する部分(以下「地共済法の遺族共済年金の中高齢寡婦加算」という。)

五 地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第百八号。以下「昭和六十年地共済改正法」という。)附則第二十九条第一項の規定により遺族共済年金に加算する額に相当する部分(以下「地共済法の遺族共済年金の中高齢寡婦加算」という。)

第四十二条 合衆国保険期間及び地方公務員共済組合(地共済法第三条第一項に規定する地方公務員共済組合をいう。以下同じ。)の組合員期間(以下「地共済組合員期間」という。)を有し、かつ、地共済法による長期給付又は地共済法による長期給付に加算する金額に相当する部分(以

下「地共済法による長期給付等」という。)のうち次に掲げるものの支給要件又は加算の要件に関する規定であつて政令で定めるもの(以下この項において「支給要件等に関する規定」という。)に規定する地共済法による長期給付等の受給資格要件又は加算の資格要件である期間を満たさない者について、当該支給要件等に関する規定(その者が当該支給要件等に関する規定に規定する地共済法による長期給付等の受給資格要件又は加算の資格要件である期間を満たさないものに限る。)を適用する場合においては、その者の合衆国保険期間であつて政令で定めるものを地共済組合員期間その他の期間であつて政令で定めるものに算入する。

の合衆国保険期間であつて政令で定めるものを地共済組合員期間その他の期間であつて政令で定めるものに算入する。

る者については、地共済法附則第二十八条の十三第一項の規定は適用しない。

(地方公務員共済組合の組合員でない間に特例初診日のある傷病による障害に係る障害共済年金の支給要件等の特例)

第四十三条 地方公務員共済組合の組合員でない間に特例初診日のある傷病による障害を有する者であつて、当該障害に係る障害認定日において地共済組合員期間を有するものは、地共済法

第八十四条第一項、第八十五条第一項又は第八十六条第一項の規定の適用については、当該特例初診日において地方公務員共済組合の組合員であつたものとみなす。ただし、その者が、当該障害を給付事由とする年金である給付であつて政令で定めるものの受給権を有する場合については、この限りでない。

2 地方公務員共済組合の組合員でない間に特例初診日のある傷病による障害を有する者は、地共済法第八十九条第二項又は第九十二条第五項ただし書の規定の適用については、当該特例初診日において地方公務員共済組合の組合員であつたものとみなす。

(地方公務員共済組合の組合員でない間の死亡に係る遺族共済年金の支給要件の特例)

第四十四条 合衆国保険期間及び地共済組合員期間を有する者が、地方公務員共済組合の組合員でない間に死亡した場合(当該死亡した日が合衆国納付条件に該当する場合に限る)は、地共済法第九十九条の規定の適用については、同一条第一項第一号に該当するものとみなす。ただし、その者の死亡を給付事由とする年金である給付であつて政令で定めるものの支給を受ける

ことができる者があるときは、この限りでない。

2 合衆国保険期間及び地共済組合員期間を有する者が、地方公務員共済組合の組合員でない間に特例初診日がある傷病により当該特例初診日から起算して五年を経過する日前に死亡した場合(その者が地共済法第九十九条第一項第一号に該当する場合及び前項本文に規定する場合を除く)は、同条第一項第二号に該当するものとみなす。この場合においては、前項ただし書の規定を準用する。

第二款 長期給付等の額の計算等に関する特例

(地共済法の退職共済年金の加給等の額の計算の特例)

第四十五条 第四十二条第一項の規定により支給する地共済法による長期給付等のうち次に掲げるものの額は、当該地共済法による長期給付等の額に期間比率を乗じて得た金額とする。

5 地共済法附則第二十四条の二第三項の規定による退職共済年金の受給権を有し、かつ、同条第八項の規定により読み替えた地共済法第八十条第一項の規定及び第四十二条第一項の規定により支給する地共済法の退職共済年金の加給の受給権を有する者が六十五歳に達したときは、

一 地共済法の退職共済年金の加給
二 地共済法の遺族共済年金の中高齢寡婦加算
三 地共済法の遺族共済年金の経過的寡婦加算

2 前項の期間比率は、同項各号に掲げる地共済法による長期給付等の受給権者又は当該地共済法による長期給付等の給付事由となつた死亡に係る者の地共済組合員期間であつて政令で定められたものの月数を、当該地共済法による長期給付による長期給付等の受給権要件又は加算の資格要件である期

間であつて政令で定めるものの月数で除して得た率とする。

3 第四十二条第一項の規定により支給する地共済法の退職共済年金の加給の額については、当該地共済法の退職共済年金の加給の受給権を有する者がその権利を取得した日の翌日の属する月以後における地共済組合員期間は、その算定の基礎としない。

4 地方公務員共済組合の組合員であつて、第四十二条第一項の規定により支給する地共済法の退職共済年金の加給の受給権を有する者が退職(地共済法第二条第一項第四号に規定する退職をいう)したとき(当該退職した日の翌日から起算して一月を経過するまでの間に再び地方公務員共済組合の組合員の資格を取得したときを除く)は、前項の規定にかかわらず、当該退職した日の翌日の属する月の前月までの地共済組合員期間を算定の基礎として、当該地共済法の退職共済年金の加給の額を改定する。

5 地共済法附則第二十四条の二第三項の規定による退職共済年金の受給権を有し、かつ、同条第八項の規定により読み替えた地共済法第八十条第一項の規定及び第四十二条第一項の規定により支給する地共済法の退職共済年金の加給の受給権を有する者が六十五歳に達したときは、

一 特例による障害共済年金の受給権者の被用者年金被保険者等があつた期間であつて政令で定めるものを合算したもの
二 昭和三十六年四月一日以後の期間(前号に掲げる期間並びに二十歳に達した日の属する月の前月までの期間及び六十歳に達した日の属する月以後の期間その他の政令で定める期間を除く)
三 当該特例による障害共済年金の受給権者の合衆国保険期間であつて政令で定めるもの

て「特例による障害共済年金」という。(地共済法第八十七条第一項の規定による金額は、同項の規定にかかわらず、同項第一号の規定による金額(第四項第一号に掲げる期間の月数が三百月未満であるときは、当該金額に按分率を乗じて得た金額)とする。

2 特例による障害共済年金の地共済法第八十七条第一項第一号に掲げる金額の同条第三項の規定による金額は、同項の規定にかかわらず、同項の規定による金額は、同項の規定にかかわらず、同項の規定による金額に按分率を乗じて得た金額とする。

3 特例による障害共済年金に地共済法第八十八条第一項の規定により加算する加給年金額に相当する部分(第五項において「地共済法の障害共済年金の配偶者加給」という。)の額は、同条第三項の規定にかかわらず、同項の規定による金額に按分率を乗じて得た金額とする。

4 前項の按分率は、第一号に掲げる期間の月数を同号から第三号までに掲げる期間の月数を合算した月数、第一項の場合にあつては、当該合算した月数が三百月を超えるときは、三百月)で除して得た率とする。

一 特例による障害共済年金の受給権者の被用者年金被保険者等があつた期間であつて政令で定めるものを合算したもの
二 昭和三十六年四月一日以後の期間(前号に掲げる期間並びに二十歳に達した日の属する月の前月までの期間及び六十歳に達した日の属する月以後の期間その他の政令で定める期間を除く)
三 当該特例による障害共済年金の受給権者の合衆国保険期間であつて政令で定めるもの

5

特例による障害共済年金に係る地共済法の障害共済年金の配偶者加給の額は、その額が地共済法第九十条第五項の規定によりその受給権が消滅した地共済法による障害共済年金に係る地共済法の障害共済年金の配偶者加給の額より低いときは、第三項の規定にかかわらず、従前の地共済法による障害共済年金に係る地共済法の障害共済年金の配偶者加給の額に相当する額とする。

6 第一項から第三項までの規定の適用を受けようとする者の被用者年金被保険者等であつた期間のうち地共済組合員期間以外の期間については、社会保険庁長官(当該地共済組合員期間以外の期間が私共共済制度の加入者であつた期間であるときは、日本私立学校振興・共済事業団)の確認を受けたところによる。

(地共済法の遺族共済年金の額の計算の特例)

第四十七条 第四十四条の規定により支給する遺族共済年金(特例による障害共済年金の受給権者が死亡したことにより支給する遺族共済年金を含む。以下この条において「特例による障族共済年金」という。)の地共済法第九十九条の二第一項第一号の規定による金額は、同号の規定にかかわらず、同号イの規定による金額(第三項第一号に掲げる期間の月数が三百月未満であるときは、当該金額に按分率を乗じて得た金額)とする。

2 特例による遺族共済年金に加算する地共済法の遺族共済年金の中高齢寡婦加算の額は、地共済法第九十九条の三又は昭和六十年地共済改正法附則第二十九条第一項の規定にかかわらず、

3

前二項の按分率は、第一号に掲げる期間の月数を同号から第三号までに掲げる期間の月数を合算した月数第一項の場合にあつては、当該月で除して得た率とする。

一 特例による遺族共済年金の給付事由となつた死亡に係る者の被用者年金被保険者等であつた期間であつて政令で定めるものを合算したもの

二 昭和三十六年四月一日から当該特例による遺族共済年金の給付事由となつた死亡に係る者の死亡した日の翌日の属する月の前月までの期間(前号に掲げる期間並びに二十歳に達した日の属する月の前月までの期間及び六十歳に達した日の属する月以後の期間を除く。)三 当該特例による遺族共済年金の給付事由となつた死亡に係る者の合衆国保険期間であつて政令で定めるもの

4 第十五条の規定は昭和六十年地共済改正法附則第三十条第一項の規定により特例による遺族共済年金に加算する額について、第十五条第一項及び第二項の規定は昭和六十年地共済改正法附則第三十条第二項の規定により特例による遺族共済年金に加算する額について準用する。

5 前条第六項の規定は、第一項又は第二項の場合について準用する。

(地共済法の退職共済年金の加給等の支給停止の特例)

第六条 第四十七条第五項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の場合において、地共済組合員期間以外の期間に係る第四十六条第六項の規定による確定

4

定により支給する退職、老齢又は障害を給付事由とする年金である給付であつて政令で定めるものを受けることができる場合における当該配偶者について加算する金額に相当する部分の支給の停止に關し必要な事項は、政令で定める。

第四十九条 この法律の規定により支給する地共済法による長期給付等の額は、他の特例法の規定により支給する地共済法による長期給付等の額より低いときは、他の特例法の規定の適用を受ける地共済法による長期給付等の額)

第五十条 第百七十七条第一項の規定による審査請求の期間の計算については、その経由した合衆国実施機関に審査請求書を提出し、又は行政不服審査法第十五条第一項及び第二項に規定する事項を口頭で陳述した時に審査請求があつたものとみなす。

第五十一条 地共済法第百七十七条第一項に規定する主務大臣は、協定及びこの法律の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、同項に定めるところにより地方公務員共済組合又は地方公務員共済組合連合会に対して、その業務に關し、監督上必要な命令をすることができる。

第五十二条 地共済法第百四十四条の二十九第一項に規定する主務大臣は、協定及びこの法律の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、同項に定めるところにより地方公務員共済組合連合会に対し、その業務に關し、監督上必要な命令をすることができる。

第五十三条 地方公務員共済組合連合会は、地共済法第三十八条の二に規定する事業のほか、協定に基づく連絡機関としての事業を行うものとする。

第五十四条 私立学校教職員共済法(以下この章

5

の処分についての不服を、当該期間に基づく地共済法による长期給付等に關する処分についての不服の理由とすることができない。

(地共済法の規定による審査請求の手続の特例)

第五十五条 地共済法第百七十七条第一項の規定による審査請求は、同項の規定によるほか、合衆国年金等法令の規定により同種の請求を受理することとされている合衆国実施機関を經由してすることができる。

第五十六条 前項の場合における地共済法第百七十七条第一項の規定による審査請求の期間の計算については、その経由した合衆国実施機関に審査請求書を提出し、又は行政不服審査法第十五条第一項及び第二項に規定する事項を口頭で陳述した時に審査請求があつたものとみなす。

2

前項の場合における地共済法第百七十七条第一項の規定による審査請求の期間の計算については、その経由した合衆国実施機関に審査請求書を提出し、又は行政不服審査法第十五条第一項及び第二項に規定する事項を口頭で陳述した時に審査請求があつたものとみなす。

第五十七条 地方公務員共済組合連合会は、地共済法第三十八条の二に規定する事業のほか、協定に基づく連絡機関としての事業を行うものとする。

第五十八条 私立学校教職員共済法の適用範囲に關する特例

第五十九条 私立学校教職員共済法(以下この章

において「私学共済法」という。の規定は、私学共済法第十四条第一項に規定する教職員等のうち、次の各号のいずれかに掲げるものには、適用しない。ただし、第一号に掲げる者であつて政令で定める要件に該当するものに対する私学共済法の短期給付に関する規定の適用については、この限りでない。

一 日本国の領域内において就労する者であつて、協定第四条の規定により合衆国費用負担法令の規定の適用を受けるもの（第三号に掲げる者を除く。）

二 アメリカ合衆国の領域内において就労する者であつて、協定第四条の規定により合衆国費用負担法令の規定の適用を受けるもの（次号に掲げる者を除く。）

三 第四条第一項の規定により船員保険の被保険者としないこととされた者

2 前項ただし書の規定により私学共済法の短期給付に関する規定の適用を受ける者の私学共済法による掛金の標準給与の月額及び標準賞与の額に対する割合は、政令で定める範囲内において、共済規程（私学共済法第四条第一項に規定する共済規程をいう。）で定める。

第二節 長期給付等に関する特例

第一款 長期給付等の支給要件等に関する特例

（合衆国保険期間を有する者に係る退職共済年金等の支給要件等の特例）

第五十五条 合衆国保険期間及び私学共済法第七条第一項に規定する加入者期間（以下「私学共済加入者期間」という。）を有し、かつ、私学共済法による長期給付又は私学共済法による長期

社会保障に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律案及び同報

し、その者の死」を給付事由とする年金である

給付であつて政令で定めるものの支給を受けることができる者があるときは、この限りでない。

加算」という。)

2 前項の規定により私学共済法による退職共済年金の受給資格要件である期間を満たすこととなる者については、準用国共済法附則第十三条の十第一項の規定は、適用しない。

（私学共済制度の加入者でない間に特例初診日のある傷病による障害に係る障害共済年金の支給要件等の特例）

第五十六条 私学共済制度の加入者でない間に特例初診日のある傷病による障害を有する者であつて、当該障害に係る障害認定日において私学共済加入者期間を有するものは、準用国共済法第八十八条第一項、第三項又は第五項の規定の適用については、当該特例初診日において私学共済制度の加入者であつたものとみなす。ただし、その者が、当該障害を給付事由とする年金である給付であつて政令で定めるものの受給権を有する場合には、この限りでない。

2 私学共済制度の加入者でない間に特例初診日のある傷病による障害を有する者は、準用国共済法第八十四条第二項又は第八十七条第四項ただし書の規定の適用については、当該特例初診日において私学共済制度の加入者であつたものとみなす。

第二款 長期給付等の額の計算等に関する特例

（私学共済法の退職共済年金の加給等の額の計算の特例）

第五十八条 第五十五条第一項の規定により支給する私学共済法による長期給付等のうち次に掲げるものの額は、当該私学共済法による長期給付等の額に関する規定であつて政令で定めるもののかわらず、当該規定による私学共済法による長期給付等の額に期間比率を乗じて得た額とする。

一 私学共済法の退職共済年金の加給

二 私学共済法の遺族共済年金の中高齢寡婦加算

三 私学共済法の遺族共済年金の経過的寡婦加算

の例によることとされる昭和六十年国共済改正法附則第二十八条第一項の規定により遺族共済年金に加算する金額に相当する部分（以下「私学共済法の遺族共済年金の経過的寡婦加算」という。）

2 前項の期間比率は、同項各号に掲げる私学共済法による長期給付等の受給権者又は当該私学

官報号外

共済法による長期給付等の給付事由となつた死亡に係る者の私学共済加入者期間であつて政令で定めるものの月数を、当該私学共済法による長期給付等の受給資格要件又は加算の資格要件である期間であつて政令で定めるものの月数で除して得た率とする。

3 第五十五条第一項の規定により支給する私学共済法の退職共済年金の加給の額については、当該私学共済法の退職共済年金の加給の受給権を有する者がその権利を取得した日の翌日の属する月以後における私学共済加入者期間は、その算定の基礎としない。

4 私学共済制度の加入者であつて、第五十五条第一項の規定により支給する私学共済法の退職共済年金の加給の受給権を有する者が退職(準用国共済法第二条第一項第四号に規定する退職をいう。以下この項において同じ。)したとき(当該退職した日の翌日から起算して一月を経過するまでの間に再び私学共済制度の加入者の資格を取得したときを除く。)は、前項の規定にかかるわらず、当該退職した日の翌日の属する月の前月までの私学共済加入者期間を算定の基礎として、当該私学共済法の退職共済年金の加給の額を改定する。

5 準用国共済法附則第十二条の六の二第三項の規定による退職共済年金の受給権を有し、かつ、同条第八項の規定により読み替えられた準用国共済法第七十八条第一項の規定及び第五十五条第一項の規定により支給する私学共済法の退職共済年金の加給の受給権を有する者が六十歳に達したときは、第三項の規定にかかるわらず、その者の六十五歳に達した日の翌日の属す

る月の前月までの私学共済加入者期間を算定の基礎として、当該私学共済法の退職共済年金の加給の額を改定する。

(私学共済法の障害共済年金の額の計算の特例)

第五十九条 第五十六条第一項の規定により支給する障害共済年金(以下この条及び次条において「特例による障害共済年金」という。)の準用国

共済法第八十二条第一項(後段を除く。)の規定による金額は、同項の規定にかかるわらず、同項第一号の規定による金額(第四項第一号に掲げる期間の月数が三百月未満であるときは、当該

金額に按分率を乗じて得た金額)とする。

2 特例による障害共済年金の準用国共済法第八十二条第一項第一号に掲げる金額の同項後段の規定による金額は、同項後段の規定にかかるわらず、同項後段の規定による金額に按分率を乗じて得た金額とする。

3 特例による障害共済年金に準用国共済法第八十三条第一項の規定により加算する加給年金額に相当する部分(第五項において「私学共済法の障害共済年金の配偶者加給」という。)の額は、同条第三項の規定にかかるわらず、同項の規定による金額に按分率を乗じて得た金額とする。

4 前三項の按分率は、第一号に掲げる期間の月数を同号から第三号までに掲げる期間の月数を合算した月数(第一項の場合にあっては、当該

合算した月数が三百月を超えるときは、三百月)で除して得た率とする。

5 特例による障害共済年金に係る私学共済法の障害共済年金の配偶者加給の額は、その額が準用国共済法第八十五条第四項の規定にかかるわらず、従前の私学共済法による障害共済年金に係る私学共済法の障害共済年金の配偶者加給の額より低いときは、第三項の規定にかかるわらず、従前の私学共済法による障害共済年金に係る私学共済法の障害共済年金の配偶者加給の額に相当する額とする。

6 第一项から第三項までの規定の適用を受けようとする者の被用者年金被保険者等であつた期間のうち私学共済加入者期間以外の期間については、社会保険府長官(当該私学共済加入者期間以外の期間が共済組合の組合員であつた期間であるときは、当該共済組合)の確認を受けたところによる。

(私学共済法の遺族共済年金の額の計算の特例)

第五十七条の規定により支給する遺族共済年金(特例による障害共済年金の受給権者が死亡したことにより支給する遺族共済年金を含む。以下この条において「特例による遺族共済年金」という。)の準用国共済法第八十九条第一項第一号の規定による金額は、同号の規定に

2 特例による遺族共済年金に加算する私学共済法の遺族共済年金の中高齢寡婦加算又は私学共済法の遺族共済年金の経過的寡婦加算の額は、准用国共済法第九十条又は私学共済法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる昭和六十年国共済改正法附則第二十八条第一項の規定にかかるわらず、これらの規定により加算する金額に、按分率を乗じて得た金額とする。

3 前二項の按分率は、第一号に掲げる期間の月数を同号から第三号までに掲げる期間の月数を合算した月数(第一項の場合にあっては、当該

合算した月数が三百月を超えるときは、三百月)で除して得た率とする。

4 第二項の規定による遺族共済年金の給付事由となつた死亡に係る者の被用者年金被保険者等であつた期間であつて政令で定めるものを合算したもの

2 特例による遺族共済年金の給付事由となつた死亡に係る者の被用者年金被保険者等であつた期間であつて政令で定めるものを合算したもの

3 当該特例による遺族共済年金の給付事由となつた死亡に係る者の合衆国保険期間であつて政令で定めるもの

4 第十五条の規定は私学共済法第四十八条の規定によりその例によることとされる昭和六十年国共済改正法附則第二十九条第一項の規定により特例による遺族共済年金に加算する額について、第十五条第一項及び第二項の規定は私

掲げる期間並びに二十歳に達した日の属する月の前月までの期間及び六十歳に達した日の属する月以後の期間その他の政令で定める期間を除く。)

とする。

月の前月までの期間及び六十歳に達した日の属する月以後の期間その他の政令で定める期間を除く。)

三 当該特例による障害共済年金の受給権者の合衆国保険期間であつて政令で定めるもの

特例による障害共済年金に係る私学共済法の障害共済年金の配偶者加給の額は、その額が準用国共済法第八十五条第四項の規定によりその例によることとされる昭和六十年国共済改正法附則第二十八条第一項の規定にかかるわらず、これらの規定により加算する金額に、按分率を乗じて得た金額とする。

3 前二項の按分率は、第一号に掲げる期間の月数を同号から第三号までに掲げる期間の月数を合算した月数(第一項の場合にあっては、当該

合算した月数が三百月を超えるときは、三百月)で除して得た率とする。

4 第二項の規定による遺族共済年金の給付事由となつた死亡に係る者の被用者年金被保険者等であつた期間であつて政令で定めるものを合算したもの

2 特例による遺族共済年金に加算する私学共済法の遺族共済年金の中高齢寡婦加算又は私学共済法の遺族共済年金の経過的寡婦加算の額は、准用国共済法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる昭和六十年国共済改正法附則第二十九条第一項の規定にかかるわらず、これらの規定により加算する金額に、按分率を乗じて得た金額とする。

3 前二項の按分率は、第一号に掲げる期間の月数を同号から第三号までに掲げる期間の月数を合算した月数(第一項の場合にあっては、当該

合算した月数が三百月を超えるときは、三百月)で除して得た率とする。

学共済法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる昭和六十年国共済改正法附則第二十九条第二項の規定により特例による遺族共済年金に加算する額について準用する。

5 前条第六項の規定は、第一項又は第二項の場合について準用する。

(私学共済法の退職共済年金の加給等の支給停止の特例)

第六十一条 私学共済法による退職共済年金又は障害共済年金の受給権者の配偶者がこの法律の規定により支給する退職・老齢又は障害を給付事由とする年金である給付であつて政令で定めるものを受けることができる場合における当該配偶者について加算する金額に相当する部分の支給の停止に関する必要な事項は、政令で定める。

(他の特例法の規定の適用を受ける私学共済法による長期給付等の額)

第六十二条 この法律の規定により支給する私学共済法による長期給付等の額は、他の特例法の規定により支給する私学共済法による長期給付等の法律の規定により支給する私学共済法による長期給付等と同一の給付事由に基づいて支給されるものに限る。)の額より低いときは、

この法律の規定にかかわらず、他の特例法の規定(二以上の他の特例法の規定に該当するときは、それぞれ計算した額のうち最も高いもの)により支給する私学共済法による長期給付等の額に相当する額とする。

第三節 不服申立てに関する特例等

(私学共済法の規定による審査請求の特例)

第六十三条 第十二条第四項、第二十四条第六項

(第二十五条第五項において準用する場合を含む)、第三十四条第六項(第三十五条第五項において準用する場合を含む)又は第四十六条第六項(第四十七条第五項において準用する場合を含む)の規定による私学共済加入者期間の確認に関する処分について不服がある者は、私学共済法の定めるところにより、日本私立学校振興・共済事業団の共済審査会に対して審査請求をすることができる。

2 第五十九条第六項(第六十条第五項において準用する場合を含む)以下この項において同じく)の場合において、私学共済加入者期間以外の期間に係る第五十九条第六項の規定による確認に関する処分についての不服を、当該期間に基づく私学共済法による長期給付等に関する処分についての不服の理由とすることができない。

二条第一項又は第五十五条第一項の規定により、同時に二以上の老齢厚生年金の加給、国共済法の退職共済年金の加給、地共済法の退職共済年金の加給又は私学共済法の退職共済年金の加給(以下この条において「老齢給付の加給」という)の支給を受けることができる者については、国家公務員共済組合法第七十九条第四項(私立学校教職員共済法第二十五条において準用する場合を含む)及び地方公務員等共済組合法第八十一条第五項の規定にかかわらず、その額が最も高い一の老齢給付の加給を支給し、その間、他の老齢給付の加給の支給を停止する。

この場合において、当該最も高い老齢給付の加給が二以上あるときは、共済年金各法の定めるところにより、その一の老齢給付の加給を支給し、その間、他の老齢給付の加給の支給を停止する。

2 前項の場合における私学共済法第三十六条第二項の規定による審査請求の期間の計算については、その経由した合衆国実施機関に審査請求書を提出し、又は行政不服審査法第十五条第一項及び第二項に規定する事項を口頭で陳述した時に審査請求があつたものとみなす。

(文部科学大臣の権限)

第六十五条 文部科学大臣は、協定及びこの法律を施行するため必要があると認めるときは、日本私立学校振興・共済事業団に対して、その業務に関し、監督上必要な命令をすることができる。

第十章 被用者年金各法の規定による給付に係る調整

二条第一項又は第五十六条第一項、第四十九条、第三十条第一項、第四十

2 被用者年金被保険者等でない間に特例初診日のある傷病による障害を有する者であつて、当該障害に係る障害認定日において二以上の被用者年金被保険者等であつた期間を有するもの(当該障害認定日がその一の期間中にある障害に係る者に限るものとし、前項の規定により同一の障害を支給事由とする被用者年金各法による年金たる給付の受給権を有するに至つた者を除く)は、当該一の期間のみを有するものとみなして、第二十一条第一項、第三十一条第一項、第四十三条第一項又は第五十六条第一項の規定を適用する。

3 被用者年金被保険者等でない間に特例初診日のある傷病による障害を有する者であつて、当該障害に係る障害認定日において二以上の被用者年金被保険者等であつた期間を有するもの(前二項の規定により同一の障害を支給事由とする被用者年金各法による年金たる給付の受給権を有するに至つた者を除く)は、当該障害認定日前の直近の被用者年金被保険者等の資格を喪失した日の前日における被用者年金被保険者等であつた期間のみを有するものとみなして、

第二十一条第一項、第三十一条第一項、第四十一条第一項又は第五十六条第一項の規定を適用するもの(当該特例初診日において、当該傷病以外の傷病による障害を支給事由とする被用者年金各法による年金たる給付の受給権を有する者に限る)は、当該年金たる給付に係る被用者年金被保険者等であつた期間のみを有するものとみなして、第二十一条第一項、第三十一条第一項、第四十三条第一項又は第五十六条第一項の規定を適用する。

3 被用者年金被保険者等でない間に特例初診日のある傷病による障害を有する者であつて、当該障害に係る障害認定日において二以上の被用者年金被保険者等であつた期間を有するもの(前二項の規定により同一の障害を支給事由とする被用者年金各法による年金たる給付の受給権を有するに至つた者を除く)は、当該障害認定日前の直近の被用者年金被保険者等の資格を喪失した日の前日における被用者年金被保険者等であつた期間のみを有するものとみなして、

第六十七条 被用者年金被保険者等でない間に特例初診日のある傷病による障害を有する者であつて、当該障害に係る障害認定日において二

以上の被用者年金被保険者等であつた期間を有するものとみなして、

第二十一条第一項、第三十一条第一項、第四十

三条第一項又は第五十六条第一項の規定を適用するものとみなして、

官報 (号外)

する。ただし、その者が当該障害を支給事由とする被用者年金各法による年金たる給付の受給権を有するに至らなかつた場合にあつては、その者を当該資格を喪失した日前の直近の資格を喪失した日の前日における被用者年金被保険者等であつた期間のみを有する者とみなして、これらの規定を適用するものとし、これによつても当該年金たる給付の受給権を有するに至らなかつた場合にあつても、同様とする。

(二)以上の被用者年金被保険者等であつた期間を有する者に係る遺族厚生年金等の支給要件の特例)

第六十八条 被用者年金被保険者等でない間に死亡した者(当該死亡した者の死亡した日が合衆国納付条件に該当する場合に限る。又は被用者年金被保険者等でない間に特例初診日がある傷病により当該特例初診日から起算して五年を経過する日前に死亡した者であつて、当該死亡した日において二以上の被用者年金被保険者等であつた期間を有するものは、当該死亡した日前の直近の被用者年金被保険者等の資格を喪失した日の前日における被用者年金被保険者等であつた期間のみを有するものとみなして、第十二条、第三十二条、第四十四条又は第五十七条の規定を適用する。ただし、その者の死亡を支給事由とする被用者年金各法による年金たる給付の受給権を有するに至る者がない場合にあつては、当該死亡した者を当該資格を喪失した日前の直近の資格を喪失した日の前日における被用者年金被保険者等であつた期間のみを有する者とみなして、これらの規定を適用するものとし、これによつても当該年金たる給付の受

するに至る者がない場合にあつても、

同様とする。

(遺族給付の中高齢寡婦加算等の支給の調整)

第六十九条 第十九条、第三十条第一項、第四十

二条第一項又は第五十五条第一項の規定によ

り、同時に同一の死亡を支給事由とする二以上の遺族厚生年金の中高齢寡婦加算、国共済法の遺族共済年金の中高齢寡婦加算、地共済法の遺

族共済年金の中高齢寡婦加算又は私学共済法の遺族共済年金の中高齢寡婦加算(以下この項において「遺族給付の中高齢寡婦加算」という。)の支給を受ける者は、国家公務員共

済組合法第九十三条第二項(私立学校教職員共

済法第二十五条において準用する場合を含む。)

及び地方公務員等共済組合法第九十九条の六第二項の規定にかかわらず、その額が最も高い一

の遺族給付の中高齢寡婦加算を支給し、その間、他の遺族給付の中高齢寡婦加算の支給を停止する。この場合において、当該最も高い遺族

給付の中高齢寡婦加算が二以上あるときは、共

済年金各法の定めるところにより、その一の遺族給付の中高齢寡婦加算を支給し、その間、他の遺族給付の中高齢寡婦加算の支給を停止す

る。

2 第十九条、第三十条第一項、第四十二条第一

項又は第五十五条第一項の規定により、同時に

同一の死亡を支給事由とする二以上の遺族厚生年金の経過的寡婦加算、国共済法の遺族共済年

金の経過的寡婦加算、地共済法の遺族共済年

金の経過的寡婦加算又は私学共済法の遺族共

済年金の経過的寡婦加算(以下この項において「遺族給付の経過的寡婦加算」という。)の支給を受け

ることができる者は、昭和六十年国共済改正法附則第二十八条第四項(私立学校教職員共済法

第四十八条の二の規定によりその例によることとされる場合を含む)及び昭和六十年地共済改

正法附則第二十九条第四項の規定にかかわら

ず、その額が最も高い一の遺族給付の経過的寡婦加算を支給し、その間、他の遺族給付の経過

的寡婦加算の支給を停止する。この場合におい

て、当該最も高い遺族給付の経過的寡婦加算が二以上あるときは、共済年金各法の定めること

により、その一の遺族給付の経過的寡婦加算を支給し、その間、他の遺族給付の経過的寡婦加算を支給を停止する。

第十一章 雜則

(国民年金法又は厚生年金保険法の規定による審査請求等の手続の特例)

第七十条 次に掲げる規定による審査請求又は再

審査請求は、社会保険審査官及び社会保険審査会法(昭和二十八年法律第二百六号)第五条第二

項(同法第三十二条第四項において準用する場合を含む。)の規定によるほか、合衆国年金等法

の規定により同種の請求を受理することとされている合衆国実施機関を経由してすることが

できる。

一 国民年金法第一百一条第一項

二 国民年金法附則第九条の三の二第五項

三 厚生年金保険法第九十条第一項

四 厚生年金保険法第九十一条

五 厚生年金保険法附則第二十九条第五項

2 前項の場合における社会保険審査官及び社会

保険審査会法第四条若しくは第三十二条第二項の規定による審査請求の期間又は同条第一項の

規定による審査請求の期間の計算について

は、その経由した合衆国実施機関に審査請求書

若しくは再審査請求書を提出し、又は口頭で陳述した時に、審査請求又は再審査請求があつたものとみなす。

(合衆国年金等法令による申請等)

第七十一条 合衆国年金等法令の規定により支給される年金たる給付その他の給付(第七十三条において「合衆国年金」という。)の申請その他の合衆国年金等法令において合衆国実施機関に対し

て行うこととされている申請又は申告(以下この項において「合衆国年金等法令による申請等」という。)を行おうとする者は、当該合衆国年金等法令による申請等に係る文書を日本国実施機

関(社会保険庁長官、国家公務員共済組合連合会又は共済組合等(国家公務員共済組合を除く。)に提出することができる。この場合において、当該日本国実施機関が当該文書を受理したときは、遅滞なく、当該文書を合衆国実施機関に送付するものとする。

2 合衆国年金等法令において合衆国実施機関に申し立てることとされている不服申立てを行おうとする者は、社会保険審査官若しくは社会保険審査会、国家公務員共済組合審査会、地方公務員共済組合審査会又は日本私立学校振興・共済事業団の共済審査会(以下この項において「審査機関」という。)にその旨の文書を提出することができる。この場合において、当該審査機関が当該文書を受理したときは、遅滞なく、当該文書を合衆国実施機関に送付するものとする。

(情報の提供等)

第七十二条 日本国実施機関又は社会保険審査官

若しくは社会保険審査会(次項において「日本側保有機関」という。)は、健康保険法、船員保険法、国民健康保険法、国民年金法又は被用者年金各法(以下この項において「日本側適用法令」という。)の被保険者若しくは被保険者であつた者、組合員若しくは組合員であつた者、加入者若しくは加入者であつた者又は国民年金法若しくは被用者年金各法第七十六条において「公的年金各法」という。)による年金たる給付の受給権者に関する情報であつてこの法律、日本側適用法令その他の関係法令の実施のために自らが保有するもの(以下この項において「保有情報」という。)を、保有情報の本人又はその遺族の権利義務に係る協定の規定の実施に必要な限度において、協定第一条第一項に規定する合衆国の権限のある当局又は合衆国実施機関(次項において「合衆国側保有機関」という。)に対して提供することができる。

2 日本側保有機関は、合衆国側保有機関から提供を受けた情報であつて個人に関するものについて、行政機関の保有する電子計算機処理に係る個人情報の保護に関する法律(昭和六十三年法律第九十五号)の規定によるほか、同法における個人に関する情報の保護の措置に準じて、個人に関する情報の安全の確保その他の必要な措置を講じなければならない。

(戸籍の無料証明)

第七十三条 市町村長(特別区の区長を含むものとし、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては、区長とする。)は、合衆国年金の受給権者に対して、当該市町村の条例で定めるところ

により、合衆国年金等法令の適用を受ける者、合衆国年金等法令の適用を受けたことがあらる者又は合衆国年金の受給権者であつて日本国籍を有するものの戸籍に關し、無料で證明を行うことができる。

(経過措置)

第七十四条 この法律に基づき政令を制定し、又は改廃する場合においては、政令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置を定めることができる。

四 附則第四十三条の規定 私立学校教職員共済法等の一部を改正する法律(平成十六年法律第号)の公布の日又は公布日のいづれか遅い日(施行日において六十五歳を超える者の老齢基礎年金等の支給に関する経過措置)

第五条 合法等の一部を改正する法律(平成十六年法律第号)の公布の日又は公布日のいづれか遅い日(施行日において六十五歳を超える者の老齢基礎年金等の支給に関する経過措置)

第三条 障害認定日が施行日前にある傷病に係る初診日において、合衆国保険期間を有する者であつて次の各号のいづれかに該当したものが、当該障害認定日において、当該傷病により国民年金法第三十条第二項に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態にあり、かつ、保険料納付済期間(昭和六十年国民年金等改正法附則第八条第九項の規定により保険料納付済期間とみなされたものを含む。次条及び附則第五条第一項において同じ。)又は保険料免除期間を有するときは、その者に、国民年金法第三十条第一項において同じ。)国民年金法第三十条第一項ただし書並びに昭和六十年国民年金等改正法附則第二十条第一項及び第二十一条の規定を参考して政令で定める受給資格要件に該当しない場合は、この限りでない。

一 国民年金法第三十条第一項各号のいづれかに該当した者であること。

二 当該初診日が、国民年金の被保険者でない者であること。

(施行期日)

第一条 この法律は、協定の効力発生の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 附則第三十八条及び第四十条の規定 公布の日(以下この条において「公布日」という。)

二 附則第四十一条の規定 国民年金法等の一

部を改正する法律(平成十六年法律第号)の公布の日又は公布日のいづれか遅い日(施行日において六十五歳を超える者の老齢基礎年金の受給権を有しないもの 昭和六十年国民年金等改正法附則第十五条第一項)

三 附則第四十二条の規定 国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律(平成十六年法律第号)の公布の日又は公布日のいづれか遅い日(施行日前の障害認定日において障害の状態にある者の障害基礎年金の支給に関する経過措置)

かつ、六十五歳を超える者であつて老齢基礎年金の受給権を有しないもの 昭和六十年国民年金等改正法附則第十五条第一項

(施行日前の障害認定日において障害の状態にある者の障害基礎年金の支給に関する経過措置)

第三条 障害認定日が施行日前にある傷病に係る初診日において、合衆国保険期間を有する者であつて次の各号のいづれかに該当したものが、当該障害認定日において、当該傷病により国民年金法第三十条第二項に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態にあり、かつ、保険料納付済期間(昭和六十年国民年金等改正法附則第八条第九項の規定により保険料納付済期間とみなされたものを含む。次条及び附則第五条第一項において同じ。)又は保険料免除期間を有するときは、その者に、国民年金法第三十条第一項において同じ。)国民年金法第三十条第一項ただし書並びに昭和六十年国民年金等改正法附則第二十条第一項及び第二十一条の規定を参考して政令で定める受給資格要件に該当しない場合は、この限りでない。

一 国民年金法第三十条第一項各号のいづれかに該当した者であること。

二 当該初診日が、国民年金の被保険者でない者であること。

三 第十四条第一項、第二項及び第四項の規定は前項の規定により支給する障害基礎年金の国民年金法第三十三条第一項又は第二項の規定による額について、第十四条第二項、第五項及び第

官報(号外)

六項の規定は当該障害基礎年金に同法第三十三條の二第一項の規定により加算する額について準用する。

3 前二項の規定は、同一の傷病による障害を支給事由とする年金たる給付であつて政令で定めるものの受給権を有する者については、適用しない。

4 第一項の規定による障害基礎年金の支給は、施行日の属する月の翌月から始めるものとする。

(初診日が昭和六十一年四月一日前にある傷病による障害等に係る障害基礎年金の支給)

第四条 疾病にかかり、若しくは負傷した日が昭和六十一年四月一日前にある傷病又は初診日が同日前にある傷病による障害(合衆国保険期間及び保険料納付済期間又は保険料免除期間を有する者に係るものに限る)に係るこの法律及び他の法令による障害基礎年金の支給要件又は額に関する規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

(施行日前の死亡に係る遺族基礎年金の支給に關する経過措置)

第五条 国民年金の被保険者又は被保険者であつた者であつて、合衆国保険期間及び保険料納付済期間又は保険料免除期間を有するものが、施行日前に死亡した場合であつて、当該死亡した日において次の各号のいずれかに該当したときは、その者の妻又は子に、国民年金法第三十七條の遺族基礎年金を支給する。ただし、当該国民年金の被保険者又は被保険者であつた者(第一号から第三号までのいずれかに該当する者に限る)が第九条第二項、同法第三十七条ただし

書並びに昭和六十年国民年金等改正法附則第二十条第二項及び第二十一条の規定を參照して政令で定める受給資格要件を満たさない場合又は当該妻若しくは子が当該死亡した日から施行日までの間において国民年金法第四十条に規定する遺族基礎年金の受給権の消滅事由を參照して政令で定める事由に該当した場合は、この限りでない。

4 第一項の規定による障害基礎年金の支給は、施行日の属する月の翌月から始めるものとする。

(昭和六十一年四月一日前の死亡等に係る遺族基礎年金の支給)

第六条 合衆国保険期間及び国民年金の被保険者

一 国民年金の被保険者であるとき。

二 国民年金の被保険者であつた者であつて、日本国内に住所を有し、かつ、六十歳以上六十五歳未満であるものであるとき。

三 国民年金の被保険者であつた者であつて、当該死亡した日が、国民年金の被保険者でない間にあり、かつ、合衆国納付条件に該当するものであるとき。

四 第八条第一項、国民年金法第二十六条ただし書及び附則第九条並びに昭和六十年国民年金等改正法附則第十二条の規定を參照して政令で定める受給資格要件を満たす者であると

第五条 第八条第一項の規定は、昭和六十年国民年金等改正法附則第三十一条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた昭和六十年国民年金等改正法第一条の規定による改正前の国民年金法(次条において「旧国民年金法」という。)による通算老齢年金について準用する。

第六条 旧国民年金法による障害年金(当該障害年金の受給権者に対して更に障害基礎年金を支給すべき事由が生じたことにより昭和六十年国民年金等改正法附則第二十六条第一項の規定が適用されるものを除く。)を受けることができる者であつて、国民年金法第三十四条第四項及び第三十六条第二項ただし書に規定するその他障害に係る初診日が合衆国納付条件に該当するものは、同法第三十四条第四項又は第三十六条第二項ただし書の規定の適用については、障害基礎年金の受給権者であつて、当該初診日におい

書並びに昭和六十年国民年金等改正法附則第二十条第二項及び第二十一条の規定を參照して政令で定める受給資格要件を満たさない場合又は当該妻若しくは子が当該死亡した日から施行日までの間において国民年金法第四十条に規定する遺族基礎年金の受給権の消滅事由を參照して政令で定める事由に該当した場合は、この限りでない。

5 第一項の規定による遺族基礎年金の支給は、施行日の属する月の翌月から始めるものとする。

(昭和六十一年四月一日前の死亡等に係る遺族基礎年金の支給)

第六条 合衆国保険期間及び国民年金の被保険者

一 国民年金の被保険者であるとき。

二 国民年金の被保険者であつた者であつて、日本国内に住所を有し、かつ、六十歳以上六十五歳未満であるものであるとき。

三 国民年金の被保険者であつた者であつて、当該死亡した日が、国民年金の被保険者でない間にあり、かつ、合衆国納付条件に該当するものであるとき。

四 第八条第一項、国民年金法第二十六条ただし書及び附則第九条並びに昭和六十年国民年金等改正法附則第十二条の規定を參照して政令で定める受給資格要件を満たさない場合は、第二十条第一項、同法第四十七条第一項ただし書並びに昭和六十年国民年金等改正法附則第六十四条第一項及び第六十五条の規定を參照して政令で定める受給資格要件を満たさない場合は、第二十条第一項、同法第四十七条第一項ただし書並びに昭和六十年国民年金等改正法附則第六十四条第一項及び第六十五条の規定を參照して政令で定める受給資格要件を満たさない場合は、この限りでない。

5 第一項の規定による通算老齢年金について準用する。

第六条 旧国民年金法による障害年金(当該障害年金の受給権者に対して更に障害基礎年金を支給すべき事由が生じたことにより昭和六十年国民年金等改正法附則第二十六条第一項の規定が適用されるものを除く。)を受けることができる者であつて、国民年金法第三十四条第四項及び第三十六条第二項ただし書に規定するその他障害に係る初診日が合衆国納付条件に該当するものは、同法第三十四条第四項又は第三十六条第二項ただし書の規定の適用については、障害基礎年金の受給権者であつて、当該初診日におい

て同法第三十条第一項第一号に該当する者であつたものとみなす。

(施行日前の障害認定日において障害の状態にあらわす者の障害厚生年金の支給に関する経過措置)

第九条 障害認定日が施行日前に該当する者が初診日において、合衆国保険期間を有する者であつて次の各号のいずれかに該当したものが、当該障害認定日において、当該傷病により厚生年金保険法第四十七条第二項に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態にあり、かつ、厚生年金保険の被保険者期間を有するときは、その者に、同条第一項の障害厚生年金を支給する。ただし、その者が、当該障害につき、第二十条第一項、同法第四十七条第一項ただし書並びに昭和六十年国民年金等改正法附則第六十四条第一項及び第六十五条の規定を參照して政令で定める受給資格要件を満たさない場合は、この限りでない。

二 当該傷病に係る初診日が、厚生年金保険の被保険者でない間にあり、かつ、合衆国納付条件に該当する者であること。

二 当該傷病に係る初診日が、厚生年金保険の被保険者でない間にあり、かつ、合衆国納付条件に該当する者であること。

2 第二十四条第一項、第四項及び第六項の規定は前項の規定により支給する障害厚生年金の厚生年金保険法第五十条第一項又は第二項の規定による額について、第二十四条第二項、第四項及び第六項の規定は前項の規定により支給する障害厚生年金の同法第五十条第三項の規定による額について、第二十四条第三項から第六項まで規定は前項の規定により支給する障害厚生年金に同法第五十条の二第一項の規定により加

算する額について準用する。

3 前二項の規定は、同一の障害を支給事由とする年金たる給付であつて政令で定めるものの受給権を有する者については、適用しない。

4 第一項の規定による障害厚生年金の支給は、施行日の属する月の翌月から始めるものとする。

(初診日が昭和六十一年四月一日前にある傷病による障害等に係る障害厚生年金の支給)

第十条 疾病にかかり、若しくは負傷した日が昭和六十一年四月一日前にある傷病又は初診日が同日前にある傷病による障害(合衆国保険期間及び厚生年金保険の被保険者期間を有する者に係るものに限る)に係るこの法律及び他の法令による障害厚生年金の支給要件又は額に関する規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

(施行日前の死亡に係る遺族厚生年金の支給に関する経過措置)

第十一條 厚生年金保険の被保険者又は被保険者であつた者であつて合衆国保険期間を有するものが、施行日前に死亡した場合であつて、当該死亡した日において次の各号のいずれかに該当したときは、その者の遺族に、厚生年金保険法第五十八条第一項の遺族厚生年金を支給する。ただし、当該厚生年金保険の被保険者又は被保険者であつた者(第一号から第三号までのいずれかに該当する者に限る)が第二十条第二項、同法第五十八条第一項ただし書並びに昭和六十一年国民年金等改正法附則第六十五条の規定を參照して政令で定める受給資格要件を満たさない場合又は当該遺族が当該

一号から第三号までのいずれかに該当し、かつ、同項第四号にも該当するときは、その遺族が遺族厚生年金の請求をしたときに別段の申出をした場合を除き、同項第一号から第三号までに該当した場合は、この限りでない。

一 厚生年金保険の被保険者(失踪の宣告を受けた厚生年金保険の被保険者であつた者であつて、行方不明となつた當時厚生年金保険の被保険者であつたものを含む。)であるとき。

二 厚生年金保険の被保険者であつた者であつて、当該死亡した日が、厚生年金保険の被保険者でない間にあり、かつ、合衆国納付条件に該当するものであるとき(前号に該当するときを除く。)

三 厚生年金保険の被保険者であつた者であつて、厚生年金保険の被保険者であつた間に初診日がある傷病又は厚生年金保険の被保険者でない間に特例初診日がある傷病により死亡し、かつ、当該初診日又は特例初診日から起算して五年を経過していないものであるとき(前二号に該当するときを除く。)

四 第十九条、厚生年金保険法第四十二条第二号及び附則第十四条並びに昭和六十一年国民年金等改正法附則第五十七条の規定を參照して政令で定める受給資格要件を満たす者であるとき。

5 第一項の規定により支給する遺族厚生年金額について、厚生年金保険法第六十二条第一項の規定を適用する場合においては、同項中「その権利を取得した當時」とあるのは、「当該遺族厚生年金の支給事由となつた死亡に係る死亡の日において」とする。

6 第一項の規定により支給する遺族厚生年金額について、昭和六十一年国民年金等改正法附則第七十三条第一項の規定を適用する場合においては、同項中「妻であつた者に限る」とあるのは、「妻であつた者であつて、当該厚生年金保険の被保険者又は被保険者であつた者の死亡の時三十歳以上であつたものに限る」とする。

7 第十九条(第一号から第五号までを除く。)の規定は、第一項第四号に該当することにより遺族厚生年金の支給を受けることができる者であつて、厚生年金保険法第六十二条第一項に規定する。

8 次の各号に掲げる額については、それぞれ当該各号に定める規定を準用する。

一 第一項第一号から第三号までのいずれかに該当することにより支給する遺族厚生年金の額に該当することにより支給する遺族厚生年金の額

4 第一項第一号から第三号までのいずれかに該当することにより支給することにより支給する遺族厚生年金の額に該当することにより支給する遺族厚生年金の額

5 第一項の規定により支給する遺族厚生年金額について、厚生年金保険法第六十二条第一項の規定を適用する場合においては、同項中「その権利を取得した當時」とあるのは、「当該遺族厚生年金の支給事由となつた死亡に係る死亡の日において」とする。

6 第一項の規定により支給する遺族厚生年金額について、昭和六十一年国民年金等改正法附則第七十三条第一項の規定を適用する場合においては、同項中「妻であつた者に限る」とあるのは、「妻であつた者であつて、当該厚生年金保険の被保険者又は被保険者であつた者の死亡の時三十歳以上であつたものに限る」とする。

7 第十九条(第一号から第五号までを除く。)の規定は、第一項第四号に該当することにより遺族厚生年金の支給を受けることができる者であつて、厚生年金保険法第六十二条第一項に規定する。

8 次の各号に掲げる額については、それぞれ当該各号に定める規定を準用する。

一 第一項第一号から第三号までのいずれかに該当することにより支給する遺族厚生年金の額に該当することにより支給する遺族厚生年金の額

9 前各項の規定は、同一の死亡を支給事由とする年金たる給付であつて政令で定めるものの支給を受けることができる者がある場合については、適用しない。

3 第一項の場合において、死亡した厚生年金保険の被保険者又は被保険者であつた者が同項第

2 厚生年金保険法第五十九条及び第五十九条の二並びに昭和六十一年国民年金等改正法附則第七十二条第二項の規定は、前項の場合について準用する。

3 第一項の場合において、死亡した厚生年金保険の被保険者又は被保険者であつた者が同項第

(号外) 報官

| |
|--|
| <p>10 第一項の規定による遺族厚生年金の支給は、施行日の属する月の翌月から始めるものとする。</p> <p>(昭和六十一年四月一日前の死亡等に係る遺族厚生年金の支給)</p> <p>第十二条 合衆国保険期間及び厚生年金保険の被保険者期間を有する者が昭和六十一年四月一日前に死亡した場合又は同日前に発した傷病により当該傷病に係る初診日から起算して五年を経過する日前に死亡した者その他の政令で定める者が施行日前に死亡した場合における遺族厚生年金の支給要件又は額に関する規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。</p> <p>(旧厚生年金保険法による保険給付の支給要件等の特例)</p> <p>第十三条 第十九条の規定は、昭和六十一年国民年金等改正法第三条の規定による改正前の厚生年金等改正法第三条及び次条において「旧厚生年金保険法(以下この条及び次条において「旧厚生年金保険法」という。)による次に掲げる保険給付について準用する。</p> <p>一 昭和六十一年国民年金等改正法附則第六十三条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧厚生年金保険法による老齢年金(次項において「旧厚生年金保険法による老齢年金」という。)</p> <p>二 昭和六十一年国民年金等改正法附則第六十三条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧厚生年金保険法による通算老齢年金</p> <p>三 昭和六十一年国民年金等改正法附則第六十三条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧厚生年金保険法による特例老齢年金</p> |
| <p>2 鹿年金</p> <p>前項の規定により支給する旧厚生年金保険法による老齢年金(旧厚生年金保険法第三十四条第一項第一号に掲げる額に相当する部分又は旧厚生年金保険法第四十三条第一項の規定により加算する加給年金額に相当する部分に限る。)の額については、第二十三条规定第一項及び第二項の規定を參照して政令で定めるところによる。</p> <p>第十四条 旧厚生年金保険法による障害年金(その権利を取得した当时から引き続き旧厚生年金保険法第一に定める一級又は二級に該当しない程度の障害の状態にある受給権者に係るもの)を除く。)を受けることができる者であつて、厚生年金保険法第五十二条第四項及び第五十四条第二項ただし書に規定するその他障害に係る傷病の初診日が合衆国納付条件に該当するものは、同法第五十二条第四項及び第五十四条第二項ただし書の規定の適用については、障害厚生年金の受給権者であつて、当該初診日において厚生年金保険の被保険者であつたものとみなす。</p> <p>(施行日前の障害認定日において障害の状態にある者の国共済法による障害共済年金の支給に関する経過措置)</p> <p>第十五条 障害認定日が施行日前にある傷病に係る特例初診日が国家公務員共済組合の組合員でない間にある者が、当該障害認定日において、該死亡した日が当該特例初診日から起算して五年を経過していないとき(前号に該当するときを除く。)。</p> <p>二 国家公務員共済組合の組合員でない間に特例初診日がある傷病により死亡し、かつ、当該死亡した日が当該特例初診日から起算して五年を経過していないとき(前号に該当するときを除く。)。</p> <p>三 第三十一条第一項、国共済法第八十八条第一項第四号及び昭和六十一年國共済改正法附則第十一条第一項から第三項までの規定を参照して政令で定める受給資格要件を満たすとき。</p> <p>2 国共済法第二条第一項第三号、第二項及び三項、第四十三条、第四十四条並びに第七十四条の五の規定は、前項の場合について準用する。</p> <p>3 第一項の場合において、死亡した国家公務員共済組合の組合員であつた者が同項第一号又は第二号に該当し、かつ、同項第三号にも該当するときは、その遺族が国共済法による遺族共済年金の請求をしたときに別段の申出をした場合</p> |
| <p>2 第一項の障害共済年金を支給する。</p> <p>第三十四条第一項、第四項及び第六項の規定は前項の規定により支給する障害共済年金の国共済法第八十二条第一項(後段を除く。)の規定による金額について、第三十四条第二項、第四項及び第六項の規定は前項の規定により支給する障害共済年金の国共済法第八十二条第一項第一号に掲げる金額の同項後段の規定により加算する金額の規定により支給する障害共済年金の国共済法第八十三条第一項の規定により計算する金額について準用する。</p> <p>3 前二項の規定は、同一の障害を給付事由とする年金である給付であつて政令で定めるものに受給権を有する者については、適用しない。</p> <p>4 第一項の規定による障害共済年金の支給は、施行日の属する月の翌月から始めるものとする。</p> <p>(初診日が昭和六十一年四月一日前にある傷病による障害等に係る国共済法による障害共済年金の支給)</p> <p>第十六条 病気にかかり、若しくは負傷した日が昭和六十一年四月一日前にある傷病又は初診日が同日前にある傷病による障害(合衆国保険期間及び国共済組合員期間を有する者に係るものに限る。)に係るこの法律及び他の法令による国共済法による障害共済年金の支給要件又は額に関する規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。</p> <p>(施行前の死亡に係る国共済法による遺族共済年金の支給に関する経過措置)</p> <p>第十七条 国家公務員共済組合の組合員であつた者であつて合衆国保険期間を有するものが、施行前に死亡した場合であつて、当該死亡した日ににおいて次の各号のいずれかに該当したときは(当該死亡した日において国家公務員共済組合の組合員であつた場合を除く。)は、その者の遺族に、国共済法第八十八条第一項の遺族共済年金を支給する。ただし、当該遺族が当該死亡した日から施行日までの間において国共済法第九十三条の二に規定する遺族共済年金の受給権の消滅事由を參照して政令で定める事由に該当した場合には、この限りでない。</p> <p>一 当該死亡した日が合衆国納付条件に該当するとき。</p> |
| <p>2 第一項の障害共済年金を支給する。</p> <p>第三十四条第一項、第四項及び第六項の規定は前項の規定により支給する障害共済年金の国共済法第八十二条第一項(後段を除く。)の規定による金額について、第三十四条第二項、第四項及び第六項の規定は前項の規定により支給する障害共済年金の国共済法第八十二条第一項第一号に掲げる金額の同項後段の規定により加算する金額の規定により支給する障害共済年金の国共済法第八十三条第一項の規定により計算する金額について準用する。</p> <p>3 前二項の規定は、同一の障害を給付事由とする年金である給付であつて政令で定めるものに受給権を有する者については、適用しない。</p> <p>4 第一項の規定による障害共済年金の支給は、施行日の属する月の翌月から始めるものとする。</p> <p>(初診日が昭和六十一年四月一日前にある傷病による障害等に係る国共済法による障害共済年金の支給)</p> <p>第十六条 病気にかかり、若しくは負傷した日が昭和六十一年四月一日前にある傷病又は初診日が同日前にある傷病による障害(合衆国保険期間及び国共済組合員期間を有する者に係るものに限る。)に係るこの法律及び他の法令による国共済法による障害共済年金の支給要件又は額に関する規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。</p> <p>(施行前の死亡に係る国共済法による遺族共済年金の支給に関する経過措置)</p> <p>第十七条 国家公務員共済組合の組合員であつた者であつて合衆国保険期間を有するものが、施行前に死亡した場合であつて、当該死亡した日ににおいて次の各号のいずれかに該当したときは(当該死亡した日において国家公務員共済組合の組合員であつた場合を除く。)は、その者の遺族に、国共済法第八十八条第一項の遺族共済年金を支給する。ただし、当該遺族が当該死亡した日から施行日までの間において国共済法第九十三条の二に規定する遺族共済年金の受給権の消滅事由を參照して政令で定める事由に該当した場合には、この限りでない。</p> <p>一 当該死亡した日が合衆国納付条件に該当するとき。</p> |

を除き、同項第一号又は第二号のみに該当するものとし、同項第三号には該当しないものとする。

4

第一項第一号又は第二号に該当することにより支給する遺族共済年金は国共済法第八十八条第一項第一号から第三号までのいずれかに該当することにより支給する遺族共済年金と、第一項第三号に該当することにより支給する遺族共済年金は同条第一項第四号に該当することにより支給する遺族共済年金とみなす。

5

第三十条第一項(第一号から第三号までを除く。)の規定は、第一項第三号に該当することにより遺族共済年金の支給を受けることができる者であつて、国共済法第九十条に規定する国共済法の遺族共済年金の中高齢寡婦加算の加算の資格要件又は昭和六十年国共済改正法附則第十八条第一項に規定する国共済法の遺族共済年金の経過的寡婦加算の加算の資格要件である期間を満たさないものについて準用する。

6 次の各号に掲げる額については、それぞれ当該各号に定める規定を準用する。

一 第一項第一号又は第二号に該当することにより支給する遺族共済年金の国共済法第八十九条第一項第一号の規定による額 第三十五条第一項、第三項及び第五項

二 第一項第一号又は第二号に該当することにより支給する遺族共済年金に加算する国共済法の遺族共済年金の中高齢寡婦加算又は国共済法の遺族共済年金の経過的寡婦加算の額 第三十五条第二項、第三項及び第五項

三 第一項第三号に該当することにより支給す

る遺族共済年金に加算する国共済法の遺族共済年金の中高齢寡婦加算又は国共済法の遺族共済年金の経過的寡婦加算の額 第三十三条

第一項及び第二項

四 第一項の規定により支給する遺族共済年金に昭和六十年国共済改正法附則第二十九条第一項の規定により加算する額に相当する部分

の額 第十五条

五 第一項の規定により支給する遺族共済年金に昭和六十年国共済改正法附則第二十九条第二項の規定により加算する額に相当する部分

の額 第十五条第一項及び第二項

6 前各項の規定は、同一の死亡を給付事由とする年金である給付であつて政令で定めるもの支給を受けることができる者がある場合については、適用しない。

7 第一項の規定による遺族共済年金の支給は、施行日の属する月の翌月から始めるものとす

る。(昭和六十一年四月一日前にある傷病の状態による障害認定日において障害の状態に

ある者との地共済法による障害共済年金の支給に係る特例初診日が地方公務員共済組合の組合員でない間にある者が、当該障害認定日において、地共済組合員期間を有し、かつ、当該病

害等級に該当する程度の障害の状態にあるときは、その者に、同条第一項の障害共済年金を支給する。

8 第一項の規定による遺族共済年金の支給は、施行日の属する月の翌月から始めるものとす

る。(昭和六十一年四月一日前にある傷病の状態による障害認定日において障害の状態に

ある者との地共済法による障害共済年金の支給に

係る特例初診日が地方公務員共済組合の組合員でない間にある者が、当該障害認定日において、地共済組合員期間を有する者に係るものに限る。)に係るこの法律及び他の法令による

地共済法による障害共済年金の支給要件又は額

に関する規定の適用に關し必要な事項は、政令

で定める。

(施行日前の死亡に係る地共済法による遺族共

支給の規定による経過措置)

第二十一条 障害認定日が施行日前にある傷病に

ある者との地共済法による障害共済年金の支給に

係る特例初診日が地方公務員共済組合の組合員

でない間にある者が、当該障害認定日において、地共済組合員期間を有する者に係るものに限る。)

第二十二条 病氣にかかり、若しくは負傷した日が昭和六十一年四月一日前にある傷病による障害等に係る地共済法による障害共済年金の支給

4 第一項の規定による障害共済年金の支給は、施行日の属する月の翌月から始めるものとす

る。

(初診日が昭和六十一年四月一日前にある傷病

による障害等に係る地共済法による障害共済年

金の支給)

第二十三条 地方公務員共済組合の組合員であつた者であつて合衆国保険期間を有するものが、施行日前に死亡した場合であつて、当該死亡した日において次の各号のいずれかに該当したとき(当該死亡した日において地方公務員共済組合の組合員であつた場合を除く。)は、その者の遺族に、地共済法第九十九条第一項の遺族共済年金を支給する。ただし、当該遺族が当該死亡した日から施行日までの間ににおいて地共済法第

四十六条第二項、第三項及び第五項

九十九条の七に規定する遺族共済年金の受給権

規定により支給する障害共済年金に地共済法第八十八条第一項の規定により加算する額について準用する。

3

前二項の規定は、同一の障害を給付事由とする年金である給付であつて政令で定めるものの受給権を有する者については、適用しない。

4 第一項の規定による障害共済年金の支給は、施行日の属する月の翌月から始めるものとす

る。

(初診日が昭和六十一年四月一日前にある傷病

による障害等に係る地共済法による障害共済年

金の支給)

第二十四条 地方公務員共済組合の組合員であつた者であつて合衆国保険期間を有するものが、施行日前に死亡した場合であつて、当該死亡した日において次の各号のいずれかに該当したとき(当該死亡した日において地方公務員共済組合の組合員であつた場合を除く。)は、その者の遺族に、地共済法第九十九条第一項の遺族共済年金を支給する。ただし、当該遺族が当該死亡した日から施行日までの間ににおいて地共済法第

四十六条第二項、第三項及び第五項

九十九条の七に規定する遺族共済年金の受給権

の消滅事由を参照して政令で定める事由に該当した場合については、この限りでない。

一 当該死亡した日が合衆国納付条件に該当するとき。

二 地方公務員共済組合の組合員でない間に特例初診日がある傷病により死亡し、かつ、当該死亡した日が当該特例初診日から起算して五年を経過していないとき(前号に該当するときを除く。)。

三 第四十二条第一項、地共済法第九十九条第一項並びに昭和六十年地共済改正法附則第十三条第一項、第三項及び第四項の規定を参照して政令で定める受給資格要件を満たすとき。

2 地共済法第二条第一項第三号、第二項及び第三項、第四十五条、第四十六条並びに第七十六条の五の規定は、前項の場合について準用する。

3 第一項の場合において、死亡した地方公務員共済組合の組合員であった者が同項第一号又は第一号に該当し、かつ、同項第三号にも該当するときは、その遺族が地共済法による遺族共済年金の請求をしたときに別段の申出をした場合を除き、同項第一号又は第二号のみに該当するものとし、同項第三号には該当しないものとする。

4 第一項第一号又は第二号に該当することにより支給する遺族共済年金は地共済法第九十九条第一号から第三号までのいずれかに該当することにより支給する遺族共済年金と、第一項第三号に該当することにより支給する遺族共済年金は同条第一項第四号に該当することによ

り支給する遺族共済年金とみなす。

5 第四十二条第一項(第一号から第三号までを除く。)の規定は、第一項第三号に該当することにより遺族共済年金の支給を受けることができることにより地共済法の遺族共済年金の中高齢寡婦加算の資格要件又は昭和六十年地共済改正法附則第二十九条第一項に規定する地共済法の遺族共済年金の経過的寡婦加算の加算の資格要件である期間を満たさないものについて準用する。

6 次の各号に掲げる額については、それぞれ当該各号に定める規定を準用する。

一 第一項第一号又は第二号に該当することにより支給する遺族共済年金の地共済法第九十九条の二第一項第一号の規定による額 第四十七条第一項、第三項及び第五項

二 第一項第一号又は第二号に該当することにより支給する遺族共済年金に加算する地共済法の遺族共済年金の中高齢寡婦加算の額 第四十七条第二項、第三項及び第五項

三 第一項第三号に該当することにより支給する遺族共済年金に加算する地共済法の遺族共済年金の経過的寡婦加算の額 第四十五条

四 第一項の規定により支給する遺族共済年金に昭和六十年地共済改正法附則第三十条第一項の規定により加算する額に相当する部分の額 第十五条

に昭和六十年地共済改正法附則第三十条第二項の規定により加算する額に相当する部分の額 第十五条第一項及び第二項

7 前各項の規定は、同一の死亡を給付事由とする年金である給付であつて政令で定めるものの支給を受けることができる者がある場合については、適用しない。

8 第一項の規定による遺族共済年金の支給は、施行日の属する月の翌月から始めるものとする。(昭和六十一年四月一日前の死亡に係る地共済法による遺族共済年金の支給)

第二十四条 合衆国保険期間及び地共済組合員期間を有する者が昭和六十一年四月一日前に死亡した場合における地共済法による遺族共済年金の支給要件又は額に関する規定の適用に関する必要な事項は、政令で定める。

(地共済法の規定による審査請求の手続の特例に係る経過措置)

第二十五条 地共済法の規定による処分のうち施行日前に行われたものに対する地共済法第百七十七条第一項の規定による審査請求については、第五十一条の規定は、適用しない。

(施行日の前日において私立学校教職員共済法(以下この条から附則第三十一条までにおいて「私学共済法」という。)の長期給付に関する規定の適用を受ける私学共済制度の加入者が、第五十四条第一項の規定によりその適用を受けない私学共済制度の加入者となつたときは、私学共済法の長期給付に関する規定の適用

については、施行日の前日に退職(私学共済法第二十五条において準用する国家公務員共済組合法(次条及び附則第二十九条において「準用国共済法」という。)第二条第一項第四号に規定する退職をいう。)をしたものとみなす。

(施行日前の障害認定日において障害の状態にある者の私学共済法による障害共済年金の支給に関する経過措置)

第二十七条 障害認定日が施行日前にある傷病に係る特例初診日が私学共済制度の加入者でない間にある者が、当該障害認定日において、私学共済加入者期間を有し、かつ、当該傷病により準用国共済法第八十二条第一項に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態にあるときは、その者に、同条第一項の障害共済年金を支給する。

第二十八条 第五十九条第一項、第四項及び第六項の規定は前項の規定により支給する障害共済年金の準用国共済法第八十二条第一項(後段を除く。)の規定による金額について、第五十九条第二項、第四項及び第六項の規定は前項の規定により支給する障害共済年金の準用国共済法第八十二条第一項第一号に掲げる金額の同項後段の規定による金額について、第五十九条第三項から第六項までの規定は前項の規定により支給する障害共済年金に準用国共済法第八十三条第一項の規定により加算する金額について準用する。

3 前二項の規定は、同一の障害を給付事由とする年金である給付であつて政令で定めるものに受給権を有する者については、適用しない。

4 第一項の規定による障害共済年金の支給は、施行日の属する月の翌月から始めるものとす

(初診日が昭和六十一年四月一日前にある傷病による障害等に係る私学共済法による障害共済年金の支給)

第二十八条 病気により、若しくは負傷した日が昭和六十一年四月一日前にある傷病又は初診日が同日前にある傷病による障害(合衆国保険期間及び私学共済加入者期間を有する者に係るものに限る。)に係るこの法律及び他の法令による私学共済法による障害共済年金の支給要件又は額に関する規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

(施行日前の死亡に係る私学共済法による遺族共済年金の支給に関する経過措置)

第二十九条 私学共済制度の加入者であつた者であつて合衆国保険期間を有するものが、施行日前に死亡した場合であつて、当該死亡した日において次の各号のいずれかに該当したとき(当該死亡した日において私学共済制度の加入者であつた場合を除く。)は、その者の遺族に、準用国共済法第八十八条第一項の遺族共済年金を支給する。ただし、当該遺族が当該死亡した日から施行日までの間において準用国共済法第九十三条の二に規定する遺族共済年金の受給権の消滅事由を参照して政令で定める事由に該当した場合については、この限りでない。

一 当該死亡した日が合衆国納付条件に該当するとき。

二 私学共済制度の加入者でない間に特例初診日がある傷病により死亡し、かつ、当該死亡した日が当該特例初診日から起算して五年を経過していないとき(前号に該当するときを除く。)。

三

第五十五条第一項、準用国共済法第八十八条第一項第四号及び私学共済法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる昭和六十一年四月一日前に死亡した者に係る私学共済法の遺族共済年金の中高齢寡婦加算の加算の資格要件又は私学共済法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる昭和六十一年四月一日前に死亡した者に係る私学共済法の遺族共済年金の中高齢寡婦加算の支給を受けることができる者であつて、準用国共済法第九十条に規定する私学共済法第四十八条の二の規定により加算する額に相当する部分の額 第十五条第一項及び第二項

定する私学共済法の遺族共済年金の経過的寡婦加算の加算の資格要件である期間を満たさないものについて準用する。

6 次の各号に掲げる額については、それぞれ当該各号に定める規定を準用する。

一 第一項第一号又は第二号に該当することにより支給する遺族共済年金の準用国共済法第八十九条第一項第一号の規定による額 第六十一条第一項、第三項及び第五項

支給を受けることができる者がある場合については、適用しない。

8 第一項の規定による遺族共済年金の支給は、施行日の属する月の翌月から始めるものとする。

(昭和六十一年四月一日前の死亡に係る私学共済法による遺族共済年金の支給)

第三十条 合衆国保険期間及び私学共済加入者期間を有する者が昭和六十一年四月一日前に死亡した場合における私学共済法による遺族共済年金の支給要件又は額に関する規定の適用に関する事項は、政令で定める。

(昭和六十一年四月一日前の死亡に係る私学共済法による遺族共済年金の支給)

第三十一条 合衆国保険期間及び私学共済加入者期間を有する者が昭和六十一年四月一日前に死亡した場合における私学共済法による遺族共済年金の支給要件又は額に関する規定の適用に関する事項は、政令で定める。

(私学共済法の規定による審査請求の手続の特例に係る経過措置)

第三十二条 私学共済法の規定による処分のうち施行日前に行われたものに対する私学共済法第三十六条第一項の規定による審査請求については、第六十四条の規定は、適用しない。

(旧船員保険法による老齢年金等の支給要件等の特例)

第三十三条 合衆国保険期間及び昭和六十一年国民年金等改正法第五条の規定による改正前の船員保険法(以下この条及び次条において「旧船員保険法」という。)による船員保険の被保険者であつた期間を有し、かつ、旧船員保険法又は昭和六十一年国民年金等改正法附則第七条の規定による改正前の船員保険法の一部を改正する法律(昭和四十年法律第百五号。以下この項において「旧船員保険一部改正法」という。)による保険給付のうち次に掲げるものの支給要件に関する規定であつて政令で定めるもの(以下この項

3 第一項の場合において、死亡した私学共済制度の加入者であつた者が同項第一号又は第二号に該当し、かつ、同項第三号にも該当するときは、その遺族が私学共済法による遺族共済年金の請求をしたときに別段の申出をした場合を除き、同項第一号又は第二号のみに該当するものとし、同項第三号には該当しないものとする。

4 第一項第一号又は第二号に該当することにより支給する遺族共済年金は準用国共済法第八十八条第一項第二号から第三号までのいずれかに該当することにより支給する遺族共済年金と、第一項第一号又は第二号に該当することにより支給する遺族共済年金は同項第一項第四号に該当することにより支給する遺族共済年金とみなす。

5 第五十五条第一項(第一号から第三号まで)を第一項第三号に該当することにより支給する遺族共済年金は同条第一項第四号に該当することにより支給する遺族共済年金とみなす。

6 第一項の規定により支給する遺族共済年金に私学共済法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる昭和六十一年四月一日前に死亡した者に係る私学共済法第四十八条の二の規定により加算する額に相当する部分の額 第十五条第一項

7 第一項の規定により支給する遺族共済年金に私学共済法第四十八条の二の規定により加算する額に相当する部分の額 第十五条第一項及び第二項

前各項の規定は、同一の死亡を給付事由とする年金である給付であつて政令で定めるものの

において「支給要件規定」という。)に規定する当該保険給付の受給資格要件たる期間を満たさない者について、当該支給要件規定(その者が当該支給要件規定に規定する旧船員保険法又は旧船員保険一部改正法による保険給付の受給資格要件たる期間を満たさないものに限る。)を適用する場合においては、その者の合衆国保険期間であつて政令で定めるものを、昭和六十年国民年金等改正法附則第八十六条第一項の規定によりその効力を有するものとされた昭和六十年国民年金等改正法附則第八十六条第一項の規定による廃止前の通算年金通則法(昭和三十六年法律第百八十一号)による通算対象期間その他の政令で定める期間に算入する。

一 昭和六十年国民年金等改正法附則第八十六条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧船員保険法による老齢年金(第三項において「旧船員保険法による老齢年金」という。)

二 昭和六十年国民年金等改正法附則第八十六条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧船員保険法による通算老齢年金

三 昭和六十年国民年金等改正法附則第八十六条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧船員保険一部改正法による特例老齢年金

前項の規定により支給する老齢年金(旧船員保険法第三十五条第一号に規定する額に相当する部分又は旧船員保険法第三十六条第一項の規定により加給する額に相当する部分に限る。)の額は、同号又は同項の規定にかわらず、同号

の規定による額又は同項の規定による額に期間

比率を乗じて得た額とする。

3 前項の期間比率は、旧船員保険法による老齢年金の受給権者の船員保険の被保険者であつた期間であつて政令で定めるものの月数を、百八十で除して得た率とする。

第三十三条 旧船員保険法による障害年金のうち職務外の事由によるもの(その権利を取得した

に定める一級又は二級に該当しない程度の障害の状態にある受給権者に係るもの(それを除く。)を受けることができる者であつて、厚生年金保険法第五十二条第四項及び第五十四条第一項ただし書に規定するその他障害に係る傷病の初診日が

合衆国納付条件に該当するものは、同法第五十二条第四項及び第五十四条第二項ただし書の規定の適用については、障害厚生年金の受給権者であつて、当該初診日において厚生年金保険の被保険者であったもののみなす。

(二以上の被用者年金被保険者等であつた期間を有する者に係る障害厚生年金等の支給要件の特例に関する経過措置)

第三十四条 被用者年金被保険者等でない間に特例初診日のある傷病による障害(当該障害に係る障害認定日が施行日前にあるものに限る。)を有する者であつて、当該障害認定日において、

当該障害を支給事由とする被用者年金各法による年金たる給付の受給資格要件たる障害等級に該当する程度の障害の状態にあり、かつ、二以上

の被用者年金被保険者等であつた期間を有す

るものについては、第六十七条中「第二十一条

第一項、第三十一条第一項、第四十三条第一項

の規定による額又は同項の規定による額に期間

比率を乗じて得た額とする。

第三十五条 被用者年金被保険者等でない間に死亡した者当該死亡した者の死亡した日が合衆国納付条件に該当する場合に限る。)又は被用者年金被保険者等でない間に特例初診日がある傷病により当該特例初診日から起算して五年を経過する日前に死亡した者であつて、当該死亡した日において二以上の被用者年金被保険者等であつた期間を有するもの(当該死亡した日が施行日前にあるものに限る。)については、第六十八条中「第二十二条、第三十二条第四十四条又は第五十七条」とあるのは、「附則第十一條、

第十七条、第二十三条又は第二十九条」と読み替えて同条の規定を準用する。

(遺族給付の中高齢寡婦加算等の支給の調整に

関する経過措置)

第三十六条 第六十九条第一項の規定は、附則第十一條第一項第四号、第十七條第一項第三号、

第三十七条 国民年金法又は厚生年金保険法による処分のうち施行日前に行われたものに対する第七十条第一項各号に掲げる規定による審査請求又は再審査請求については、同項の規定は、適用しない。

(その他の経過措置の政令への委任)

第三十八条 この附則に規定するもののか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(社会保障に関する日本国とドイツ連邦共和国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律の一部改正)

第三十九条 社会保障に関する日本国とドイツ連邦共和国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律の一部を次のように改正する。

二二二条を「第十二条」に、「第一条」を「第三十二条」に、「第二十二条」に、「第三十二条」を「第三十二条の二」に、「第四十二条」を「第四十二条の二」に、「第五十四条」を「第五十四条の二」に改める。

一項第四号、第十七条第一項第三号、第二十三

条第一項第三号又は第二十九条第一項第三号に該当することにより、同時に同一の死亡を支給事由とする二以上の遺族厚生年金の中高齢寡婦加算、國共済法の遺族共済年金の中高齢寡婦加算又は私学共済法の遺族共済年金の中高

齢寡婦加算の支給を受けることができる者につ

いて準用する。

二二二条を「第十二条」に、「第一条」を「第三十二条」に、「第二十二条」に、「第三十二条」を「第三十二条の二」に、「第四十二条」を「第四十二条の二」に、「第五十四条」を「第五十四条の二」に改める。

第三条第一項中「二十歳以上六十歳未満である」を削る。

第六条第二項中「関し、」の下に「それぞれ」を加える。

第十条第一項中「この条及び次条」を「¹」の条、次条及び第十二条に改める。

第十二条第一項中「次項」の下に「及び第三項」を加え、「第三十九条第一項」を削り、同条第三項に三項中「¹」の下に「及び特例による遺族基礎年金に同法第三十九条第一項の規定により加算する額に相当する部分」を加える。

第二章第二節第一款中第十二条の次に次の二条を加える。

(他の特例法の規定の適用を受ける国民年金法による給付等の額)

第十二条の二 この法律の規定により支給する国民年金法による給付等(国民年金法による給付又は給付に相当する額に相当する部分をいう。以下この条において同じ。)の額は、社会保障に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律(平成十六年法律第二号)その他の政令で定める法律(以下「他の特例法」という。)の規定により支給する国民年金法による給付等(この法律の規定により支給する国民年金法による給付等と同一の支給事由に基づいて支給されるものに限る。)の額より低いときは、この法律の規定にかかるわらず、他の特例法の規定(二以上の他の特例法の規定に該当するときは、それぞれ計算した額のうち最も高いもの)により支給する国民年金法による給付等の額に相当する額とす

る。

第十五条中「のうち次に掲げるもの(以下「厚生年金保険法による保険給付等」という。)」を「(以下「厚生年金保険法による保険給付等」という。)のうち次に掲げるもの」に、「この項」を「この条」に改め、同条第五号中「他の法令において準用し、又は例による」を「同法及び他の法令において準用する」に改める。

第十九条次の二条を加える。

5 厚生年金保険法附則第十三条の四第三項の規定による老齢厚生年金の受給権を有し、かつ、同条第七項の規定により読み替えられた同法第四十四条第一項の規定及び第十五条の規定により支給する老齢厚生年金の加給の受給権を有する者が六十五歳に達したときは、

第三項の規定にかかわらず、その者の六十五歳に達した日の属する月における厚生年金保険の被保険者であつた期間を当該老齢厚生年金の加給の額の計算の基礎とするものとし、六十五歳に達した日の属する月の翌月から、当該老齢厚生年金の加給の額を改定する。

5 国共済法附則第十二条の六の二第三項の規定による退職共済年金の受給権を有し、かつ、同条第八項の規定により読み替えられた国共済法第七十八条第一項の規定及び第二十

五条第一項の規定により支給する国共済法の退職共済年金の加給の受給権を有する者が六十五歳に達したときは、第三項の規定にかかわらず、その者の六十五歳に達した日の翌日の属する月の前月までの国共済組合員期間を算定の基礎として、当該国共済法の退職共済

年金の加給の額を改定する。

第三章第二節第二款中第二十二条の次に次の二条を加える。

(他の特例法の規定の適用を受ける厚生年金保険法による保険給付等の額)

第二十二条の二 この法律の規定により支給する厚生年金保険法による保険給付等の額は、

他の特例法の規定により支給する厚生年金保険法による保険給付等(この法律の規定によ

り支給する厚生年金保険法による保険給付等と同一の支給事由に基づいて支給されるものに限る。)の額より低いときは、この法律の規定にかかわらず、他の特例法の規定に該当するときは、それ計算した額のうち最も高いものにより支給する厚生年金保険法による保険給付等の額に相当する額とする。

第二十二条第一項中「第五十二条第四項」を「又は第五十二条第四項」に改め、「又は第六十三条第四項(第六十四条第五項において準用する場合を含む。)」を削り、同条第二項中「保険給付」の下に「等」を加える。

第二十五条第一項中「のうち次に掲げるもの(以下「国共済法による長期給付等」という。)」を「(以下「国共済法による長期給付等」という。)のうち次に掲げるもの」に改める。

第二十八条次の二条を加える。

5 国共済法附則第十二条の六の二第三項の規定による退職共済年金の受給権を有し、かつ、同条第八項の規定により読み替えられた同法第五十二条第四項(第六十四条第五項)を「又は第五十二条第五項において準用する場合を含む。」又は第六十三条第四項(第六十四条第五項)を「又は第五十二条第四項(第五十二条第四項(第五十三条第五項において準用する場合を含む。)又は第六十三条第四項(第六十四条第五項)を「又は第五十二条第五項において準用する場合を含む。」)」に改め、同条第二項中「長期給付」の下に「等」を加える。

第三十六条第一項中「のうち次に掲げるもの(以下「地共済法による長期給付等」という。)」を「(以下「地共済法による長期給付等」という。)のうち次に掲げるもの」に改め、同項第三号中「(他の法令において準用する場合を含む。)」を削る。

第三十九条次の二条を加える。

5 地共済法附則第二十四条の二第三項の規定による退職共済年金の受給権を有し、かつ、同条第八項の規定により読み替えられた地共

一条を加える。

(他の特例法の規定の適用を受ける国共済法による長期給付等の額)

第三十二条の二 この法律の規定により支給する国共済法による長期給付等の額は、他の特例法の規定により支給する国共済法による長期給付等と同一の給付事由に該当するときは、その特例法の規定(二以上の他の特例法の規定にかかわらず、他の特例法の規定により支給する国共済法による長期給付等の額より低いときは、この法律の規定にかかわらず、他の特例法の規定により支給する国共済法に

基づいて支給されるものに限る。)の額より低いときは、この法律の規定にかかわらず、他の特例法の規定(二以上の他の特例法の規定に該当するときは、それ計算した額のうち最も高いもの)により支給する国共済法に

基づいて支給されるものに限る。)の額により支給する国共済法による長期給付等の額とする。

第三十三条第一項中「第五十二条第四項」を「又は第六十三条第四項(第六十四条第五項において準用する場合を含む。)」に改め、同条第二項中「長期給付」の下に「等」を加える。

第三十四条第一項中「のうち次に掲げるもの(以下「地共済法による長期給付等」という。)」を「(以下「地共済法による長期給付等」という。)のうち次に掲げるもの」に改め、同項第三号中「(他の法令において準用する場合を含む。)」を削る。

第三十九条次の二条を加える。

5 地共済法附則第二十四条の二第三項の規定

による退職共済年金の受給権を有し、かつ、同条第八項の規定により読み替えられた地共

一項の規定により支給する地共済法の退職共済年金の加給の受給権を有する者が六十五歳に達したときは、第三項の規定にかかわらず、その者の六十五歳に達した日の翌日の属する月の前月までの地共済組合員期間を算定の基礎として、当該地共済法の退職共済年金の加給の額を改定する。

第四十一条第三項中「第二項」を「から第三項まで」に改める。

第五章第二節第二款中第四十二条の次に次の二条を加える。

(他)の特例法の規定の適用を受ける地共済法による長期給付等の額

第四十二条の二 この法律の規定により支給する地共済法による長期給付等の額は、他の特例法の規定により支給する地共済法による长期給付等(この法律の規定により支給する地共済法による长期給付等と同一の給付事由に基づいて支給されるものに限る。)の額より低いときは、この法律の規定にかかわらず、他の特例法の規定(二以上の他の特例法の規定に該当するときは、それぞれ計算した額のうち最も高いもの)により支給する地共済法による长期給付等の額に相当する額とする。

第四十三条第一項中「第二十九条第四項(第三十条第五項において準用する場合を含む。)第五十二条第四項(第五十三条第五項において準用する場合を含む。)又は第六十三条第四項(第六十四条第五項)を「又は第五十二条第四項(第五十三条第五項)に改め、同条第二項中「长期給付」の下に「等」を加える。)

一項の規定により支給する地共済法の退職共済年金の加給の受給権を有する者が六十五歳に達したときは、第三項の規定にかかわらず、その者の六十五歳に達した日の翌日の属する月の前月までの地共済組合員期間を算定の基礎として、当該地共済法の退職共済年金の加給の額を改定する。

第四十七条第三項中「月額」の下に「及び標準賞与の額」を加える。

第四十八条第一項中「のうち次に掲げるもののうち」のうちに掲げるものに改める。

(以下「私学共済法による長期給付等」という。)のうち次に掲げるものに改める。

第五十一条に次の二条を加える。

5 準用国共済法附則第十二条の六の二第二項の規定による退職共済年金の受給権を有し、かつ、同条第八項の規定により読み替えられた準用国共済法第七十八条第一項の規定及び第四十八条第一項の規定により支給する私学共済法の退職共済年金の加給の受給権を有する者が六十五歳に達したときは、第三項の規定にかかわらず、その者の六十五歳に達した日の翌日の属する月の前月までの私学共済加入者期間を算定の基礎として、当該私学共済法の退職共済年金の加給の額を改定する。

第五十三条第二項中「第四条」の下に「若しくは第三十二条第二項」を加え、「同法第三十二条第一項若しくは第二項」を「同条第一項」に改め付の下に「等」を加える。

第五十三条规定中「第二項」を「から第三項まで」に改める。

(他)の特例法の規定の適用を受ける私学共済法による长期給付等の額

第六章第二節第二款中第五十四条の次に次の二条を加える。

第六章第二節第二款中第五十四条の次に次の二条を加える。

(他)の特例法の規定の適用を受ける私学共済法による长期給付等の額

第五十四条の二 この法律の規定により支給する私学共済法による长期給付等の額は、他の特例法の規定により支給する私学共済法による长期給付等(この法律の規定により支給する私学共済法による长期給付等と同一の給付事由に基づいて支給されるものに限る。)の額より低いときは、この法律の規定にかかわらず、他の特例法の規定(二以上の他の特例法の規定に該当するときは、それぞれ計算した額のうち最も高いもの)により支給する地共済法による长期給付等の額に相当する額とする。

第五十五条第一項中「第二項」を「から第三項まで」に改める。

第五十六条第六項第四号、第十七条第六項附則第十一條第八項第四号、第十七條第六項第四号、第二十三条第六項第四号及び第二十九条第六項第四号中「第二項」を「から第三項まで」に改める。

第五十七条第五項(行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律)の一部改正

第五十八条第六項(行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律)の一部改正

第五十九条第五項(行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律)の一部改正

第六十条第六項(行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律)の一部改正

第六十一条第六項(行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律)の一部改正

第六十二条第六項(行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律)の一部改正

第六十三条第六項(行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律)の一部改正

第六十四条第六項(行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律)の一部改正

第六十五条第六項(行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律)の一部改正

第六十六条第六項(行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律)の一部改正

第六十七条第六項(行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律)の一部改正

第六十八条第六項(行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律)の一部改正

(社会保障に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律案及び同報)の特例等に関する法律の一部改正

第二十二条の二 社会保障に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律(平成十六年法律第六号)の一部を次のように改正する。

第六十九条第一項第五号中「附則第二十九条第五項」を「附則第二十九条第六項」に改め正する。

第七十条第一項第五号中「附則第二十九条第六項」を「附則第二十九条第六項」に改め正する。

第七十一条第一項第五号中「附則第二十九条第六項」を「附則第二十九条第六項」に改め正する。

附則第二条第一項中「達する前に」を「達する」に、「とき」を「日」に、「経過する日前に」を「経過した日」(以下この条において「一年を経過した日」という。)に、「その受給権を取得した」とを「当該老齢基礎年金の受給権を取得した」と、「六十六歳に達した」とあるのは「一年を経過した」と、「六十六歳に達した」とあるのは「一年を経過した」とあるのは「一年を経過した」とに改める。

附則第七十八条の次に次の二条を加える。
(社会保障に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律の一一部改正)

第七十九条 社会保障に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律(平成十六年法律第号)の一部を次のように改正する。

第四十四条の三 社会保障に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律の一部を次のように改正する。

第五十一条第一項中「第六十条」を「第六十一条第一項及び第四項」に、「同条」を「これら」に改める。

第五十二条第一項中「第四十二条」の下に「第四十四条の二」を加え、同条第六号中「第四十四条の二」の下に「第四十四条の三」を加える。

(国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律の一部改正)

第四十二条 国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律の一部を次のように改正する。

附則第一条第一号中「及び第三十八条」を「第三十八条」に、「の規定」を「及び第七十九条の規定」に改め、同条第五号中「及び第七十八条」を「第七十八条及び第八十条」に改める。

める。

附則第八条を附則第九条とし、附則第七条の次に次の二条を加える。

(社会保障に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律の一一部改正)

第八条 社会保障に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律(平成十六年法律第号)の一部を次のように改正する。

第二十九条中「(国共済法)」の下に「第一百二十四条の三」を加える。

第六十六条中「第七十九条第四項」を「第七十九条第七項」に改める。

第六十条第一項中「第八十九条第一項第一号」を「第八十九条第一項第一号イ」に改める。

第六十一条第一項中「第八十九条第一項第一号イ」を「第八十九条第一項第一号イ」に改める。

第六十一条第一項中「第八十九条第一項第一号イ」の規定による金額は、同号イの規定にかかる「社会保障に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律の一部を次のように改める。

第六十一条第一項中「第八十九条第一項第一号イ」の規定による金額は、同号イの規定にかかる「社会保障に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律の一部を次のように改める。

理由

社会保障に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定を実施するため、日本国及びアメリカ合衆国の両国において就労する者等に関する医療保険制度及び年金制度について、健康保険法、船員保険法、国民健康保険法、国民年金法、厚生年金保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法及び私立学校教職員共済法の特例その他必要な事項を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

(私立学校教職員共済法等の一部を改正する法律の一部改正)

第四十三条 私立学校教職員共済法等の一部を改正する法律の一部を次のように改正する。

附則第一条第一号中「及び第三十八条」を「第三十八条」に、「の規定」を「及び第七十九条の規定」に改め、同条第五号中「及び第七十八条」を「第七十八条及び第八十条」に改める。

附則第一条第四号中「第七条」を「第八条」に改める。

社会保障に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨
本案は、日米両国の年金制度及び医療保険制度への二重加入の防止等を目的に締結された「社会保障に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定」(以下「協定」という。)を実施するため、公的年金各法及び公的医療保険各法について、被保険者の資格等に関する特例を設けようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 被保険者の資格に関する特例
アメリカから我が国に一時的に派遣された者等であつて、協定第四条の規定により合衆国費用負担法令の規定の適用を受ける者等は、公的年金各法及び公的医療保険各法に關し、被保険者としないとする特例等を設けること。

2 公的年金の支給要件及び給付の額の計算に関する特例
公的年金各法の給付の支給要件について、アメリカの年金制度の保険期間を我が国の年金制度に加入していた期間に算入するなどの特例を設けるとともに、これにより支給要件を満たした場合、我が国の年金制度に加入した期間に応じた額を支給すること。

| |
|--|
| <p>3 施行期日 この法律は、一部の事項を除き、協定の効力発生の日から施行すること。</p> |
| <p>二 議案の可決理由 協定を実施するため、公的年金各法及び公的医療保険各法について、被保険者の資格等に関する特例を設けることは、時宜に適するものと認め、本案は可決すべきものと議決した。 右報告する。</p> |
| <p>平成十六年六月四日 厚生労働委員長 衛藤 咸一 (趣旨)</p> |
| <p>衆議院議長 河野 洋平殿 社会保障に関する日本国と大韓民国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例案 に関する法律案 右</p> |
| <p>平成十六年三月八日 内閣総理大臣 小泉純一郎 社会保障に関する日本国と大韓民国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例案 に関する法律 目次 第一章 総則(第一条・第二条) 第二章 国民年金法関係 第三章 厚生年金保険法関係(第四条) 第四章 国家公務員共済組合法関係(第五条・第六条) 第五章 地方公務員等共済組合法関係(第七条・第八条) 第六章 私立学校教職員共済法関係(第十一条・第十二条) 第七章 雜則(第十二条・第十五条) 附則 第一章 総則 (趣旨)</p> |
| <p>第一条 この法律は、社会保障に関する日本国と大韓民国との間の協定(以下「協定」という。)を実施するため、日本国及び大韓民国の両国において就労する者等に関する年金制度について、国民年金法(昭和三十四年法律第二百四十一号)、厚生年金保険法(昭和二十九年法律第二百五十五号)、国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第二百二十八号)、地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第二百五十二号)及び私立学校教職員共済法(昭和二十八年法律第二百四十五号)の特例その他必要な事項を定めるものとする。 (定義)</p> |
| <p>第二条 この法律において「大韓民国年金法令」とは、協定第二条(a)に掲げる大韓民国の年金制度に関する協定第一条1(b)に規定する法令をいふ。 例等に関する法律</p> |
| <p>第三章 日本国に住所を有する者であつて次の各号のいずれかに掲げるものは、国民年金法第七条第一項の規定にかかわらず、国民年金の被保険者としない。 一 日本国の領域内において就労する者であつて、協定第五条から第九条までの規定(以下「協定適用調整規定」という。)により大韓民国年金法令の規定の適用を受けるもの(第三号に掲げる者を除く。) 二 大韓民国の領域内において就労する者であつて、協定適用調整規定により大韓民国年金法令の規定の適用を受けるもの(次号に掲げる者を除く。) 三 第四条第一項の規定により厚生年金保険の被保険者としないこととされた者、第五条の規定により国家公務員共済組合法の長期給付に関する規定を適用しないこととされた者、第七条第一項の規定により地方公務員等共済組合法の長期給付に関する規定を適用しないこととされた者又は第十条第一項の規定により私立学校教職員共済法の長期給付に関する規定を適用しないこととされた者 四 第一号又は前号のいずれかに該当する者の配偶者婚姻の届出をしていないが、事實上婚姻關係と同様の事情にある者を含む。又は子であつて政令で定めるもの</p> |
| <p>第四条 厚生年金保険の適用事業所に使用される者であつて次の各号のいずれかに掲げるものは、厚生年金保険法第九条の規定にかかわらず、厚生年金保険の被保険者としない。 一 日本国の領域内において就労する者であつて、協定適用調整規定により大韓民国年金法令の規定の適用を受けるもの(第三号から第五号までに掲げる者を除く。) 二 大韓民国の領域内において就労する者であつて、協定適用調整規定により大韓民国年金法令の規定の適用を受けるもの(次号から第五号までに掲げる者を除く。) 三 日本国の領域及び大韓民国の領域内において同時に就労する者であつて、協定適用調整規定により大韓民国年金法令の規定の適用を受けるもの(次号及び第五号に掲げる者を除く。) 四 日本国又は大韓民国の国籍を有する船舶において就労する者であつて、協定適用調整規定により大韓民国年金法令の規定の適用を受けるもの</p> |
| <p>第五条 第五条の規定により国家公務員共済組合法の長期給付に関する規定を適用しないこととされた者、第七条第一項の規定により地方公</p> |

務員等共済組合法の長期給付に関する規定を適用しないこととされた者又は第十一条第一項の規定により私立学校教職員共済法の長期給付に関する規定を適用しないこととされた者前項に規定する者の厚生年金保険の被保険者の資格の取得及び喪失に関し必要な事項は、政令で定める。

第四章 国家公務員共済組合法関係

(長期給付に関する規定の適用範囲の特例)

第五条 国家公務員共済組合法の長期給付に関する規定は、同法第二条第一項第一号に規定する職員(同法第二百一十五条及び第二百二十六条第二項の規定により当該職員とみなされる者を含む。)のうち、協定適用調整規定により大韓民国年金法令の規定の適用を受ける者には、適用しない。

2 地共済法の長期給付に関する規定の適用を受ける地方公務員共済組合の組合員が、前項の規定によりその適用を受けない地方公務員共済組合の組合員となつたときは、地共済法の長期給付に関する規定の適用については、そのなつた日の前日に退職(地共済法第二条第一項第四号に規定する退職をいう。)をしたものとみなす。

(主務大臣の権限)

第六条 財務大臣は、協定及びこの法律の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、国家公務員共済組合又は国家公務員共済組合連合会に対し、その業務に関し、監督上必要な命令をすることができる。

第五章 地方公務員等共済組合法関係

(長期給付に関する規定の適用範囲の特例)

第七条 地方公務員等共済組合法(以下この章において「地共済法」という。)の長期給付に関する規定は、地共済法第二条第一項第一号に規定する職員(地共済法第二百四十二条第一項及び第二

第六章 私立学校教職員共済法関係

(長期給付に関する規定の適用範囲の特例)

項、第二百四十二条の二、第二百四十二条第一項並びに第二百四十四条の三第一項の規定により当該職員とみなされる者を含む。)及び地共済法第二百四十二条第一項に規定する公庫等職員(同法第二百四十二条第一項に規定する継続長期組合員の資格を有する者に限る。)のうち、協定適用調整規定により大韓民国年金法令の規定の適用を受ける者には、適用しない。

(長期給付に関する規定の適用範囲の特例)

一 日本国の領域内において就労する者であつて、協定適用調整規定により大韓民国年金法令の規定の適用を受けるもの(第三号に掲げる者を除く。)

二 大韓民国の領域内において就労する者であつて、協定適用調整規定により大韓民国年金法令の規定の適用を受けるもの(次号に掲げる者を除く。)

三 日本国の領域及び大韓民国の領域内において同時に就労する者であつて、協定適用調整規定により大韓民国年金法令の規定の適用を受けるもの

2 私共済法の長期給付に関する規定の適用を受ける私共済制度の加入者が、前項の規定によりその適用を受けない私共済制度の加入者となつたときは、私共済法の長期給付に関する規定の適用については、そのなつた日の前日よりその適用を受けない私共済制度の加入者となつたときは、私共済法の長期給付に関する規定の適用については、そのなつた日の前日

(情報の提供等)

第七章 雜則

(情報の提供等)

第八章 文部科学大臣の権限

(文部科学大臣の権限)

第一項の規定により私共済法の長期給付に

関する規定を適用しないこととされた私共済制度の加入者の私共済法による掛金の標準給与の月額及び標準賞与の額に対する割合は、政令で定める範囲内において、共済規程私共済法第四条第一項に規定する共済規程をいう。)で定める。

第九章 社会保険庁長官、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合、地方公務員共済組合連合会又は日本私立学校振興・共済事業団(次項において「日本側保有機関」という。)は、国民年金法、厚生年金保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法又は私立学校教職員共済法(以下この項及び第十五条において「公的年金各法」という。)の被保険者、組合員又は加入者に関する情報であつてこの法律、公的年金各法その他関係法令の実施のために自らが保有するもの(以下この項において「保有情報」という。)を、保有情報の本人の権利義務に係る協定の規定の実施に必要な限度において、

官報 (号外)

協定第一条1(c)に規定する大韓民国の権限のある当局又は同条1(d)に規定する大韓民国の実施機関(次項において「大韓民国側保有機関」といいう。)に対して提供することができる。

2 日本国側保有機関は、大韓民国側保有機関から提供を受けた情報であつて個人に関するものについて、行政機関の保有する電子計算機処理に係る個人情報の保護に関する法律(昭和六十三年法律第九十五号)の規定によるほか、同法における個人に関する情報の保護の措置に準じて、個人に関する情報の安全の確保その他の必要な措置を講じなければならない。

(経過措置)

第十三条 この法律に基づき政令を制定し、又は改廃する場合においては、政令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置を定めることができるものとする。

(実施命令)

第十四条 この法律に特別の規定があるものを除くほか、この法律の実施のための手続その他その執行について必要な細則は、内閣府令・総務省令・文部科学省令・総務省令・財務省令・文部科学省令又は厚生労働省令で定める。(政令への委任)

第十五条 前各条に規定するもののほか、公的年金各法の被保険者、組合員及び加入者の資格に関する事項その他の協定及びこの法律の実施に

関し必要な事項は、政令で定める。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、協定の効力発生の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 次条の規定 公布の日(次号において「公布日」という。)

二 附則第三条の規定 国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律(平成十六年法律第一号)の公布の日又は公布日のいずれか遅い日

(行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部改正)

第二条 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十五年法律第六十一号)の一部を改正する法律(平成十五年法律第六十一号)の一部を次のように改正する。

目次中「第二十二条の二」を「第二十二条の三」と改める。

第七章中第二十二条の二の次に次の一条を加える。
(社会保障に関する日本国と大韓民国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律の一部改正)

第八十一条 社会保障に関する日本国と大韓民国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律(平成十六年法律第一号)の一部を次のように改正する。

第五条中「(同法)の下に「第一百二十四条の三」を加える。

第二十二条の三 社会保障に関する日本国と大韓民国との間の協定の実施に伴う厚生年金保

險法等の特例等に関する法律(平成十六年法律第一号)の一部を次のように改正する。

第十二条第二項中「行政機関の保有する電子計算機処理に係る個人情報の保護に関する法律(昭和六十三年法律第九十五号)」を「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第五十八号)」又は独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第五十九号)」に、「同法」を「これらの法律」に改める。

(国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律の一部改正)

第三条 国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律の一部を次のように改正する。

附則第一条第二号中「及び第七十九条」を「第七十九条及び第八十一条」に改める。

附則第八十条の次に次の一条を加える。
(社会保障に関する日本国と大韓民国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律の一部改正)

第八十二条 社会保障に関する日本国と大韓民国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律(平成十六年法律第一号)の一部を次のように改正する。

第五条中「(同法)の下に「第一百二十四条の三」を加える。

二 議案の可決理由
協定を実施するため、公的年金各法につい

社会保障に関する日本国と大韓民国との間の協定を実施するため、日本国及び大韓民国の両国において就労する者等に関する年金制度について、国民年金法、厚生年金保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法及び私立学校教職員共済法の特例その他必要な事項を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

本案は、日韓両国の年金制度への二重加入の防止を目的に締結された「社会保障に関する日本国と大韓民国との間の協定」(以下「協定」という。)を実施するため、韓国から我が国に一時的に派遣された者等であつて、協定第五条から第九条までの規定により大韓民国年金法令の規定の適用を受ける者等は、公的年金各法の被保険者としないとする特例等を設けようとするものである。

なお、この法律は、一部の事項を除き、協定の効力発生の日から施行することとしている。

て、被保険者の資格に関する特例等を設けることは、時宜に適するものと認め、本案は可決すべきものと議決した。

右報告する。

平成十六年六月四日

厚生労働委員長 衡藤 晟一

衆議院議長 河野 洋平殿

去る五日は、会議を開くに至らなかつたので、ここに議事日程を掲載する。

議事日程 第二十八号

平成十六年六月五日(土曜日)

午後一時開議

第一 児童手当法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第二 社会保障に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律案(内閣提出)

第三 社会保障に関する日本国と大韓民国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律案(内閣提出)

第一 児童手当法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第二 社会保障に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律案(内閣提出)

第三 社会保障に関する日本国と大韓民国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律案(内閣提出)

官 報 (号 外)

平成十六年六月八日 衆議院会議録第三十九号

官 報 (号外)

平成十六年六月八日 衆議院会議録第三十九号

明治三十五年三月三十日
郵便物認可

| |
|----------------------|
| 発行所 |
| 二東京一番地四四五番地五号区虎ノ門二丁目 |
| 獨立行政法人國立印刷局 |
| 電話 |
| 03(3587)4294 |
| 定価 |
| (本体) 三四五円 三三〇円 |